のと毫も異なることなし、故に余は狐憑に就きて玆に縷々するを欲せず、唯日本公衆に對して其緊要なる點のみを單簡に述べんと欲するのみ。

第一、此病を以て日本國の固有病と信ずるは誤れり、蓋し之と同じき病狀は亞細亞全洲に散在し、唯國によりて其名稱を異にするのみ、是故に人若し此病の鬼類の所爲なることを信認する印度人に向ひて、是れ狐狸の所爲なりと云はゞ、彼必ず笑はん、又日本人に向ひて、此病は人體に類似したる鬼の所爲なりと云はゞ、日本人も亦必ず笑ふなるべし。

第二、狐憑は唯此病を信ずる人のみを侵して、此病を信ぜざる人を侵すことなし、

第三、狐憑は魯鈍蒙昧なる者、或は病患により、若くは劇烈なる恐怖によりて、一時精神の衰弱したる人のみを侵す、

第四、本病を狐憑と信ずるものは概ね婦女子少年輩なり、故に此病は大抵婦女子少年輩に在り、

第五、此病に罹る者の自ら以て病因なりと信ずる所の獸類は土地によりて同じからず、或は以て狐となし、或は以て犬となし、或は以て狸となすの類是なり、

第六、此病は患者の思慮平生に復するに於て治癒す、是或は本源なりし疾患の治癒するにより、或は某人或は某神佛を講ずる人の力に賴るなり、

予の知る所に據れば、此病に於ては日本は勿論、歐洲に於ても未曾て醫師の之を詳悉論述せし

ものあらず、予や今を距る九年前日本に來れる以還喜びて本病を講究し、常に可及的見聞を博くせんことを勉め、又久しく本病者に就き實驗するを得たり、乃ち以爲らく、此病の症狀に就きては亦少しく語るを得べしと、蓋し予が此病に就き單簡なる説明を得て之を世に公布せしは五年前は在り惟ふに日本の醫師は既に之を諦認せられしならん。

狐憑病又は犬神病は、日本に於ては數百年前より既に世人の熟知する所にして、就中此病は四國に多きが如し、而して此地の俗傳に於ては、其病の原因を以て源三位賴政の殺せし怪禽の所爲と爲せり、俗傳に曰く、賴政が京都紫宸殿に於て彼の怪禽（鵺）を數片に分斷せしや、猿の如き頭部は伊豫に飛び、蛇蝎の如き尾と焰を放つの舌は長門に飛ひ、犬の如き胴は阿波（德島の近在今尙ほ怪禽村と稱する所）に飛び而して此諸部分決本病の原因を爲すと、是を以て伊豫に於ては本病を猿神病と謂ひ、長門に於ては之を「ハスイカツラ」と謂ひ、阿波に於ては之を犬神病と謂ふ、但し京都大阪地方に於ても亦之を犬神と呼ぶと雖ども、該病發因の説明に至ては各相同じからず、又其他の地方に於ては概ね此病を狐憑と稱し來れり、蓋し世俗常に狐は人體中に宿り、且人を誑かし、或は人を惑はすの幻術を具ふる者と信ずればなり。

此症は醫師の、久しく以て疾患と見做せし如く、予も亦之を疾病と謂はんとす、然れども之を他の疾病に化するに著しく異なる所あり、俗人以て非凡力の所爲なりと爲す亦其理なきに非ざるな

り、然れども若し多く精神病患者を目撃し、且つ輓近の醫學を講究したる者ならば、此病の説明を爲さんと欲するも亦敢て至難に非ざるべし。

然り此傳説は全く偶然の出來事なりとするも、何れの國を問はず多少之に類したる事あるは奈何と云ふに、是れ予の前に述べたる重我説より起因したるものたり、凡て人には自我と他我との二樣ありとし、此理を推及して禽獸にも亦二我ありと想像し、禽獸の一我は人間の體内に宿ることを得べきものと思考せしより、西洋にも東洋にも憑附談を傳ふるに至りしなり、此憑附談は實に古來種々の精神病者を説明し來りしものなるが故に、今日の狐憑患者は一種の精神病者に與ふる所の名稱なりとす唯だ此病者が他の精神病者と異る所は、古傳の狐憑談の觀念によりて其諸作用を左右せらるゝ別あるのみ。

第三十一節（支那の狐談） さて、是より我邦ひ狐談の起原を探究するに、全く支那より傳來せる狐說に據りしこと明かなり、今左に諸書に散見せる狐說を逃ぶべし、先づ秉燭或問珍に論ずる所、至つて簡短に說き示せるものなれば之を掲ぐべし。

狐の怪を爲す事和漢共に諸書に載す、第一至て疑ひ深き獸なり、道を走るにも人や襲ひ來るかとより〳〵跡を顧るなり、故に疑の多き人を狐疑と云ふなり、其妖怪を爲す調練は、草深き野原にて靈天蓋を拾ひ己が頂に載せてあふのき北斗の星を拜す、然れどもあふのかんとすれば頂の

靈天蓋忽ち落る又拾ひあげて頂に戴き、右の如くする事數年を積れば、後は北斗を拜し跳廻りても、鍛錬にて靈天蓋を落さず、其時北斗を百遍禮して始て人の形に變化するなり、又白居易は、古墳のほとりに住む狐は專ら妖をなして美婦人と成、十人に八九人は迷ふと云へり、夫木集の歌に、「花を見る道のほとりの古狐かりの色にや人迷ふらん」とあり、考るに狐は至て陰獸なり、故に陽氣衰へる人あれば其虛に乘じて外邪入るなり、凡そ人の喜怒哀樂五氣七情何れにても過たる事あれば、本體の主人公外に離れ空虛となりぬれば、陰氣のみにして虛人と成、然る時は障を窺ふ所の者何ぞ入らざらんや、唐の武三思と云ふ者の愛せる妓女は花の妖なりけるが、狄梁公と云ふ賢人の來りける時より彼の妓女形を失ひ再び來らずとなり、（開元遺事にあり）畢竟妖は德に勝たずと云へば、何ぞ正敷人の前にて妖をなすことあらんや、皆忌恐るゝに依て妖を招くなり、其心につれて妖も亦ある理なり。

又安齋隨筆卷一に論ずる所も一考すべき價値あれば左に摘載すべし。

妖狐或問珍と云ふ書六册あり、寶永七年三州田原の學者兒島不求と云人の著す處にて、諸の奇怪を辨斷せる問答書なり、其中に狐妖を怪みて問ひし答に、（上略）其妖をなす調練は、草深き野原にて靈天蓋「サレカウベノコトナリ」を拾ひ、己が頂に戴きて仰ぎ北斗の星を拜す、然れ共仰んとすれば頂の靈天蓋忽落る、又拾ひ上げて頂に戴き、右の如くする事數年を積れば、後は北斗を

拜し跳廻ても修練して靈天蓋を落さず、其時北斗を百遍禮して始て人の形に變化する也、云々貞丈云、右の狐のばけやうの傳授は、何か唐の書にて見し事ありしが、用にもたゝぬ事なれば其書名も忘れたり、右委細の傳授をば狐に聞て書たるか、又は靈天蓋を拾時より數年を積て北斗を拜する時まで狐に付き從ひ見覺て書たるか、いぶかしき事なり、學者と喚ばるゝ輩は、吾國の書に少にても怪說あるをば一喫に云ひ破りて、唐の書に見たる不稽の說をば猥りに信じて眞僞をも考へず、とにもかくにも隣の甚太味噌が好物なるぞをかしき、此類の事猶多し。

又隨意錄の一節を左に拔記すべし。

狐狸の人を魅する異域亦同じ、謝肇淛云く、其の婦人を魅せざるは狐の陰類なり、陽を得れば乃ち成す、故に牡狐と雖も必ず之に女を託すれば以て男子を惑はすなり、此の說は則ち中らず、我方の狐男子と爲りて以て人を魅する往々有り、又婦人の魅せらるゝ亦た往々有り、但彼が爲めに魅せらるゝ者、皆卑賤愚蒙の民なり、尊貴賢智の人は則ち未だ嘗て此の事有らざるなり。

以上諸書の說によりて大略和漢狐談の性質起原を知るべしと雖も、更に左に支那の書に就きて之れに關する事項を拔記せんとす、其中には今引用したるものと重複せる所多しと雖も其儘之を揭ぐ。

本草綱目に云く、狐は南北皆之れ有り、北方最も多し、黃黑白の三種有り、白色は最も稀、尾に白錢文有る者亦佳し、日は穴に伏し夜出でて竊に食す、聲嬰兒の如く、氣極めて臊烈、毛皮裘を爲る

可し、其の腋毛は純白、之を狐白と謂ふ、許愼云く、妖獸鬼の乘ずる所なり、三德有り、其の色中和、死すれば則ち首丘す、或は云く、狐は上伏を知りて阡陌を度らず、或は云く、狐は善く氷を聽く、或は云く、狐に媚珠有り、或は云く、狐百歲に至れば北斗を禮して而して變化し、男女淫婦と爲り以て人を惑はす、又能く尾を擊て火を出す、或は云く、狐魅は狗を畏る、千年の老狐は惟千年の枯木を以て燃照すれば則ち眞形を見る、或云く、犀角を穴に置けば欺て歸らず、青丘の山狐有り、九尾能く人を食ふ、之を食へば蠱せず、鼎曰く、狐魅の狀、人を見て或は叉手して禮する有り、或は祇揖する度無し、或は靜處に獨語し、或は裸形、人を見るなり。

酉陽雜俎に云く、舊說に野狐を紫夜と名く、尾を擊てば火出づ、將に怪を爲さんとすれば必ず髑髏を戴いて北斗を拜す、髑髏墜ちざれば則ち化して人と爲る。

玄中記に云く、狐五十歲、能く變化して婦人と爲り、百歲美女と爲り、神巫と爲り、或は丈夫と爲り女と交接し、能く千里外の事を知り、善く蠱魅して人を迷惑して智を失はしむ、千歲なれば即ち天と通じて天狐と爲る。

五雜組に曰く、狐は千歲にして始めて天と通じて魅を爲さず、多くは人の精氣を取つて以て內丹と成す、然らば則ち其の婦人を魅せざるは何ぞや、陽を得れば乃ち成す、故に牡狐と雖も、必ず之に女を託すれば以て男子を惑はすなり、然れば大害を爲さず、故に北方の人之を習はす、南方の猴は

多く魅を爲す、金華家猫の如く、三年以上を畜へは、輙ち能く人を迷はす、獨り狐のみにあらざるなり。

搜神記に云く、張華字は茂先、晉の惠帝の時司空と爲る、時に昭王墓前に一斑狐有り、積年能く變幻を爲す、乃ち變じて一書生と作り、張公に詣らんと欲す、過ぎて墓前の華表に問て曰く、我が才貌を以て張司空に見ゆるを得可きや否や、華表曰く、子の妙解不可と爲すこと無し、但張公の智度恐らくは籠絡し難し、出づれば必ず辱めに遇ひ、殆んど返ることを得ず、但子千歳の質を喪ふのみにあらず、亦當に深く老表を誤るべし、狐從はず、乃ち刺を持して華に謁す、華其の總角の風流潔白玉の如く、擧動容止、顧盻姿を生ず、之を雅重す、是に於て、文章を論及し、聲實を辨校するに華未だ嘗て聞かず、復た三史を商略し、百家を探索し、老莊の奧區を談じ、風雅の絕旨を披き、十聖を包み、三才を貫き、八儒を箴し、五禮を擿するに比び、聲に應じて屈滯せず、乃ち歎じて曰く、天下豈に此のごとき年少有らんや、若し鬼魅に非らざれば則ち是れ狐狸ならんと、乃ち榻を掃て延留し、人を留めて防護す、此の生乃ち曰く、明公は當に賢を尊び衆を容れ善を喜びて而して不能を矜れむべし、奈何ぞ人の學問を憎む、墨子の兼愛は其れ是の若きか、言ひ卒つて便ち退かんことを求む、華已に人をして門を防ぎて出づることを得ざらしむ、既にして而して又華に謂て曰く、公の門に甲兵欄騎を置く、當に是れ疑を僕に致すなるべし、將に天下の人、舌を捲て而して智謀の

士と言はず、門を望んで而して進まざらんとす、深く明公の爲めに之を惜む、華應ぜず、而して人を防禦せしむること甚た嚴なり、時の豐城の令、雷煥字は孔章は博物の士なり、來りて華を訪ふ、華、書生を以て之に白す、孔章曰く若し之を疑はゞ何ぞ獵犬を呼て之を試みざると、乃ち犬に命じて以て試みるに竟に憚る色無し、狐曰く、我に天才智を生ず、反て以て妖と爲し、犬を以て我を試む、遮莫、千試萬慮其れ能く患と爲んやと、華聞て益怒て曰く、此れ必ず眞妖ならん、聞く、魑魅は狗を忌むも別つ所の者は數百年の物のみ、千年の老精は復た別つこと能はず、惟千年の枯木を得て之を照せば、則ち形立ちどころに見はると、孔章曰く、千年の神木何に由りてか得可き、華曰く、世に傳ふ、燕の昭王の華表木、已に千年を經ると、乃ち人を遣はして木の所に至らしめんと欲す、忽ち空中に一青衣の小兒有り、來りて使に問て曰く、君何んすれぞ來るや、使曰く、强司空に一年少の來謁するあり、多方巧辭疑らくは是れ妖魅ならんと、我をして華表を取て之を照さしめんとす、青衣曰く、老狐不智我が言を聽かず、今日禍已に我に及ぶ、其れ逃るべけんやと聲を發して而して泣き倐然として見えず、使乃ち其の木を伐れば血流る、便ち木を將て歸り之を燃して以て書生を照せば、乃ち一斑狐のみ、華曰く、此の二物我に値せず千年復得べからずと、乃ち之を烹る。

同書に云く、吳中に一書生有り、皓首、胡博士と稱して諸生に敎授す、忽ちにして復見えず、九月

初九日、士人相與に山に登りて遊観するに講書の聲を聞く、僕に命じて之を尋ねしむ、空冢中群狐羅列し人を見て卽ち走るを見る、老狐獨り去らず、乃ち是れ皓首書生。

同書に云く、譙人夏候藻の母病んで困む、將に智に詣て卜せんとす、忽ち一狐有り、門に當りて之に向ひ嘷叫す、藻大に愕懼し、遂に馳せて智に詣る、智曰く、其の禍甚だ急、君速に歸りて狐の嘷べる處に在りて心を拊し啼哭し、家人をして怪に驚き大小畢く出でしめ一人出でざれは啼哭して休する勿れ、然らば其の禍僅に免るべし、藻還りて其の言の如くし、亦病を扶けて而して出づ、家人既に集れば、堂屋五間拉然として而して崩る。

搜神後記に云く、吳郡顧旃獵して一崗に至れば、忽ち人の語の聲を聞く、云く、咄々今年衰へたる、乃ち衆と尋覓するに、崗頂に一穽有り、是れ古時の冢、一老狐の冢中に蹲くまるを見る、前に一卷の簿書有り、老狐書を齎して計校する所有り、乃ち犬を放ちて咋て之を殺さしむ、取て簿書を視れば悉是れ人女を姦するの名、已に姦を經たる者は朱を以て鈎頭し、疏する所の名百數有り、旃の女正しく簿次に在り。

同書に云く、襄陽の習鑿之字は彥威、荊州の主簿たり、桓宣武に從て出獵し、時に大に雪る、江陵城の西に於て草上雪氣出づるを見て伺觀するに一黃物を見、之を射るに箭に應じて死す、往て取れば乃ち一老雄狐、脚上に縫綾香囊を帶ぶ。

同書に云く、宋酒泉郡、大守官に到る每に幾くも無くして輙ち死す、後、渤海陳斐有り、此の郡を授けらる、憂恐して樂まず、卜者に就て其の吉凶を占ふ、卜者曰く、諸侯を遠け伯裘を放て、能く此を解せば則ち憂無しと、斐、此の語を解せず、答て曰く、君去て自ら之を解くべし、斐既に官に到る、侍醫に張候有り、直醫に王候有り、卒に史候董候等有り、斐、心に悟りて曰く、此れを諸候と謂ふと乃ち之を遠け、卽ち臥して伯裘を放つの義を思ふに何の謂なるを知らず、夜半後に至り一物の斐の被上に來る有り、斐覺つて被冒を以て之を取るに、物遂に跳踉して訇々として聲を作す、外人聞て火を持して入て之を殺さんと欲す、魅乃ち言て曰く、我實に惡意無し、但府君を試みんと欲するのみ、能く一たび相赦さば、當に深く君恩に報ずべしと、斐曰く、汝は何物たる而して忽ち大守を干犯するぞ、魅曰く、我は本と千歳の狐なり、今變じて魅と爲り化して神たるに垂んとす、而して府君の威怒に觸れ甚だ困厄に遭ふ、我れ字は伯裘、若し府君急難有らば但我が字を呼べ、便ち當に自ら解くべし、斐乃ち喜て曰く、眞に伯裘を放つの義なりと、卽便ち之を放つ、小しく被を開けば忽然として光あり、赤きこと電の如く戸より出でて明く、夜、門を敲く者有り、斐問ふ是れ誰ぞ、答て曰く、伯裘、問ふ來る何の爲めなるぞ、答て曰く事を白さん、問ふ何事をか白す、答て曰く、北界に賊奴發する有りと、裴按ずるに發すれば則ち驗あり、事每に告げ以て斐に語る、是に於て境界毫髮の奸無し、而して咸曰く、聖府君、後、月餘を經て主簿李音斐の侍婢と共に私通す

既にして而して伯裘の白す所と爲らんことを懼れ、遂に諸僕と裴を殺さんことを謀る、傍人無きを伺ひ、便ち諸僕と杖を持して直に入り之を格殺せんと欲す、裴惶怖して即ち伯裘を呼て我を救はんことを求む、即ち物有り、一疋の絳を伸ぶるが如し、剨然として聲を作す、諸僕地に伏して魂を失ひ、乃ち次を以て縛取し考詢す、皆服して云く、裴未だ官に到らず音已に權を失はんことを懼る、諸僕と裴を殺さんことを謀り、會、諸僕斥せられて事成らず、裴即ち音等を殺す、伯裘乃ち裴に謝して曰く、未だ白すに及ばず、音の姦情乃ち府君の召す所と爲る、微力を效すと雖も猶は慚惶を用ゆ、後月餘裴と辭して曰く、今後當に天に上るべし、去らば復た府君と相往來することを得ずと遂に去て見えず。

宋高僧傳に云く、仲志玄は河朔の人、曾て絳州に至り、夜墓林の中に泊す、其の夜月色晝の如し、一狐を見る、林下より髑髏を持ちて首に置きて之を搖かす、落つる者は顧みず、落ちざる者は之を戴く、更に芳草墮葉を取て其の身を遮蔽すれば俄に美女と成り、素服して道左に立つ、微かに車馬の行く聲有るを聞く、女子哀泣し、悲んで自ら勝へず、少選にして乘馬の郎有りて至る、與に言て之を久うす、將に偕に去らんと欲す、玄、林より出で之に謂て曰く、此れ狐なりと、其の人信ぜず玄乃ち錫を振て胡語すれば女遂に狐と化して而して走る、其の人叩頭して過を悔ゆ。

其他狐談の諸書に散見せるもの殆んど枚舉に遑あらず、之を要するに我邦の狐談は全く支那より起

り、之に關する種々の怪談は皆支那の怪談に模擬して作りたるもの多きを知るべし、唯ゝ其事たる正經正史中に見えざるを以て、明かに何の時代に起りしやを詳にすること能はざるのみ。

第三十二節(日本の狐談) 次に我邦の狐談を考ふるに、余が二三の書に就て記憶せるものを左に拔記すべし。

水鏡 卷上 欽明天皇條 云、この御時とぞおほく侍る、野干をきつねと申侍りしはことのおこりは見の國に侍りし人、かほよきめをもとむとて物へまかりしに、野中に女にあひ侍りにき、此をとこかたらひよりて、わがめになりなんといひき、此女いかにものたまはんにしたがふべしといひしかば、あひぐして家にかへりてすむ程に、をのこ一人うみてき、かくて年月をすぐすに、家にあるいぬ十二月十五日に子をうみてき、その犬の子すこしおとなびて、このめの女をみるたびごとにほえしかば、かのめの女いみじくおぢて、男にこれうちころしてよと云ひしかども、をうとの男きかざりき、此めの女よねしらくる女どもに物くはせんとて、からうすの屋に入にき、その時この犬はしりてめの女をくはんとす、此めの女おどろきおそれて、えたへずとて野干になりてまがきの上にのぼりてをり、をとこ これを見てあさましとおもひながらいはく、なんちとわれとかなかに子すてにいてきにたり、われなんちをわするへからす、つねにきてねよと云ひしかば、そのゝちきたりてね侍りき、さてきつねとは申そめしなり、その女はもゝの花そめのもをなんきて侍りし、そのうみたりし子をば

きつとぞ申し、ちから強くてはしる事とふとりの如く侍りき。

吾妻鏡卷第六七左に云く、文治二年丙寅二月四日壬子、營北山の本、狐子を生ず、其の子御丁臺に入る、卜するに基之の推すところ、快ならず、凡そ去年以來頻りに怪異有り云々。

同書第八廿七左に云く、文治四年戊申九月十四日丁上略繁茂生れて而して逐電し、悲歎を含み乍ら四箇年を經、夢想の告げに依りて之が處を搜求するに狐塚に於て尋ねて之を得た、家に持來れば其の狐老翁に變ぜしむ、忽然として來りて刀並に抽櫛等を嬰兒に授け、翁の深窓に於て密音せしめて曰く、日本の國主たる可きに今に於ては其の位に至るべからず、云々、嬰兒は則ち繁茂なり、長じて茂遺跡を繼ぐ、彼の刀は之を帶はしむ、云々。

嬉遊笑覽に云く、匡房卿狐媚記に康和三年、洛陽大に狐媚の好有り、其の異一に非らず、初め朱雀門前に於て羞饌を儲け、禮するに鳥を以て通じて飯と爲し、牛骨を以て菜と爲す、次で、式部省を設け、後、公卿士の門に及び、世に之を狐大饗と謂ふ。

宇治拾遺物語に云、今は昔利仁の將軍の若かりける時、(中略)かくて行くほどに、三津の濱に狐の一つ走り出でたるを見て、よき使出來れりとて、利仁狐を押かくれば、狐身を投げて逃ぐれ共、追ひ責められてえ逃げず、落かゝりて狐の後足を取りて引き上げつ、乘りたる馬いとかしこしとも見えざりつれ共、いみじき逸物にてありければ、若干も延さずして捕へたる所に、この五位走らせ

て息つきければ、狐を引き上げて云ふやうは、わ狐今宵の中に利仁が家の敦賀に罷りていはんやうは、俄に客人を具し奉りて下るなり、明日の巳の時に高島邊に男ども迎に馬に鞍置きて二疋具してまうでことといへ、もしいはぬものもあらばわ狐たゞ心みよ、狐は變化あるものなれば、今日のうちに行きつきていへとて放てば、荒涼の使かなといふ、よし御覽せよ罷らでは世にあらじと云ふに早く狐見返り見返りして前に走り行く、能く罷るめりと云ふに並せて走り先立ちて失せぬ、かくてその夜は道に泊りて、翌朝疾く出行くほどに、誠に巳の時ばかりに三十騎ばかり寄りて來るものあり、なににかあらんと見るに、男どもまうできたりと云へば、不定の事かなと云ふほどに、たゞちかに近くなりてばらばらと下るゝ程に、これ見よ誠におはしたるはといへば、利仁うち微笑みて、何事ぞと問ふ、大人しき郎等進み來て、希有の事の候ひつるなりといふ、まづ馬はありやと云へば二疋さぶらふといふ、食物などして來りければその程におり居て喰ふ、序に大人しき郎等のいふやう、昨夜希有の事のさふらひしなり、戌の時ばかりに大盤所の胸をきりに切りてやませ給ひしかば、いかなる事にかと俄に僧召さんなど騷せ給ひしほどに、手づから仰せ候ふやう、何かさわがせ給ふ、おのれは狐なり、べつの事なし、此五日三津の濱にて殿の下らせ給ひつるに逢ひ奉りたりつるに、逃つれども得逃げで捕へられ奉りたりつるに、今日の中に我家にいきつきて、客人具し奉りてなんくだる、明日巳の時に馬二つに鞍置きて具して、男ども高島の津に參り逢へといへ、もし今日

の中にいきつきていはずば辛きめ見せんずるぞと仰せられつるなり、男ども疾く疾く出立ちて參れ遲くまゐらば我は勘當かうぶりなんと懼ぢ騷がせ給ひつれば、男どもに召し仰せ候ひつれば、倒さまにならせ給ひにき、其後馬と共に參り候ひつるなりといへば、利仁うちゑみて五位に見合すれば五位あさましと思ひたり、物など喰ひはてゝ急ぎ立ちて、くらぐらに行き着きぬ、これ見よ誠なりけりとあざみあひたり。

兎園小説に云、過ぎし兎園のまとゐには、きつねたぬきの事など諸君のしめし給ふ物から、予も亦聞きつる一條のものがたりあり、こは予が家に年ごろ出入なせるもの、元は下谷の長者町に住みし萬屋義兵衛が母みねのはなしなり、みねが生國は下總相馬郡宮和田村のほとりにて、みねが父は同國赤法華村の農民孫右衛門といふものなり、此孫右衛門より六世ばかりの祖孫右衛門とかいひしもの、江戸に出でて歸るさ、何がしとかいふ原をよぎりし時、傍に若き女のひとりたゞずみしが、呼びかけていへらく、われは下總なる云々の村にゆくものなるが、ゆき暮れていとなやみぬ、願ふは和君もそのほとりにしおはさば伴ひ給はれかしと他事もなく賴まれければ、孫右衛門止む事を得ずうけがひてその夜はおのが家にとゞめ、とかくして一兩日をふる程に、彼女のふるまひのまめまめしければ、孫右衛門が母なるもの女に問ひていふ、我子いまだ妻あらず、わがよめとなりなんやといひしに、女答へてわれに實は親兄弟もなくたよるべき方はし、云々の村は些のゆかりあれば尋ねゆかんと思ひしのみ、兎も角も御心にしたがひなんといひければ、母悅びてつひにめあはしぬ、いく程もなく男子をまうけ、そが五歳といふとき又をの子をうめり、冬のことにて稚子に添乳してしばし爐邊にまどろみしに、五歳なりける男子があわたゞしく、てゝごよ見給へかゝさまのかほがおとうか（狐の方言なり）によく似たりといふに、おどろき彼女は忽身を翻してかけ出でぬ、なほなほ打驚き眼まとひて、そがあたりをおちもなくさがし求めしに、向の小高き山に狐の穴ありて、その穴の口に小兒のもて遊びの茶釜と燒ものゝきせると書きおきやうのもの一通あり、さては彌狐にてありけりとはじめてさとるものから、なほ哀慕に堪へざりけり、かくてその生れし男子成長して、また孫右衛門と稱し、老いて廻國の望ありとて家を出でしが、何地ゆきけん遂に歸らずなりし、そのあたりのもの後々までも、狐のおぢいと呼びしとぞ、かのみねは右きつねのおぢいが爲にはひまごにや當りぬべしといふ、みね嫗が話に、をさなきころ赤法華村にゆきて彼茶がまきせるなど見し事あり、わなみも狐の血すぢにて侍りとこまやかにかたりしを暗記してこゝにしるしぬ、老嫗がむかしがたりなれば、郡村の名さへ詳ならぬもあれ、遺漏なほ多かるべし、もし委しきことをしも得ば、後のまとゐに補ふべし。

以上は古今の書に散見せるものゝ中一二例を擧示したるのみ、宜く理學部門鳥獸篇を參看すべし、又民間にては一般に狐を以て稻荷に關係あるものゝ如くに考へ、之を人の如く或は神の如きものゝ樣

に唱ふるなり、博物筌に「狐は日本諸國にこれあり、四國になし、多壽にして數百歳をふるもの、人間の俗名をなのる、大和の源九郎、近江の小左衛門などの如し、相傳ふ天下の狐ことごとく京の稻荷の社に參仕すといふ、ほこらをたたきて祭らるゝ所の狐は他の狐に異なりといふ、凡そきつね憂うるときは聲兒の如く、喜ぶときは聲つぼをたゝく如しとあり、」又管狐のことにつき是れ亦參考に必要なれば左に示す。

信濃國伊奈に、管狐と名くるものあり、其大さは廿日鼠ほどありて、尾は管を二ッに割りたるが如し、故に管狐と云ふ、其體は微小なれ共、形ちは狐に髣髴たりと云へり、口碑に傳ふる所にては、此管狐は、元と山城國伏見の稻荷より、受け來りしものにて、小ひさき祠に入れ、小ひさき狐の圖あるよしなり、故に伏見に返へし納むるときは、稻荷の祠官、之を封じて出さぬと云へど、今は如何なりしや定かならず、去れど管狐なるものゝあることは確實にして、此一種の動物は、頗る敏捷なる天性を有し、之を馴れしむる時は、人體に附きて離れず、懐ろ又は袂などに住居して、種々なる事を探り、蒼蠅き程に告るをもて、此狐を飼養する者は、能く人の既往を說き、未來を告ると云ふ、世に狐使ひと稱するものは、此管狐を懐ろにし、狐が耳朶に上りて、告るまゝを說けるよしなれども、不思議にも、人の既往を說き、未來を告るに、符合するとありと云ふ、此は信じ難きことにして、果して然るべしとは思はれざるも、狐の性は、元來疑念深く、何事を聞き、何物を見ても、

己れに害を加ふるかと疑ふより、想像力は非常に强よしと云ふ、此想像力なるものは、人の心理上にも、多少あらざるものはなし、喩へば人の跫音を聞きて、誰れならんと想像し、果して適中すると往々之れあるが如し、狐は此力に强きをもて、能く人の既往未來を想像し、管狐は最も此想像力に强きにより、之を飼養して、能く馴れしむるときは、又能く其語をも解し得るに至り、さては狐使ひなど云ふものも出でしと云ふ、果して然らんには、亦是れ怪異の一たりと云ふべし、殊に奇怪なるは、管狐は能く其體を隱くし、飼主の目に觸るゝのみにて、他人の目には曾て見えず、唯だ之を養ふ者は、其體に一種の臭氣を生じ、宛かも狐の臭氣を嗅ぐに異ならず、故に管狐の附たるとを知るといふも其實は如何にや。

此狐遣のことは今此に論ずるを要せざれども、狐と稻荷との關係に就ては靈獸雜記に述ぶる所を見るべし、卽ち曰く、『南海の四國及對馬五島には狐なし、北夢瑣言に江南無二野狐一と見えたり、（中略）狐を稻荷の神使と云は、伊勢鎭座記に宇賀御魂神亦名二專女三狐神一といふによれりとぞ、三狐は御饌津の義なり、さるに鄙俗は狐を直に神とし祭りて福を祈る事天下風をなせり、朝野僉載にも初唐時百世多事二狐神一、時有レ諺曰、無二狐魅一不レ成レ村と見えたり、嗚呼愚なる哉、○佛家に陀祇尼天の別號を白晨狐王菩薩と稱す、世に稻荷の神體といふ所の形像是也」とあり、又同書に「稻荷の神を狐といふはものしらぬ人のいへることなり、この大神は建速須佐之男命の御子、宇迦之御魂神なりけんを、狐神

なりといふといふは、稲荷ノ社の後の丘に世人の上の社といふあり、登宇女ノ社また命婦ノ社など稱て、三ッの狐を祭れる社あるゆゑに誤りこしゝにや、また幻僧空海が、狐の老翁に化て稲を荷てきたりしを東寺にまつりしといふ說より誤りしにや、また宅吉尼天の像より誤りしといふ說もあり、此事は稲荷神社考にくはし、また稲荷神社記秘訣も合せ見るべし、下にひけり」とあり、此三狐神のことにつき、社會事彙にも「三狐神と書るは御食都と云に借て書るなり、俗に稲荷神を狐ぞなど云めるはかゝることより云ひ出たる誤にぞ有るべき」とのことを載せたり。

以上引證せるものによるも、我邦の狐談の起原發達を明知すること能はず、余も屢ゝ國史に明かなる大家に就て尋問したることあるも、皆判然たる答を與ふるものなし、故に狐談の歷史は他日を待ちて說明することゝなす、而して其談は全く支那傳來のものたるや疑を容れざるものゝ如し、然れども支那の起原亦明かならざるを以て、余此に其事を明示する能はず、唯余は狐惑狐憑の事實を揭げて其理を說明せんとするなり。

第三十三節　（狐惑の種類）　狐談の中に、狐惑に屬すべき事實と狐憑に屬すべき事實との二樣あることは前既に之を述べたり、而して狐惑にも亦狐其物を實視せる場合と全く狐を見ずして想像上狐の所爲に歸する場合等の別あり、今其種類を別ちて三となす、即ち偶然性、豫期性、發病性是れなり。

第一　偶然性、是は狐惑の何たることを知らずして自然に山間を通過するか、或は夜中に旅行するか、或は不案內の土地を通行せる時に際し、道途に踏迷ひて正路を發見する能はざることあり、或は酒に酩酊するか、若しくは痛く疲勞せるときにも、精神恍惚として行く所を失ふことあり、斯くて漸く家に歸るや、遂に其原因の何たるを知るべからざるがため、之を狐狸の所業に歸し、是れ狐に誑惑せられたるものなりと做すに至るなり、斯の如きは固より偶然、自然に起りしものにして人の精神其物の作用より來たす所なること疑なしと雖も、世人は强て奇說を附會し之を狐惑と稱す。

第二　豫期性、是は人心を以て自ら迎へて狐惑の境遇に入るものを云ふ、例へば黃昏獨り步して現に狐を目擊するか、又は其土人が老狐の棲める地なりと唱ふる場處、或は曩に既に或人に誑惑せられたりと傳ふる場處を通行するときは、心身悚然として己も亦誑惑せらるゝならんと自信し、狐惑の觀念專制作用を逞しうするが故に、是より種々の幻覺及び妄覺を來たし、終に古來の狐惑談に示せると同樣境遇に陷るものなり。

第三、發病性、こは偶然性にあらず將た豫期性にもあらず、全く他の原因より精神に變動を來たし、其結果狐惑狐憑の境遇に至るものにして、常に目に狐の形を視、耳に其聲を聞き、己れ自ら狐なりと信じて狐の擧動を呈す、此に至れば狐惑轉じて狐憑病となるなり。

其他狐惑に罹りし者の行爲についても二種に分つことを得べし。

第一は狐に關係を有せざる行爲擧動にして、

第二は狐に關係を有する行爲擧動なり、

例へば夜中に偶然道途に迷ひしか、或は狐に關係なき一種の精神病に罹りし時の如きは第一種に屬すべきも、別に狐に誑惑せられたる證迹なし、然るに民間にては狐惑談を信憑するもの多きを以て盡く其原因を狐に歸するに至る、或は又現に狐を視、狐と共に遊び、其嗜める食物を喰ひ、其擧動を爲して、自ら眞に狐に誑惑せられたりと思ひ、古來の傳說に存する狐惑談の如き現象を呈することあり、故に狐惑の行爲は右の二種に分つことを得べし。

是れより狐惑の諸例を擧示する筈なるも、狐狸に就て狐惑とも狐憑とも名くべからざる奇々怪々の事あり、其現象は雜部門怪事篇に屬すべき問題にして、余は之を狐怪狸怪と名けんとす、而して獸類の怪は理學部門に於て論ずるを當然とすれども、其事たるもと狐狸の作用に出づるにあらずして、他に原因あること明かなれば、余は之を雜部門怪事篇に讓るを寧ろ適當なりとす、然れども狐惑と相別つべからざる點あるを以て、此に其一例を擧示すべし。

(イ)長野縣藤枝利市氏の報に、予が幼時小學校へ通學する頃、一日携へ行くべき辨當の冷却せんを防がん爲め、火閣の傍なる蒲團の間に入れ置き、家を出づるに臨み之を取出せば、辨當を入れたる

囊に鼠の嚙みし如き穴あり、よりて箱の中を檢せしに、飯粒は悉く半粒のものとなり、一も全粒のものなく、且つ表面に一小孔ありて、中に空洞を穿てり、由りて之を家人に示せしに、是必ず狐狸の所爲ならんといへり、又時々飯器中の飯を盜食せらるゝことあり、此れも亦狐狸の所爲なりといふ、(是れと同一なる怪事が駿州に於て起りしが、其事は雜部門怪事篇に出せり。)是れ更に狐と關係なき事柄なれども其事の餘り奇怪にして說明し難きを以て、其原因を狐に歸したるのみ、或は偶然石の落ち來り、物の舞ひ上る怪事あるときにも、其原因を狐狸に歸することあれども、是れ亦毫も狐と關係なき事なり、唯ゞ愚民は一般に狐狸は怪をなすものと想定せるを以てすべて奇々怪々の現象にして其理を知るべからざることは、「皆狐の所爲なりと妄信するのみ、先年『おさき』狐のことにつき、之にひとしき報道を得たることあり。

(ロ)群馬縣館林町某氏の報に、武藏國秩父山邊にて某養蠶家、二三日の間に飼ふ所の蠶蟲の半を失ふ、或は鼠の所爲かと疑ひ、種々穿鑿すれども鼠とも思はれざるより、試みに殘蟲の頭に紅を塗り置きしに、或夜復半を失ひし故、門戶障壁を檢せしに、何物か入り込みしと疑はるゝ點少しも見えず、依りて其怪に驚きしが、其後近隣某家に至り、其蠶蟲を見しに、前日紅を塗り置きし蠶虫此家にありしを以て其所由を陳じて取戾せし由、是全くおさき狐の所爲なりといふ、〇又或人某旅亭に宿せしに、婢僕皆寢に就きし後、「廊下並に臺所の棚の邊に砂を降らすが如き物音ありし故、翌日之

を他人に語りしに、其人客に告げて、某旅亭には多くのおさき狐を養ふ故、其物音は該狐の群をなして歩行する音ならんといへりとぞ、○又或人一日某家に往きしに、傍にありし茶碗忽ち天井に吸上げられたるを見たり、○又或人乾薪を賣らんと欲し、若干貫目の乾薪を某薪炭店に運び、其重量を量りしに、家に在りて量りし目方よりは殆ど二分の一輕く、纔に一二町運びし間に重量半減せし故之を奇とし或人に問ひしに、全くおさき狐の法馬子を引きて、該商店の爲に利を圖りしなりと、○又或家にては、戸締りに異狀なきに、毎朝多量の菓子家中に散落しありたり、是全くおさき狐が近隣の菓子店より運びしものなりといふ、○又或商家新に小僧數名を雇ふ、此小僧等此家にはおさき狐を養ふことを知らず、一夜相伴ひて裏口に出で、灰をふりかけられしといふ、○以上は何れも皆おさき狐を養へる家にありし怪事なり、特に奇なるは、該地方に、數萬の資産ある豪家が故なくして數月の間に破産し、又格別富裕ならざる家が、故なくして急に榮ゆること珍しからざること是なり土俗は皆此れをおさき狐の、衰運に向ひし家の金穀什器を竊かに隆運に向はんとする家に運ぶに由るといふ、而しておさき狐は尋常の狐よりは小さく、恰も鼠に似て、其增殖すること鼠の如く速なりといふ、又此おさき狐を養ふ家を俗には『しつぽ』と稱し、其家の者と結婚すればおさき狐も亦隨ひ來ると稱し、希には『しつぽ』の家と結婚することを忌む者あれども、現今にては該地方の家の過半は皆『しつぽ』なりといふ、然れどもおさき狐は利根川を渡ること能はざる由にて、我上毛地方

には曾て此類の事を聞きしことなし。

是等、皆其原因を知るべからざる故、之を狐に歸したるのみ、何ぞ知らん其原因は狐にあらずして人なるを、余此の如き怪事につき實地探究したるものは、皆其原因人間の上にありて、余が所謂僞怪に出でしものなるを發見せり、既に數週以前甲州郡内に起りし妖怪の如きも、其近邊の者は悉く狐狸の所爲に歸せり、其實況は已に新聞上にて世間に報告したるも、左に其大要を掲記すべし。

（八）明治二十六年十一月中旬より、山梨縣北都留郡（卽ち所謂郡內）大目村杉本永山氏の宅に一大怪事現出す、今其怪事の概略を記さんに、其本體は形もなく影もなく、目以て見る可からず手以て觸る可らざるを以て、何物の所爲たるを知るべからざれども、空中に一種奇怪の聲ありて明かに之を聽くことを得べし、而して其聲は恰も人の口笛の如き響きにて、能く五音を言分け人と問答會話するを以て、何人にても此怪聲に對し問を發せば、一々其答を得といふ、此聲最初の間は夜分のみ聞えしが、後には晝夜を分たず聞ゆるに至りしかば、此事何時しか近村の一大評判となり、人々皆之を奇怪とし、實際に之を聽かんと欲し、其家に爭ひ集る者前後踵を接し、一時は門の內外人を以て塡むる程なりき、斯て此群衆の中より誰にても問を發する者ある時は、怪聲の之に應じて答ふること頗る明瞭にして、何人にも皆聞え、啻に其聲の發源と思はるゝ所より四五間の距離に於て明に聽き取られしのみならず、隣家迄聞ゆる程にて、其狀恰も人が談話するに異ならず、唯其人の言

語と相同じからざるは、其音調が口笛の如く聞ゆる點のみ、されば之を聞ける群集は如何にしても其聲の發源を知らんと欲し、種々の方法を以て其位置方向を指定せんと試みたれ共、或は家の内にあるが如く、又外にあるが如く或は上に聞え又下に聞え、右に聞ゆるかと思へば又左に聞え、人々各々其聽く所の位置を異にし、遂に其目的を達すること能はざりき、且此怪聲は獨り其音調の奇怪なるのみならず、種々の怪事之に伴ひて現出するあり、今假に其怪事を言説上に現ずる者と、行爲の上に現ずる者との二種に分ちて之を略陳せんに、先づ言語の上に於ては第一に其口笛の如き怪聲が能く人の年齡をいひ當つる事なり、例へば何人にても其怪聲に對し我年齡は幾何ぞと問はんに過たず其數を告ぐるが如し、是れ豈奇怪に非ずや、第二に其聲が能く他所若くは他家に起りし出來事を察知して人に告ぐる事あり、例へば今某家に斯くの事ありと告ぐるとき其家に至りて問合すに果して其事ありといふ、是れ豈奇怪にあらずや、第三に其聲能く他人の心中を洞察し之を言ひ當つるに過なしといふ、是れ亦奇怪と謂はざる可からず、第四に其聲能く他人の一身上若しくは一家の上に將に來らんとする吉凶禍福を豫言すといふ、是れ亦奇怪と謂はざるべからず、第五に其聲能く他人の疾病に特效ある奇藥を指示す、實に奇怪千萬と謂ふべし、之を要するに以上の事實に由りて考ふるに、其怪物には豫言察心の力あること明かなり、次に行爲の上に於て第一の怪事といふべきは、或時其家の一室に掛けたりし機絲が、何時の間にかみごとに斷ち截られたること是れなり、第二は或時人の機

を織りてありしに、何事もなくして其の機絲が一時に斷ち截られしこと是れなり、第三は或時機絲の檍に卷きてありしを、恰も齒にて齧み切りたるが如くに切り紊したりしことあり、かく機絲を斷たれしことは一回のみにあらず數回ありしかど、誰も曾て其形體を見しことなく、恰も無形的死靈或は生靈の如きものありて暗中に爲すものゝ如し、但し其怪聲が豫言若しくは察心をなすは別に大なる害とも見えざれど、其毎度機絲を斷たるゝに至りては忽ち多少の損失を受くるを以て、一家最も此怪事に困却せりといふ、是れ郡内に發りし妖怪事件の大略なるが、之を約言せば、此怪事は形態なき無形の怪物が、空中に口笛の如き怪聲を發し、且つ種々の怪事を營むものに外ならず、若し此事果して眞實ならば、實に奇々怪々不可思議千萬といはざる可からず。

此怪事は余が探究する所によるに、全く人爲的僞怪にして狐怪にあらざること明かなり、又四國にては、狐怪の代りに狸怪を唱ふることとなるが、左に其一例を示すべし。

(二)阿波國板野郡名頭村農某の家、近來數々怪事あり、皆狸の爲す所なりといふ、今其一二をいへば、庖刀時ありて人なきに動き、或は鍋に入れて煮る所の魚何時となく其迹を隱すが如きことあり頗る奇絶怪絶と謂ふべし、又嘗て債主某と辨金の約あり、一日一夫來りて債主の使と稱し之を要む乃ち何心なく金を與へて去らしめしが、後數日を經て債主來り、前約を履まんことを請ふ、某大に驚き、前日貴下使を遣はされしを以て、既に之に與へたりと陳ぜしも、債主の曾て知らざる所なり

しより、始めて狸の所爲なりしを知り、更に辨金せり、又此家馬を畜ふ、夜中其尾を剪るものあり狀恰も齒を以て齧みきりたるもの〻如し、由りて之を異みしが、幾もなくして一夜其馬厩を脱し近村に馳騁せり、某益〻之を異とし、或は老狸の所爲ならんと疑ひ、爾後毎夜厩を密閉し、狸の出入すべき間隙なからしめしに、馬復逸す、由りて其厩に至り見しに、更に異狀なし、戸を開きて内に入れば、嚮に債主の使に與へし貨幣の散落したるを見しといふ、又同國那賀郡富岡に南津峯神社あり、祠は山に據り、麓を去ること凡半里、一日近村の者數名故ありて、酒樽幷に大鯛數尾を擔ひ、黄昏より此山に登る、中途にして一茶亭に息ひ、携へし所の鯛を檢せしに、頭のみ存して體は既に嚙み取られたり、是亦老狸の所爲ならんといふ。

其他狐狸に心靈ありて、よく恩義を知りて其德に酬ゆるありといふ、其一例に、

(ホ)明治十四五年の冬の事なりき、防府九華山の麓に陶器製造を業とせる石丸某といへる人あり、一夜其家の近傍にて悲しげなる狐の啼聲聞えたれば、何事ならんと戸を開き見しに、一の老狐肥壺の周圍を周章しく馳け回りて、荐りに叫び居る狀いかにもあやしければ、近きて之を見しに、幼狐其中に陷り將に溺れんとするなり、乃ち之を救ひ、水を以て其體を洗ひ、放ちやりしに、其翌朝何物の持來りしものか、戸口に一尾の大鯛あるを見たり、近隣の者之を聞傳へ、皆是れ先きに助けられし狐の恩を報ぜん爲めにかく竊に持來りしものならんといひあへりとぞ(周防天野六郎氏報)

以上の諸例は皆狐怪狸怪にして、其原因は雜部門怪事篇に讓りて此に略す、而して是より述ぶる所は狐惑若しくは狸惑の說明なり、先づ其の例を列擧すれば左の如し。

(ヘ)神戸市神崎廣賢氏の報に嘉永年間の頃とか聞く、予が祖父恕助奇魚を獲たることありしを以て類族某に誇示せんと欲し、夜之を持して其家に向ふ、時恰も六月の望、月光滿天四方に雲翳なし、然るに行くこと未だ一町に過ぎざるに、四方忽ち暗黑となり、咫尺を辨ぜざるに至れり、然れども祖父元來沈勇なりしを以て、少しも驚かず、路傍に踞して徐に煙草を喫し、敢て躁がざる狀を示せり、少時にして光明舊に復し、路傍に老狐の尾を垂れて緩步せるを見たり、畢竟是れ此老狐予を魅せんとせしも沈重を裝うたるため遂に魅することを得ざりしものならんかと語られしことありたり。

(ト)尾州吉川源吾氏の報に予は今を去ること凡十年前、狐に關する一奇談を聞けり、そは今より凡三十年前の事にして、尾張國中島郡板葺今村に堀田幾四郎といへる人ありしが、家世々莊屋を勤め居りしを以て、一日當時の代官所に用事あり、同國清洲に往き、正午頃歸りて午睡せんと欲し、座敷より字長畑といへる二町許距りたる畑を眺めしに、嘉平といへる農夫の、糞桶を擔ひ柄杓を手にして作物の上をも顧みず踏みあるき、西するかと思へは忽ち東し、右に往き、又左に往き何物をか逐ふもの〻如く、其有樣の何となく怪しければ、猶注視してありしに、少時にして嘉平は柄杓を左

右に振る、幾四郎之を見て益〻奇怪に思ひ、出でて四方を眺むれば、嘉平の居る所より數町距りて一の老狐あり、尾を左右に動かして嘉平に近づかんとす、嘉平は狐の尾を搖かす如くに柄杓を左右に振り、其距離二町許なるに及びて、嘉平は柄杓を捨て狐進めば、嘉平も進み、狐退けば嘉平も退き、其進退皆狐の指導に隨ふを見る、此に於て幾四郎は其傍に進み、狐を逐へども去らざるを以て、大聲を發し嘉平を呼べども嘉平未だ正氣に復せず、此時狐逃れて走り出せしに、嘉平の亦隣村に用事ありといひて狐の方へ走らんとせし故、之を捕へて強く其背を毆ち、汝は狐の爲めに誑かされて自ら知らざるかと叱せしに、嘉平始めて心附き、正氣に復せり、幾四郎由りて其狀を問ひしに初め狐來りて近邊を徘徊せし故、之を逐はん爲め右に往き又左に往きしが、偶〻隣友來りて我を誘ひし故、相伴ひて隣村に行かんと欲せしに、忽ち貴下の爲に正氣に復せりと語れり、尤も當地方には狐多く、誑かさるゝもの亦非常に多しといふ。

(チ)又同氏の報に、予が故鄕の隣村なる三宅村といへるところに、住田文之丞といへる老人あり、嘗て一日予が家の門前を幾回となく往來してありたれば、如何にも奇怪に思ひ、呼び入れて其故を尋ねしに、彼老人は澤の江(予の家を距ること數町の所にある小川の名)の河水暴漲せし爲め迂回するなりといへり、是に於て狐に誑かされたるに相違なきを知り、僕をして此老人を送らしめしことありき、此類の事は予が村には數〻あることにして、大抵予が村より隣村なる目比村に至る間の十二

町の所にて起る事にして、土俗は之を其間にある一村社の森林中に棲める老狐の所爲なりといふ。

(リ)又防州藤井幹氏の報に、今を距ること凡七八十年前、周防國岩國の藩士岡田某の家僕に秋山團十郎といへる者ありたり、元來勇氣にして如何なる怪物にあふとも未だ曾て恐怖したることなかりしが、一夜隣村今津へ行かんとて、字城山の一ッ橋といふ所まで來かゝりしとき、一人の婦女に出會ひたり、其婦人の狀いかにも怪しかりしを以て、是れ必ず此邊に名高き『おさん狐』の所爲ならんと想像し、竊に其後を追ひ、行くこと數十歩にして一の石橋あり、彼婦人此橋を渡るに、手を杖きて飛べるが如く見えしかば、直ちに刀を拔きて之を斬り、熟其屍を檢せしに、實に婦人にして狐の樣に見えざりき、是に於て秋山大に驚き、急に家に歸りて具さに之を其主に告げ、再び其所に至りて之を見しに、全く婦人に相違なければ、益〻驚きて復家に歸り、殆ど爲す所を知らざるものの如し、天明の頃に至りて、其主獨り彼所に至りて之を檢せしに、全く老狐にて婦人にては無かりしかば、團十郎も漸く本心に復したり、此れより此邊に妖怪現象の跡を絕てり、其刀今猶ほ同家に傳はり、若し狐狸に憑附せらるゝ者あるときは、之を戴かしむるに忽ち本心に復すること妙なりといふ。

(ヌ)狸惑につき阿州人某の報ずる所によるに、予が友人某一日要事ありて他の一人を伴ひ、未明に德島を發して近村に向ふ、東方漸く白く人面未だ明かに辨ずべからざる頃、一農夫の衣を褰げて

蕎麥の花雪を欺くばかりに咲き亂れたる間に彷徨し、頻に『深い〳〵』と獨語するを見たり、是或は狐狸の爲す所にあらざる乎と、歩を止めて回顧せしに、果して路傍の樹上に老狸の彼農夫を凝視するあり、幸ひ伴ひし人、銃を携へしを以て、之を銃殺せんと欲し、竊かに近けども狸未だ之を知らず、轟然一發狸は忽ち地上に墜ち、農夫は同時に卒倒して一時悶絶したり。

以上既に狐惑の種類を掲げたれば、是れより其說明に移るべし。

第三十四節（狐惑の說明）狐惑のことに就きては先輩の說明全くなきにあらず、云波草には『いへはいふ佛神の利生といふ事は慥にあるべし、世に野狐の人に付ぬるがごとし、夫の狐を殺し打擲なしても何ともおもはぬやうなる氣の强き者にはたゝる事なし、弱き心の所へは其邪氣入かごとし、佛神利生もその如く拜みたふとむときは利益といふ事有とおもふ氣の前に顯るゝ物なり、野狐の一念さへ人にとりつくからは、神佛の慈念は一入ありさうな成事也』とあり、又莊內可成談には『狐に誑らかされて白晝俄に暗夜と成て道を失ひ、前後を辨へずして、殺生の獲物又は振舞の肴分け餠包みなとを失ふ事有り、狐妖は昔より其術有て人を誑らかす、左も有りぬべし、白晝俄に闇夜となるは其誑らかさるゝ者眼を閉ぢて居れり、先年是を見たる人有り、眼を明き候へど氣を付れども初は眼を明かずして、三四度に及んで漸くに眼を開きて少し氣付きたる樣子なりしとぞ、彼を聞くときは狐の術に眼を閉ぢて日暮れたりと思ひ、物に躓き堰溝杯に落入りて持ちたる物を失ふ、元より物取らん爲めに誑らかす術なれば、其後眼明きて始めて白晝なりしことを知るべし』とあり、是れ皆卓見なり、然れども未だ說き盡くさゞる所あり、抑狐惑の起るや大抵直接に狐狸を見聞するか、然らざれば狐惑に綠故ありし土地若しくは寂寥たる場處を通過する際に限る者なれば、其原因は狐狸其物にあらずして、吾人の精神作用より生ずるを知るべし、卽ち精神作用によりて豫め狐惑あることを期して其心より之を迎ふるか、或は狐惑の一點に注意思想を集めて之に關する種々の幻覺妄覺を生ずるかに由ること明かなり、換言すれば專制及び豫期の作用によるなり、若し吾が心一たび動きて專制豫期を生ずるに至れば、精神恍惚として夢中に在るが如く、從て幻覺妄覺を生じ、或は靑天白日に當て暗夜の如くに感じ、或は狐狸の居らざるに現に其形を見るが如きことあるべし、斯の如きは皆精神作用に由て起る所の變態なれば、敢て深く怪しむに足らず、又縱ひ二人以上同時に狐狸の居らざるに其形を妄見することあるも、其豫期する處同じければ其見る處も亦同じかるべき理なり、或は又吉川源吾氏の報道の如く狐に誑惑せられたるものが狐の擧動し應じて其身體を動かし、狐右に走れば其人も亦右に動き、左に走れば亦左に動くことあるも精神作用に由て說明するを得べし、何となれば既に其心一たび常態を失し己自から其精神を支配すること能はざるに至れは、單に外界より與ふる所の指揮命令に隨うて擧動を示し、更に自から覺知せざることあり、此狀態は催眠術に就て明かに知るを得べし、故に其說明は第四講心術篇を參看すべし、又狐狸に恩に報い讐に報ずる作用あると云ふが如きも、是

果して狐狸の作用なるや、或は人の其間に立て爲しゝことなるや未だ知るべからず、予が實地經驗したることにも、或者が深く狐を信ずるを見て、近邊の者が之を驚かさんと欲し、殊更に種々奇怪の事を設けて益〻其信向を厚からしめたることあり、其最も近き例は狐談と固より其種類を異にするも、讀賣新聞に出でたることあれば左に拔萃せり、

淺草千束町に種田おちかと云ふ老婆あり、小間物を商ひて必至に稼ぐ内にも、眞宗の信心家とて佛詣で怠ることとなし、去る頃商用を兼ねて京の本願寺へ參詣せしが、永の道中を着續けたる繻絆は、我れと共に佛果を得たりと喜び、色紙の幾重當るをも厭はで大切に仕舞置くを、悴の何某いとをかしきことに思ひ、或日母の商用にて外出せしを見濟し、件の繻絆を取り出して、其背へ密かに六字の名號を記し、元の如くに仕舞置きたり、とは知らぬ佛のおちかは、數日前本願寺別院に法事ありて高僧の說法もあるよしを聞き、例の如く件の繻絆を着て出かけ歸りて着物を脫げばあらたふと南無阿彌陀佛の六字顯れ居るに、心飛立つ計りの嬉しさ、思はず三拜九拜して之を佛壇に供へ念佛を唱へ、近所の同じ信者に風聽して廻る、折しも悴他より立歸へり此由を聞いて大いに氣の毒に思ひ實は自身が戲れに書きたるを其儘心附かで過ぎたるこそ迂闊なれとたしなむれば、おちか餘りのことに呆れ果て、其の翌日牛込なる去る寺の法事に赴き、同じ信者の里村某と云ふ婦人に逢ひて、名號の事物語りて悴の惡戲を呟きしに、里村も其と同じ樣の事ありとて語れるは、自分は豫々佛壇の

内へ如來の小軸を掛け朝夕念佛を申し居たるに、甥なる何某數日前に來り、一心に拜める我を呼び叔母さん何を拜んで居なさると云ふより、此後生知らずめと思へば返事もせずに念佛を終り、扨甥に向ひて後生のお談義を始むれば、甥は微笑みつ肝心な如來さまはどうなされたかと云ふに心付きて佛壇を見れば、今まで鮮やかに拜まれし如來樣の姿は、ゆくゑ白紙の影だに止ず、扨は我が信心の足らざるを怒り給ひて斯くは御姿を隱くさせ給ひしかと、只管恐れをのゝきて、其場へ平伏し尚ほ念佛に餘事なかりしに、流石の甥も氣の毒に堪へ兼ねしか、實は叔母さまが餘り信心にお凝なさるゆゑ、二三日前戲れに軸を裏返へして置きましたとて笑ひ罵しられし事ありと、話し終りて共々若き者の不信心を呟きけるを、側に在りし寺僧之を聞いて大に感じ、斯くてこそ淨土眞宗の門徒ともいふべけれ、南無阿彌陀佛を一心に念ずる者は、臨終の時如來枕頭に迎へ給ふと佛の說き給ひしは斯く信心するものゝことならんと、大乘の奧義聊か說き聞かせければ、二人の老嫗は等しく首を低れて南無阿彌陀佛〱。

是に由て之を考ふるに、狐狸に關する奇怪なる出來事も、自然的假怪に非ずして人爲的僞怪に出づるもの多きを證するに足る、若し以上の理を明らかにせんと欲せば本講心象篇、總論說明篇及び雜部門怪事篇を參見すべし。

以上の論之を要するに、最初掲げたる狐惑の二三の種類は、一半は人爲的僞怪より生じ、一半は

心理的精神作用即ち豫期專制幻覺妄覺より生ずるなり、而して其事たる物理的説明を要せざるものと知るべし、此狐惑に連帶して説明すべき一項は眉に唾を塗る事なり、即ち和漢珍書考に『或問世に野狐或は妖化物の類に逢ふときは、眉に唾をぬる事準證にても有やいかん、答て曰、是は甚だ故實あり、昔人皇五十六代清和天皇御幼少の時、忠仁公御後見を致されけるに、此の帝常に狐狸を甚だ嫌ひ玉ひけるが、或時南庭に御出遊しありける折節、御目通りをきつね走りけるを、忠仁公御側に居玉ひて、それその魔を伏させ玉へと戯れて急に申上られけるを、天皇眉を伏せよとの事かと御聞違にて、そのまゝ御指にて兩の御眉を撫伏せ給ふとなり、于時清和帝御歳八歳の時なりと云ふ此由來となり人怪に逢ふ時眉を伏せ、唾を以て是に塗は後に出來たる事なり、忠仁公詞に魔を伏玉へと戯れられしは、降伏なし玉へとて天皇に告奉る事なり、禁詞要略二百九十七卷五十三丁目に出たり』とあり、すべて物事の起原はかゝるつまらぬことより始まるものなれば狐惑狐憑のことも左程深き意味なきことより始まりて、後に一般に之を信ずるに至りしならん。

第三十五節(狐憑の種類)　狐憑に種々の類あることは、先般榊醫學博士の哲學會に於てなし〻演説にても知ることを得べし。

第一種は自ら狐憑たることを知らずして、他人より觀て狐憑となすものにして、假に之を無意識的狐憑と云ふ。

第二種は自ら狐憑たることを知りて、狐憑者と自稱するものにして、假に之を意識的狐憑と名づく。

而して此第二種にも亦樣々の類ありて、或は目に狐を見、耳に其聲を聞き、其現象を外界に觀見するものあり、或は又我身體中の一部分に狐の宿るが如く感じて、或は狐は腹中に住めり、或は胸中に在りと云ひ、又は自己の口部より狐の出入することを見、或は體內にて狐の語を發するが如く覺ゆるものあり、此等は內界の狐憑なれども皆單に內界の一部分にして全部の狐憑にはあらず、之に反して內界全部が狐憑の狀態に變じて、自身は某の老狐なり、何處の稻荷なりなど唱へ、自己と狐との分別を失ひしものあり、此の如き狐憑病は全く精神病の一種にして、幻覺及び妄覺並に病的精神作用に由つて現ずるものなり。

先づ博物筌に據るに、狐魅は肩脇膺のあひだに入る、必ずかたまりあり、其脉を診するに浮沈定らず、其の大指多くは振ふ、よく之をさつするもの火鍼をさせば去る云々とあり、又陰陽外傳磐戸開には左の如く記せり『世に狐の人を化かし又は人に附くと云ふ義あり、一通り分からぬ理にて、僉な人の當惑する所なり、此に其狐附きと云ふものを見るに、悉く卑賤の族にて貴人に曾て無きことなり、其卑賤の族とても氣の薾りたる者、或は老人等には其例あるを聞かず、悉く薄ら呆けて丁度無き若き者のみなり、是れ即ち理を推すの一の廉なり、又丁度ある者とても、空腹の時か或は痛心して、

理に墮たる時など、彼惡狐の栖む野原を通れば、殊により化かさるゝことあり、又其奇を擧る時は、第一彼者無筆にして、知らぬ經を讀み、或は見ざる書を口走り、又源平の戰等を喑べるに空談に非ず、就ては己が爲に祈禱者の來るを前に知りて、其名を喑べり、其德の深淺によりて恐れるあり、又は輕蔑なすあり、是れ奇とする所ならずや、此外喑る口上は有振れたる雜談にして、狐附の規則何れも同斷なり、又其狐の附たる個所は腕或は脇腹に脹れあり、是に障ることを厭ふ、依つて其脹れを強く押んと欲して手を掛る時は、總身に逃げ廻りて中々自由にはならず、是狐の魂の人の皮膚の間に入る所なりと云へり』とあるが如きは、皆普通の狐憑の狀態を示せるものなり、其他左に二三の例を列擧せん。

(ル)長野縣藤枝利市氏の報に、予嘗て狐憑病者を訪問せしに、病者予に告げて曰く、我は其家の狐なるが、當家の主人惡意を挾む故、來りて之を惱ますなり、今汝が爲めに其證を示さんと、由りて鋏を執り、我目前にて狐の鋭き爪と灰白色の毛とを截りて予に示せり、但し病者は其時蒲團纔かに一枚を着たり。

(ヲ)美濃國山田大助氏の報に、我地方には往々狐憑病と稱する一種の奇病に罹る者あり、俗說に從へば、或病症の爲に身體衰弱するときは、狐この機に乘じ、其人につくより起る病なりといふ、今其患者の言行を見るに、頗る奇怪なるものあり、或は我は某所の稻荷なり、一日某の背に負はれて此家に來れりといひ、又時としては今朝某家に至りて油揚を得たり、若くは繭を食へりなどといふことあり、然れども此種の患者は他の病容に異なるを以て、看護特に嚴密なれば、決して他家に往來すべき筈なきに、某々の家に問へば果して其事ありしといふ、豈奇と謂はざるべけんや、予も亦此の種の患者數名に接したることありしが、其一人は美濃國加茂郡潮見村柘植某といへる人の母にして病中は頗る機敏能く神秘を知れり、其後病全く癒えたるを以て、試みに病中の事を尋ねしに更に知らずと答へたりき、其他の患者は皆瘳ゆるに至らずして死したりしが、何れも屍體に黑斑を見たり。

(ワ)信濃國小岩井龜太郎氏の報に、予は嘗て商用の爲め木曾地方に往きしこと數次ありしが、該地程狐憑の甚しき所は恐くは他にあらざるならん、今該地方にて傳唱する所に依れは、『おさき』又は『こんくの家』と稱する一種の家系あり、人の中を嫌ふこと癩病家系に異ならず、啻に結婚の妨害をなすのみならず、往々亂暴强迫して放逐することさへありしが、近時に至りてはさほど甚しく窘迫するに至らざるも、猶社交上に一方ならざる障害を加ふ、其のおさきと稱するは女子に最多く男子には頗る希にして、平時は言動常人に異る所なしと雖も、一旦發病するや猥りに他人の家に至り、自他の密事を忌憚なく放言し、時に狐の聲を學び、四足の狀を爲す、尤も狐憑者の往く所の家には大抵定まりありて、嚴肅なる家には決して往かず、狐憑者養蠶室に入れば蠶に害あり、病者の

家に至れば病者を惱まし、又は病者に憑く、時には無病の者にも憑くことあり、此くの如くして憑かれたる者は、亦おさき狐と同く猥りに他家に出入して祕密を放言す、又おさきの來りし家には必ず不吉のことありとて皆之を嫌ふ、加ふるに此一種の精神病は一時平癒すと雖も、到底再發を免れしむること能はず、子孫に迄之を遺傳するが如きことあるは、一層人をして之を厭忌せしむる所因ならん。

(カ)島根縣黑川虎三郎氏の報に、何れの地方にても、結婚の際には雙方互に其血統を質すを通例とす、是癩病其他の家系を避けんが爲めなり、然るに島根縣地方には、他國に未だ曾つて見聞せざる一種の家系ありて、結婚の妨害を爲すこと甚し、そは即ち人狐持と稱するものにして、人狐（尋常の狐より小く、鼬に似て常に人家に棲む）を使役する家系なり、即ち此家系に屬する人は、能く之をして厭忌する所の人に憑かしむといふ、此くの如き狐に憑かれたる人の言行は、頗る奇怪なるものあり、今其一例を示さば、人若し汝は何處より來りしかと問はんに、狐憑者は我は何村某の家より來れりと答へん、更に何故に此に來りしかと問はゞ、彼は當に前日某件にて我主人を苦めし故、主命に從ひ其讐を報ぜん爲め來りしなりと答ふるなるべし、又若し汝此に來るとも何の要もなかるべし、速に歸れといはゞ、彼は君の意に從ひて歸る代りに、君も亦我意に從ふことを肯ずるかと反問せん、由りて其欲する所を問はゞ、願はくは小豆飯、豆腐汁及び鯛の味噌漬を得んといふを通例

とす、故に之を與ふれば喜び食ふ、其狀全く狐に異ならず、暴食し終りて且つ曰はん、我未だ滿足せず、更に當家所有の土地一ヶ所を與へよ、然らずんば此人（憑狐者）の命を奪はんと、此時我先づ鍼灸を以て汝を殺さんといひて、狐憑者を捕へ、其腹を按して塊あらば其處に鍼灸せんに、彼は必ず請ふ免せ、今將に去らんとす、但少時君此處を去れといはん、依りて其言の如くせば、狐憑者窓をあけ、苦しき聲を發して倒れ、始めて平氣に復するを得べし、是一般狐憑者の狀態なるが、今や國中過半の人は此人狐持の家系に屬するを以て、正しき家系の子女にして其配を見るに苦む者日に益多きを加ふ、豈輕々に看過すべけんや。

然るに又此狐憑病を治するに、多く祈禱を用ふ、今其例を擧ぐること左の如し。

(ヨ)在東京宗理某氏の報に、予が鄕里に密宗の一寺あり、寺僧能く諸病の祈禱をなすを以て、四方より來集するもの踵を接す、中にも狐憑病者の詣で祈禱を乞ふ者最も多し、予曾て其祈禱の狀を見しに、患者を佛前に導きて讀經すれば、患者の身體忽ち顫動するを常とす、若し僧侶の汝は何くより來りしかと尋ぬることあるときは、『私は或山林に棲める狐にして、此患者には何の怨みもなけれども某より依賴せられて憑附せり』と答ふるもあり、又或は『しか〴〵の怨みありて憑附せり』と答ふるもあり、特に奇なるは健康の時酒を好まざりしものが、發病の後之を嗜むに至ることあり、又或人の說には、憑附せし狐雄ならば『こん〳〵』となき、雌なれば『ぎやあ〳〵』と鳴くともい

へり。

(タ)下野國某氏の報に、予が幼年の頃、村内の一農夫某一日村社に詣し、路傍に嘗て見しことなき奇鳥を見、戯れに小石を拾ひて之に抛つ、家に歸りて後忽ち病を得、醫藥を用ふと雖の寸効を見ず病勢漸く強く、苦悶絶叫し、時としては瞋目切齒稍狂態を現はす、其の父以て狐狸の所爲となし修驗者を招きて之を禳はしむ、驗者乃ち神器を壁間に陳ね、之に向ひて呪を誦すること少時の後、壁を背にして坐す、此時患者身軀既に疲憊し、復起つこと能はず、褥中に在りて其傍にあり、傍觀者數十人、其前後に集る、予も亦此中に在りしが、驗者先づ其行はんと欲する所の法を衆に告げ、因て一人驗者の前に來らんことを請ふ、群中六十歳許りなる老嫗あり、坐を進む、乃ち其目を覆ひ神前に樹てゝありし幣の如きものを持ち、驗者と相對して坐せしめ、宗人之を圍みて列坐し、驗者に倣ひて同音に呪文を誦す、少時にして驗者其驗なきを觀、更に四十許の男子をして老嫗に代はらしむ、是に於て其男子は沐浴して體を淨め、初めの如くして驗者に對坐し、衆復呪を唱ふ、頃刻にして男子の持つ所の幣微動し、漸く勢を加へて動搖すること頗る甚し、誦呪の衆之を見て更に音聲を高くし、男の幣を揮ふこと益烈しく、遂に席を打つに至りて誦呪を已む、時に驗者徐ろに其男子に問ひて曰く、汝何れより來りて何れへ去るかと、然れども男敢て言はず、由て其幣を以て去來の方位を指すべしと命ぜしに、男は先南を指し、次ぎに東北を指せり、驗者強ひて彼男をして之を

言に發せしめんと欲し、更に咒を誦し印を結びて之に迫る、男遂に言を發して曰はく、予足下を惶るゝを以て永く此に居るべからずと、驗者曰はく、且つ去來の所を言へ、男曰はく某所より來れり將に某所に去らんとす。驗者曰はく何を以て此に來りしか、男曰く予一日化して鳥となり、某社の傍に在りし時、此家の主人來りて、石を投じ我頭を傷く、故に之を報ずるなり。然れども今足下に遭ひ恐惶に堪へず、直ちに此處を去らん、唯願くは錢十二文(今の一厘錢十二個なり)を與へよと、之を聞く者皆老狐、人となりて某河を渡るならんといへり、蓋し狐の去らんと欲する道に某河あり其渡船料十二文なればならん、是に於て錢幷に狐の好む食物を其男に與へ、人をして此男を負ひ家を出でしむ、其出づるに臨み、驗者男に謂つて曰はく、汝啼くこと一聲して以て正に去ることの證とせよと、男乃ち『コン〱』と連呼し、背に在りて熟睡す、由りて枕を與へて安臥せしめ、其手に檢せしに、先に與へし錢幷に食物を見ず、少時にして男目を覺まし、茫然として自失するものゝ如し、傍人具さに過刻の言動を問ふに毫も知る所なし、唯少しく手腕の疲勞を感ずるのみといへり

但し人名を明記せざりしは少く憚る所あればなり。

以上既に狐憑の諸例を掲げ來れり、故に是より其說明を與へんとするに靈獸雜記(下巻)に曰く『狐の人につくといふこと、からこゝろの人はうけがはず、そは狂亂なり癇症なりとわらへるこそかへつて淺見にして、笑ふべきとにぞありける、さて狐の人につくとはこゝろ一二の巻に載せたり、こを

けがはんはさらにいふにもたらぬヿにして、くされ儒者どもがからくにのさがしらたちたる人のごとく、己の淺智をかへり見ず、よろづのヿをみな陰陽乾坤天命五行などにひきよせて、おしあてにきはめむと思ふがゆゑに、おしあたらざるものは寓言なり虚談なりといへるぞをかし、そは人間の眼りある智慧をもて、天地のあひだの不可思議なるヿを極めんと思ふがゆゑに、おしあたらざるヿあまたあり、狐の付託にはかぎらず、ふしぎなるヿは寓虚といへるはくなたぶれずさの定りたる言葉なり、さらにとるにたらず、正しく狐の付託するヿは今もまのあたりきけるヿおほし』と唱ふるものは世に多けれど、余は別に一説あり、左に述ぶべし。

第三十六節（狐憑の説明）　前節に掲げたる、諸例に徴するに、狐憑は一種の精神病にして、之を論究するは醫學部門の問題に屬すれども、爰に變式心理學に屬する部分に就て聊か説明する所あらんとす。

先づ狐憑に就て特殊の狀態を見るに、身體上にありては其或部分に一種の肉塊の如きものあることを感ずるなり、是に於てか患者は狐を以て其の點に住めるものゝ如く思考し、又其肉塊は一より他の部分に位地を轉ずることあるより、是を以て其物の活動物にして自由に住處を變ずるものと做すに至る、又患者自ら腹中の或る部分に一異物の住止するが如く感じて之を狐の寓するによるとなす、されども此等の奇怪は醫學の問題に屬し、精神病上より説明すべきものなれば今茲に之を略す、次に精

神上より現るゝ變態は、感覺にありては幻覺妄覺を生じて、狐なき處に狐を見、或は不潔物を食物の如くに視、毫も音なきに狐聲を聽くことあり、又思想にありては自身を以て狐なりと信じ、或は稻荷なりと唱へ、其思考し想像する所盡く狐と同一の精神を以て成れるを見、又行爲上にありては其言語動作すべて狐に模擬して、自ら全く狐に化せしことを確信せるものゝ如し、其他狐憑に罹れる者は種々奇怪の言語を發し、或は豫言又は察心を爲し、或は一丁字なき人にして文字を書し書物を談ずる等の奇怪現象を呈することあり。

然りと雖も右等の如き奇怪は其實毫も奇怪とするに足らず、又狐其物が人體に憑附して然らしむるものにもあらず、孰れも精神作用によりて説明することを得べし、凡そ吾人の精神が或一點に專注凝聚するときは、種々の妄覺妄想を現示し、思想に現はれたる狀態を以て外境を組織し、所謂幻境を見るに至る、是を以て其思想想像も皆平時と大に異なりたる作用を呈し、之を他より見るときは殆と全く別人となりしが如くに感ぜらるゝものなり、而して其原因は前既に屢述べしが如く、意識の常態を攪亂するに在り、卽ち人々の內界には吾人が狐について懷ける一種の觀念を留め、且つ此狐と聯絡したる種々の事情は皆狐なる觀念と聯合して精神內に存するものなれども、平時に在りては吾思想は狐其物の觀念を中心として發動するにあらず、別に一定不變の自己卽ち『我』の中心ありて作用をなすを以て、狐なる觀念は更に異常の作用を呈することなし、然るに若し茲に或特殊の事情に由りて自己

の中心は其本位を失し、之に代りて狐其物の觀念上に精神を凝聚し、其點直に思想の中心たるに至らば、己自ら狐若くは稻荷なりと信じて、其觀念と聯合せる諸觀念に從うて言語動作を現はし、之と同時に感覺上に妄境幻象を見るに至るべきは自然の勢なり、是を以て思想單純にして精神の薄弱なるもの、或は信仰し易き性質の者が、特殊の事情に應じて此境遇に陷ること往々之あるは、固より然るべきことにして毫も怪しむに足らざるなり、又狐憑病者の豫言、察心、記語、讀書の如きは甚だ奇怪なるが如しと雖も、既に精神狀態の一變したる上は、平常成し得ざることを能く遂ぐるに至るも亦何ぞ奇とするに足らんや、斯の如きは獨り狐憑病の特有にあらずして、總て精神の狀態一變するときは、平常遂ぐる力なかりし事をも成すに至るものなり、されども如何なる場合を問はず、全く記憶中に存せず、又全く人力の及ばざる事を行ふべき理なきを以て、今狐憑病者の豫言も察心も大抵其限ありて、例へば亞米利加の發見以前に其大陸あることを豫言するが如きことは決して有らざるなり、又其記語讀書の如きも縱ひ自ら嘗て修習したることとなきにもせよ、必ずや直接に之を見聞したることありて、多少其記憶の無意識的觀念となりて存せるを以て、今や其思想の變態を呈するに方り忽ち再現して、恰も學習したるものゝ如き作用を爲すに至るべきなり、此理は獨り狐憑病に限れることにあらず、近年行はるゝ所の催眠術に就ても其結果を見るを得べし。

其他狐憑病には前にも分類を示したる如く、一分狐憑と全分狐憑との別あり、一分狐憑にありては一心中に自己と狐との二重の意識を有し、全分狐憑にありては自己の意識は全く消失して、狐の意識のみを存するなり、而して自己と狐との二重の意識を存するは、其心內に於て自己の中心と狐の中心との二點を生ずるに因り、又全分狐憑に於て狐の意識のみを存するは、狐の觀念が思想の中心を形成して其點に自己の中心を生じ全心を擧げて之に專制せらるゝに由れり、此理由は宜しく總論說明篇に就て看るべし、之を要するに、狐憑病は平時と異なりて或特殊の一點に思想を凝聚し、自己の中心其位置を轉ずるに由れるものなるを以て、之を治する方法に至りても亦一方に偏せる思想をして常態に復せしめ、以て平時の中心を回復せんとするに外ならざるなり、是の故に古來狐憑を治する方法は多く加持祈禱を用ひ、或は種々の方法によりて患者を吃驚又は苦惱せしめ、或は鐘太鼓を鳴して狐を追放すと云ひ、或は松葉を燒き、其薰烟を以て狐を苦逐すと唱へて、諸種の奇怪なる方法を用ふれども、其眞意は孰れも皆一方に偏したる思想の中心をして其本に復せしめんとするに外ならざるなり、是れ毫も意義なき『マジナヒ』等の瑣々たる方法を以て全癒することある所以なり、尙ほ狐憑の事に就ては講述すべきこと多けれども、此等は醫學部門に讓り、一般の精神病と共に攷究すべきなり。

第三十七節（飯綱、オサキ、管狐、狐遣）俗間に狐遣と稱し狐を遣ふ法あり、世に飯綱と云ふもの卽ち是れなり、信州上州邊の『オサキ』、管狐と稱するものも矢張同一類なり、『オサキ』管狐のことは前既に之を述べたり（第三十一節及第三十二節の記事を參看すべし）今飯綱について之を考ふるに（社

會事彙による）和訓栞に云、いづな飯綱と書り、稲荷の社には、飯綱といふ物をみづかきにはへ侍るといへり、一說に、奥州仙臺飯綱山に祀るをもて、飯綱三郎と呼る也といへり、信州戸隠嶺、越前日永嶽、武州高尾山などに祀れり、陀吉尼天の邪法なりといへり、遠州秋葉山三尺坊の祠も、百年以前、戸隠より祀るといふ、其いづなの法は、二十法ありといへり、宋史にも、狐王廟と見えたり、又靈獸雜記（下巻）に據るに、近世飯綱法といひて狐を使ふ者あり、傳へ聞に至つて小なる狐なりといへり、いはゆるくだもちおさき使のたぐひならん、松屋外集に鞍馬天狗の謠を引て飯綱法は狐を祭るにはあらず、天狗を祭るなりとあれど、鞍馬天狗の謠を慥なる證ともさだめがたし、また諸國の飯綱のやしろも祭神は天狗なりといへるは明徵ありや、こは世人のいへるごとく陀吉尼天邪法を祭りて狐をつかふなり、かく邪法を行ふ處ゆゑその邪法をよろこびて天狗のまじこれるなり、ゆゑにいづこに住めれば飯綱三郎といふならむ、前にいへる苦陀持大前使などいふ狐は古き史にはいまだ見あたらねど、ありやなしやはさだめがたし、されどしひていはゞ扶桑略記にのする相應和尚の皇后につけたてまつりし狐またさかりし世にては康富記に見ゆる高天の仕し狐などにてもありけんは、また稲荷神社考に今世にも上野信濃出羽等の國に妖狐を役ふ者ありて民を病し狂はしめて人を害ふ事あり、或は苦陀持或は大前使など呼て國民みな忌恐る、其國にても大禁めらるれど猶其類絶ずと云へるとあり、つばらかに下に引けるを見るべし、いづれにまれ飯綱より眼のあたり狐をうけ來るといふ人あれば狐を使ふことはうづなかるべし、

又善庵隨筆に信濃の飯綱權現の事につき左の如く記せり。

甲斐郡内上吉田村富士山神職小猿伊豫が家に古來より所傳の道了飯綱淺間の三銅像あり、飯綱も道了と同じく小天狗の狐に跨りたる像也と云ふ、因りて思ふに蘐園遺編にいづなは信州の山名也、いたゞきに天狗の祠ある故に山の名を以て其法に名づく、其法は天竺の茶耆尼天の法なり、法を行ふに抹香をたけば行はれぬと、この茶耆尼天の法も狐を驅役するものにや、古今著聞集に知足院殿何事にてかさしたる御のぞみかゝりける事侍けり、御嘆のあまり大權坊といふ效驗の僧の有りけるに咤祇尼の法を行はせられけり、日限をさしてしるしある事なりけり、せめての懇切のあまりに件の僧を召して仰せ合せられけるに、僧の申しけるは此法いまだ疵つかず候、七日が中にしるし有るべし若し七日に猶しるしなくば今七日をのべらるべく候や、それにかなはずばすみやかに流罪に行はれ候へかしときらびやかに申しけり、仍供物以下の事注進に任せて給ひてけり、初おこなふに七日に驗なし、その時すでに七日に驗なし、いかにと仰せられければ道場を見せらるべく候やたのもしき驗候やと申しければ、則人をつかはして見せられければ狐一疋來り供物等をくひけり、更に人におそるゝ事なし、扨其後七日のべ行はるゝにまんずる日知足院殿御晝ね有りけるに容貌美麗なる女房御枕をとほりけり、そのかみかさねのきぬのすそよりも三尺許あまりたりけり、あまりにうつくしうえんにおほしけるまゝにそのかみにとりつかせ給ひぬ、女房見かへりてさまあしういかにかくと

は申しける聲けはひかほのやうすべて此世のたぐひにあらず、天人のあまくだりたらんもかくやとおぼえさせ給ひて彌〻しのびあへさせ給はでつよく取りとゞめさせ給ひけるを、女房あらく引きはなちてとほりぬと覺しめしける程にそのかみきれにけり、かたはらいたくあさましくおぼしめす程に御夢さめぬ、うつゝに御手にもの〻かにして有るを御覽じければ狐の尾なりけり、不思議に覺しめして大權坊を召してそのやうを仰せられければされぱこそ申し候つれ、いかに空しかるまじく候年比[illegible]重の驗多く候ひつれ共其程にあらたなる事はいまだ候はず、御のぞみの事明日午刻にかならず叶候べし、此上は流罪の事は候間敷やと狂ひ申して出でにけり、かつ〳〵とて女房の裝束一襲かつけ給ひけり、申すが如く次日午刻に御よろこびの事公家より申されたりけるとぞ、攝籙の一番の御まつりごとに大權をば有職に被成けり、件のいき尾はきよきものへ入れてふか〴〵をさめけり、やがて其法を習はせ給ひてさしたる御望などの有りけるにはみづから行はせ給ひけり、かならず驗ありけるとぞ、妙音院の護法殿に收められけるいとやぬらん其いき尾の外も又別の御本尊有りけるとかや、花園のおとどの御跡冷泉東洞院に御わたり有りし時もほこらをかまへていはゝれたりけり福天神とて其社當時もおはしますめりとあるにて推知すべし。

下總の阿波大杉殿などの眞影を見るに少しづつの不同はあれども小天狗の狐に跨る像なれば、天狗は狐に緣故なきに非ずと思ひしに日本書紀舒明紀に云く、九年春二月丙辰朔戊寅、大星東より

西に流る、便ち音有り雷に似たり、時人流星の音と曰ふ、亦地雷と曰ふ、是に於て僧旻僧曰く、流星に非ず、是れ天狗なり、其吠えること雷に似たり、と天狗の字をあまつきつねと邦訓を施す、左すれば天狗を天狐と云ふは必ずしも余が創說に非して古人早くこの說ありてきつねとは訓ぜしならん頃日皆川淇園の有斐齋劄記を閱するに野狐最も鈍、其次は氣狐、其次は空狐、其次は天狐、氣狐以上は皆已に其の形無し、而して空狐は其の靈變更に氣狐に倍す、天狐に至りては則ち神化測るべからず、人物の爲めに役せられて頃刻に千里の外に行く者有り、乃ち空狐の爲す所、大抵地を離るゝこと七丈五尺、彼は乃ち之を攝して行くを得、天狐の如きは乃ち復た人の害を爲さずと、此の說善幻なる者の話ると云ふとあり、今此に言ふ氣狐は野狐の人を蠱惑して祟を作し、人身に憑りて食を求め、及道士の驅役するおさき狐なる者にして空狐は卽天狗なり、彼此倂攷すれば天狗の狐たることを疑ふべきなし、又出雲邊にて人狐と稱するのもあり、或は狐持と云ふ恰も四國の犬神の如し嬉遊笑覽によるに雲州に狐蠱あり此はいづくにもあり又四國に蛇蠱をつかふ者あり是を『へびもち』と云ふ石見などにて是を土瓶といふ蓄ふる器をもて名づくるなるべしとて、犬神『とうびやう』とならべいへり邪術なり、かゝるたぐひは其處の人も婚を絕ち交を締ばず、又備の前後州に猫神猿神など有て狐神のごとし信州伊奈郡のくだ上州南牧の大さき使も同類なるべしといへり。

以上の理由は前に述べたる狐狸論につきて推知すべし、尙ほ以下に論ずべき犬神天狗の說明につき

て其理を明にすべし。

第三十八節（犬神、蛇持）　次に犬神の說明をなすに先ち其性質狀態の如何を擧示するを必要なりとす、百物語評判に其起原を述べて曰く、(前略) 其始をかたり傳ふるを聞は一つの犬を柱につなぎ、其繩をすこしゆるめて器に食物をもり、其犬の口さきの既にとゞかんとする處に置て、うへ殺しにして其靈をまつり納てなす事なりと云へり、もろこしの蠱毒の類なりと更に左に二三の書に散見せるものを揭くべし。

秋苑日涉(十二)に云く、余每に南海道諸州の人、狗神の事を說くを聞くに曰く、奸儉の徒、能、之に虔事すれば則ち其の嫉怨する所、之に祟ること狐狸より靈なり、或は它人の金錢衣服百物件を見て心之を愛すれば則ち其人に附して祟を爲し、其の神傳て子孫に至る、自ら壓惡すと雖も、之を如何ともすること無し、是を以て鄉里肯て與に親を成さず、近來に迄んで其の種漸く絕ゆ、然かも所在、人敢て其の故の宅の地を侵す者あらず、蓋し、犬蠱の類のみ、按ずるに搜神記に曰く、鄱陽の趙壽、犬蠱有り、時に陳岑、壽に詣れば、忽ち大黃犬有り、六七群出で岑に吠ゆ、後余相伯歸つて壽の婦と食す、血を吐て幾んど死せんとす、乃ち桔梗を屑として以て之に飲ましむれば愈ゆ、蠱、怪物有り鬼の若く、其の妖の形變化す、雜類種を殊にし、或は狗豕と爲り、或は虫蛇と爲る、其の人自ら其の形狀を知らず、之を百姓に行ずれば中る所皆死す、風俗通に曰く、魯相右扶風臧仲英、侍御

史と爲る、家人食を作り案を設く、欻ち淸かならざる塵土有りて投じて之を汚す、炊熟するに臨んで釜の處を知らず、兵弩自ら行ず、火燄籠中より起り、衣物燒盡して而して籠は故のごとく完し、婦女婢使悉く其の鏡を亡すること數日、堂下庭中に擲てば人聲有り言く、汝が鏡、孫女三四歲に之を亡して求むれども得ず、二三日乃ち淸中糞下に於て啼く、此の若きこと一に非ず、汝南に許季山なる者有り、卜卦を善くす、言く、家に當に老いたる靑狗なる物有るべし、內中婉御者益喜與に之を爲す、誠に絕たんと欲せば、此の狗を殺し益喜をして鄉里に歸らしむべしと、皆な其の言の如くす、因りて斷じて纖介無し、亦狗神の類なり、又猫鬼有り、狀頗る相類す、隋書に曰く、獨孤陁字は黎邪、左道を好む、其の妻母先に猫鬼に事へ、因りて轉じて其の家に入る、上微かに聞て而して之を信ぜず、献皇后及び楊素の妻鄭氏の俱に疾有るに會す、醫者を召して之を視せしむ、皆曰く此れ猫鬼の疾なり、陁は后の異母弟、陁は楊素の異母妹なるを以て是に由りて陁の爲す所を意ひ、陰に其の兄の穆をして情を以て之を喩さしむ、上又左右を避けて陁を諷す、陁言く有ること無しと、上悅ばず、遷州刺史に左轉し怨言を出す、上、左僕射高熲納言蘇威、大理正皇甫孝緒、大理丞楊遠等をして之を雜治せしむ、陁の婢徐阿尼言く、本と陁の母の家より來り、常に猫鬼に事へ、每に子日の夜を以て之を祀る、言く子は鼠なり、其の猫鬼每に人を殺せば、死する所の家の財物、潛に猫鬼を畜ふの家に移る、陁、嘗て家中に從て酒を索む、其の妻曰く、錢の酤ふべき無しと、陁因り

て阿尼に謂て曰く、猫鬼をして越公の家に向はしめ我をして錢を足らしむべしと、阿尼便ち之を呪す、居ること數日、猫鬼素家に向ひ、十一年上初めて幷州より還る、陁園中に於て阿尼に謂て曰く、猫鬼をして皇后の所に向ひ、多く吾に物を賜はしむべしと、阿尼復た之を呪す、遂に宮中に入る、楊遠乃ち門下外省に於て阿尼をして猫鬼を呼ばしむ、是に於て夜中香粥一盆を置き、匙を以て扣いて而して之を呼て曰く、猫女來る可し宮中に住すること無れ、之を久うするに阿尼色正に青く、牽曳せらるゝ者の若く、云く猫鬼已に至ると、上其の事を以て公卿に下す、奇章公中弘曰く、妖は人に由りて興る、其の人を殺せば以て絕つべしと、上犢車を以て陁の夫妻を載せしめ、將に死を其の家に賜はらんとす、陁の弟、司勳侍中整闕に詣て哀を求む、是に於て陁の死を免じ、名を除いて民と爲し、其の妻楊氏を以て尼と爲す。

嬉遊笑覽(卷八)に云、犬神蛇神醍醐隨筆に云、四國あたりに犬神といふ事あり、犬神をもちたる人たれにてもにくしとおもへば、件の犬神忽つきて、身心惱亂して病をうけ、もしは死すといふ、いかなる道理と問へば先其國の人犬神といふことを常に聞なれておそろしく思ふ故、外惑風邪山嵐瘴氣の病の熱はなはだしく、身心くるしき時は、例の犬神よと病人も病家も思ふ故に、犬神の事のみ口ばしりのゝしるを、さればこそとさはき物して、山伏やうの者數ゝむかへて祈と聞ふれば、あらぬことのみいひこしらへて、させることなき病者も死する人多しと、彼國にすみけるくすしのか

たりけるは、むべも有なむとおもふ、中國西國のあたりに蛇神をもちて人につけなやますとやらむ又犬神とおなじかるべし、搜神記十一榮陽郡一家有り、姓は寥、累世蠱を爲し、此を以て富を致す、後に新婦を取り此を以て之に語げず、家人咸く出づるに遇ふ、唯此の婦舍を守る、忽ち屋中に大缸有るを見る、婦試みに之を發けば大蛇有るを見る、婦乃ち湯を作り之を灌殺す、家人歸るに及び、婦具に其の事を白す、舉家驚惋す、未だ幾くならざるに、其の家疾疫死亡して略盡く、また吳震方嶺南雜記巻上潮州に蛇神有り、其の像冠冕南面し、尊て遊天大帝と曰ふ、龕中皆蛇なり、廟を見て祝せんと欲せば、必ず辭を致して而して後ち出づ、鼎俎の間に盤旋し、或は梁椽の上に懸り、或は竹竿を以て之を承け、蜿蜒糾結して人を怖れず、亦人を螫さず、長三尺許り、蒼翠愛すべし、聞く此れ梧州よりして來る、長年三老尤も之を敬す、凡そ神を祀れば、蛇は常に其の家に游憩し、甚だしきは間ゝ神の借貸なる者有り。(今三峰の神に祈りて犬を借ことに似たり。)吾園隨筆(卷下)に云く、四國の人、往々一種の狂疾を發し、之を狗祟と謂ふ、西域聞見錄に曰く、回地、劈里の妖有り、好て人の屋宇に棲て祟を爲す、之に中れば則ち狂疾を發す、男を惑はすは則ち女、女を惑はすは則ち男、人の形ち長四五寸、病者は之を見るも他人は之を見ざるなり、狗祟は此の妖と粗相類す、又尋常の狐祟と相類するなり、予嘗て之を驗す、其の憑る所の者は必す婦女下賤にあり、盖古よりして然り、應邵の風俗通義に曰く、凡そ變怪は皆婦女下賤なり、何となれば

小人は愚にして而して善く畏る、其の說を信にせんと欲せば、類復神增す、本人亦證察せず、與俱に悼懾す、邪氣虛を承るが故に、咎證を速にすと是なり。

靈獸雜記(卷中)に云、舳艫訓卷三右十云、犬神と云邪術あり、此術を家に傳たる者今も四國に在り、土佐人の談に云、犬神を使ふ者人の美食を見て我も食はん事を欲すれば、忽犬神かの食する人に取つき、其食を我に與へよとくちばしりて責る、其食を犬神人の家に贈れば犬神はなれて正氣になる、食物に限らず、衣服にても右の如し、故に犬神人には他人交を結ばず、婚姻などもせず、狐の牙を懷に入れ持たる人には犬神付かず、犬神に付かれたる人の家へ狐の牙を持ち行けば、犬神忽ちはなれ去る、四國には狐なし、依之他國より狐の牙を求めて置く人ありと云、又先祖犬神を使へば子孫に至るまで其家に犬神傳りてはなれずと云、又蛇神(蛇神の事寄異雜談にあり)と云も犬神に類したる事にて、其家富むと云へり、是は蛇を養て術を行ふとぞ。

又左に犬神の事實につき報道を得たるものを掲ぐ。

阿波の國には從來犬神と稱するものありて、一種の國產の如く世人に傳へられしが、元來犬神なるものは代々家に傳はり、血統相續くものとして、社交上擯斥せらるゝこと甚しく、往々結婚の妨害となることあり、故に其家に生れたるものは、たとひ未だ狂態を見はさずと雖も、人既に之を犬神と稱し、共に齒するを恥づ、豈不幸と謂はざるべけんや、思ふに犬神は一種の精神病にして、狐

憑狸憑等と更に異なる所なきが如し、唯此に注意すべきは犬神となりて狂態を見す者は大抵女子にして、男子にありては千中纔かに一二人あるに過ぎず、故に犬神の血族中にても、妻女は皆犬神と呼ばれて指斥せらるゝに拘らず、男子は概ね此稱を受けざることゝ、犬神の人に忌まるゝは主として食物に關せざるはなく、從て皆貧困者にして、士族又は富裕の家に犬神ありしを聞かざることゝの二事なり、然れども近來門閥を貴ぶ風漸く去りしより、犬神も其迹を絕つに至れり、予嘗て維新の前立江村地藏寺に寄寓せしことありしが寺に地藏尊あり靈驗ありと稱す、故に犬神狐憑者等の來りて之れに祈るもの常に絕えず、僧爲めに經を誦すれば、犬神は頻りに舞踏し、或は狂言を吐き、或は躍りて緣より飛び下り地に倒るゝことあれば、此時其人常態に復すといふ、然れども幾もなくして復狂態を演じ、到底之を攘ふこと能はざるものゝ如し、唯此に奇と謂ふべきは、犬神が二間許高き緣より地に飛び下りて、少しも負傷せざること是なり、又予が此寺に寄寓中、犬神の一老嫗來りて同く寓せしが、此嫗寺主を見れば忽ち流涕號泣し寺主去れば、漸く涕泣を止め、傍人をして背を推さしむ、乃ち腹中鼓鳴して精神舊に復するを常とす、但し寺主にあらざれば此嫗をして此くの如き狂態を見はさしむること能はず、豈奇にあらずや(阿波國某氏報)

予は山口縣萩に生れ、當時同縣阿武郡某村の公立小學校々舍に寄宿する者なるが、當村に來りて始めて犬神の話を聞き怪訝に堪へず、折もあらば之を實驗せんと心懸居し甲斐ありて、明治二十年

十二月四日の頃、當小學に隣れる戸長役場の筆生某に犬神の憑きしを見たり、由りて今其狀を記さんに、元來某村と云ふは山口縣の北部に位し、石見の境に接したる山間の僻邑にして、戸數四百數十、人口凡二千處々に茅屋を構へて殆ど三方里の間に散居せり、而して其犬神に憑かれし者は村内某の嫡子にして、既に妻を有せり、年齡は十七八歳なるべし、稍氣力ありと雖も身體あまり壯健ならず、さりとて又虛弱といふ程にもあらず資性質直にして苟も奸邪ならず、頗る資産ありて村内中等に位し、稍上位を占め、家農を業とすと雖も、當時役場の筆生を勤むるを以て自ら耕耘に從事することなし、教育は十分ならず、纔に高等小學生位の學力を有せり、又此れに憑きし者は同じ村内にて憑かれし者の家を去ること七八町の處に住める某なり、此人は戸主にして妻及び女子一名を有し、年齡正に四十前後なるべし、性極めて正直にして苟くも人を欺かず、萬事退讓に失する傾きありて衆人の前にては大聲にて言ふこと能はざる程なれども、一旦酒氣を帶ぶるに至れば言行大に平日に反することあり、資産も亦かの憑れし者と相讓らず、常に耒耜を把りて耕作に從事せしが、其少しく算筆に通ぜるを以て嘗て戸長役場の用掛を勤めしことあり、當時は土地調査の爲め地主總代として日々役場に出勤し、被憑者と共に取調に從事せり、尤も憑者と被憑者幷に其父との間は平素より相協はざりしといふ、今被憑者が常態を失せし當日の狀を聞くに、其日の午後八時頃被憑者は平日の如く役場にありて一酌を傾けし後、何物とも知れず名を呼ぶ者ありしを以て、駈け出でしと同時に

卒倒して前後不覺となり、それよりは全く常を失ひ、憑者の言語動作をなし、宛として第二の憑者なり、故に被憑者の嘗て夢にも知らざりし事と雖も、憑者の嘗て視聽し思惟せしとにしあれば明に之を表白し、嘗て被憑者自己あるを知らざるものゝ如し、然れども此に奇といふべきは、被憑者の言動にして憑者は之を見ざれば知るべき筈なき事をも、憑者の言として明に之を語ること是なり、例へば其夜被憑者が役場にありて一酌を傾けしことの如きは、憑者の嘗て知らざる所なるに、憑者の言として某(被憑者自身を第三人稱に呼ぶ)は牛肉にて酒を呑めりと語るがごとし、さて又憑者の語る所を聞くに、當夜は所用ありて近隣に行き酒三四合を傾むけて家に歸りしが、甚しく頭痛して苦めりとぞ、其外には別に異常なかりしものゝ如し、かくて被憑者の一族は如何にもして之を攘はんと欲し、同村に駐在せる巡査某の近來新に來りし者にして、憑者被憑者共に畏敬する所なるを以て彼れに謀るに如かずとなし具さに狀を告ぐ、是に於て某は平服の上に外套を着け、洋刀を佩びて被憑者の家に到り少く之を詰責す、時に被憑者は戰慄して自ら恥づるものゝ如く、避けて戸側に至り、雙手を以て面を覆ひ更に答ふる所なし、由りて強て舊席に復せしめ嚴しく尋糾すれば、遁辭を設けて免れんとす、此際某忽ち劍を抜き、大聲一唱迫りて其背を毆つ、被憑者大に怖れ、歸りますと疾呼して倒れたる儘眠れるものゝ如し、少時にして呼ひ覺せば、始めて常態に復したれども、身體は甚しく疲勞し、特に腰部に痛を感ぜしといふ、かゝる怪事は萩地方にては嘗て聞かざりし所に

て、當阿武郡中にても石見の境に近ける僻陬ほど甚しき由、又上の被憑者某に就きては、此に一言附記すべきことあり、そは他にあらず、當村に於ては祭禮の際、數人弓或は刀を持ちて舞踏するを例とす、然るに此くの如くして亂舞する中、前後不覺となり衆人中に亂入するものあり、他人若し之を制せんとせば平素に倍したる膂力を出して之に抗す、俗に之を神うつりと稱す、而して被憑者は每にこれに感じ易しとぞ(山口縣伊藤音三氏報)

藝州高田郡某村金子善太郎(二十五年)と云ふは、或人の媒介にて此程石州邑智郡某村に豪農の聞え高き何某の娘年は十九にして、縹致十人並に絕れ、衣裳道具は更なり、持參金さへ澤山あるを宿の妻に貰ひ受けぬ、然るに親族の誰彼之を聞きてそは餘り甘ま過ぎる相談なり、何んでも先方に曰のありさうなことと内々に嫁の素性を聞き合せけるに果して聞くも恐しき犬神の血筋なりとの事に驚て、之を善太郎の親友右衛門に告げしに、友右衛門は一向平氣にてソレは今更改めてお前さん方が業々しく云はずとも疾に承知だ、併し今の文明開化の世に犬神の血筋などと其樣な開けぬことを云ふではないと一も二もなく跳ね除けられたるより、親族等は大に立腹し犬神と緣者になりたる友右衛門の家とは以來親類の緣を切ると、何れも袂を拂うて引去りたるより、友右衛門も躍起となり、貴樣等のやうな貧乏人と親類となつて居ては却て此方の迷惑ゆゑ先方より緣を切られたるこそ結句大仕合せと罵り返せり、此評判忽ち近所近邊に知れ渡り、さては犬神の花嫁かと何れも臆病風を起し、中

には轉宅したるものもありしが、友右衛門の甥河野登八は口を極めて右の嫁を罵りたるより、遂に犬神に取附かれ、又醫師高橋隆伯の次女桃代も取附かるゝなど、凡て惡口したり噂評判したるものは、何れも續々と犬神に取附かれて、あられもなき事を口走り居る由(讀賣新聞)

以上の諸例によりて明かなるが如く、犬神は或一家の血統を追うて代々犬神の家として知らるゝものあり、斯の如き家は、全く他より婚姻を絕たれ、社會の交際上より擯斥せらるゝ風あり、近年は其感情大に減じたれども、矢はり從來の習慣により、結婚等は成るべく避けんとする風あり、犬神地方の一般に唱ふる所に據れば、玆に一人の犬神血統に屬するものありて、他人の所有せる物品を所望し之を得ざるとき、或は之を得んと欲する念慮あるときは、犬神は其所有者に乘り遷りて、犬神病者たらしむ、土佐にては之を犬神に喰ひ付かれたりと稱す、斯かる場合には該患者は自ら誰某の犬神に喰ひ付かれたりと公言し、其近傍の人々も一般にしかく信憑せり、又或は犬神血統の者に所望せらるゝときは食物の如きは直に腐敗すと云ひ、種々奇怪の談を傳ふれども、是れ固より下等愚民社會の言なれば一々信じ難し。

今之を物理的說明によりて考ふるときは、固より斯の如き事あるべき道理なく、唯之れを精神病と見做すより外なし、即ち犬神病は狐憑病、魔憑病と皆同一にして、唯風土の異なるに隨うて其の名稱を異にせるのみ、出雲の人狐、(狐持)隱岐の蛇持等も皆犬神と同一種なり、而して或家に犬神の系統

ありと云ふが如きは、昔時或偶然の出來事より起りしことなるべきも、今其原因を詳にし難し、爾來は一村中にて憎惡せらるゝ者あるときは之を言觸らして犬神の家と唱へ、代々世間より交際を謝絶せらるゝ如きに至りしものなり、出雲地方の談話を聞くに、若し金錢を貯蓄して人に施すことをなさず稍ゝ吝嗇の風あるときは、近邊のもの之を目して人狐の家と稱し擯斥する風ありと云ふ、蓋し犬神の家に於けるも亦同じく、此の如き感情より生ぜしものあらん、次に之を心理的說明によりて考ふるときは、其精神作用に因ること明かなり、卽ち犬神に喰ひ付かれたりと稱するものは全く一の精神病者にして、其原因は古來犬神の憑附して病患を起すものと信ずるより來りしなり、其徵候は毫も、精神病と異なる所なく、又其身體上に一種の妄覺を生ずるが如きは、狐憑病等と別に異なる所を見ず、其精神の狀態に於ても、他の精神病と同一なり、而して患者の自ら犬神に喰ひ付かれたりと稱するは、古來同地方に傳はれる口碑に其原因を歸するに由れり、其他、道に犬神の者に逢うて其者に所望せらるゝときは自ら所持せる食物の盡く腐敗すと云ふが如きは、甚だ疑はしきことにして、此等も必ず他に其原因あるならんと信ずれども、予自ら經驗したることあらざれば、今俄に斷言し難し、要するに犬神病の精神作用より、起れる證據は、第一に人智の程度低き人にのみ之を發して、高等上流の人には此病に罹ることなきにあり、故に土佐にては犬神病は士族に限りて存せず、平民の間に見る所なりと一般に唱ふるなり、是れ士族は多少の學識を有し智力の優れるものあるに由れり、又予が先年阿

波國に到りし時聞く所によれば、池田地方は尤も犬神の多き地方なりと稱す、而して往年は頗る數多の犬神病を發するものありしも、年々減少して、當今小學教育を受けしものは曾て之に罹らざるに至りしと云ふ、是れ畢竟教育の進みたる結果なりとす、其他同病は男子に比すれば一般に女子に多し、是れ女子は男子よりは槪して智力低く精神弱くして、狐憑等の精神諸病に感じ易きに由れるものなり、是に由りて觀れば、犬神病の精神作用に基くものなること決して疑ふべからざるなり。

第三十九節（天狗憑、神憑、魔憑）我邦にて狐狸の怪談に次ぎて最も有名なるは天狗の怪談なり、今其說明を與ふるに先ち、之に關する諸種の怪談を古今の書籍幷に地方の報道より拔萃して左に揭げん、而して天狗其物の何たるかに關しては、理學部門に於いて諸書に見ゆる異說を擧示したれば、唯茲には秇苑日涉等一二の書に出でたるものゝみを揭ぐべし。

秇苑日涉（十二）に云く、凡そ物天狗と名くる者、一にして而して足らず、史記天官書に、天狗は狀大奔星の如くにして聲有り、其の下なるものは地に止りて狗に類す、墮る所及んで之を望めば、火光の如く炎々として天を衝く、（南參書天文志に曰く、永元三年、夜天開く、黃色明に照す、須臾にして物有り、黃色小甕の如く、漸ゝ大にして倉廩の如く、聲隆々として雷の如く、太湖中に墜ち野雉皆雊く、世人呼て木殃と爲す、史臣案ずるに、春秋緯に、天狗は大奔星の如くにして聲有り、之を望めば火の如く、見れば則ち四方相射る、漢史に云く、西北に三大星有り、日の狀ちの如く、

名けて天狗と云ふ、天狗出れば則ち人相食む、天官に云く、天狗、狀ち大鏡星の如し、又曰く、大流星の如く、色黄にして聲有り、其の地に止るは狗に類す、墜つる所之を望めば火光の如く、炎々として天を衝く、其の上は鋭く、其の下は圓く、數頃の田の如く、見るれば則ち流血千里、軍を破り將を殺す、漢史又云く、昭明下て天狗と爲る、下る所兵起り血流る、昭明は星なり、洛書に云く昭明見れて而して覇者出づ、運斗樞に云く、昭明芒角有るは兵の徵なり、河圖に云く、太白散じて天狗と爲る、漢史に又云く、星有り出づれば其の狀赤白にして光有り、卽ち天狗と爲る、其の下小は足無く、下る所の國政を易ゆ、衆說同じからず、未だ孰れか是なるか詳にせず、亂亡の運を推すに此れ其れ必ず天狗か、述異記に云く、康熙壬子四月二十二日黎明、錢塘の西北鄕、孫姓なる者有り、門尙ほ未だ啓かず、隣人夙に起き、孫の屋背の上に見るに一物有りて狗に似たり、而して人のごとくに立つ、頭喙鋭く、上半身は赤色、腰以下は青くして靛の如く、尾は箒の如く、長數尺、驚いて孫を呼て之に告ぐ、甫めて門を開けば、其の物雲際に騰上す、忽ち聲發して霹靂の如く、委蛇屈曲して西南に向て而して去るなり、上るや火光迸烈箒の天を掃ふが如く、時を移して乃ち息む數十里内皆其の聲を聞く、亦仰て其光を見る者有り、所謂、天狗地に墮て聲雷の如し、甲寅、逆藩の亂有り、）又星經に、龍尾は九星の一にて天狗なるものあり、是れ星にして而して天狗と名くるなり。酉陽雜俎に、龍王の身光、憂流迦と曰ふ、此に天狗と言ふ、此れ龍にして而して天狗と名くる

なり、山海經に、陰山に獸有り、其の狀狸の如くにして而して白首、名けて天狗と曰ふ、其の音榴榴の如く、以て凶を禦ぐべし、杜甫の天狗賦に、色は狻猊に似て小なることは猿狖の如しと、王鼎の焚椒錄に、懿德皇后の母耶律氏、夢に月懷に墜ち已にして復東に昇り、光輝照爛仰視すべからず漸くにして中天に昇り、忽ち天狗の爲めに食はると、驚き寤めて而して後生る、汪若海麟書に天狗電落すと、註に天狗の降る所以て守禦を戒む、其の光電の如し、佩文韻府に三秦記を引て曰く、白鹿原上狗枷堡有り、秦襄公の時、天狗有り、來りて其の上に下る、賊有り、天狗吠て而して之を護る、故に一堡儸心無し、李果の食物本草に曰く、山狗獾、形家狗の如く、脚微短にして、鮮食果食を好む、皮は裘を爲るべし、數種有り、在處之れ有り、蜀中に出づる者を天狗と名く、是皆獸にして而して天狗と名るなり、爾雅に曰く、鴗天狗、註に小鳥なり、青きと翠に似て魚を食ふ、江東呼て水狗と爲す、是れ禽にして而して天狗と名くるなり、天中記に曰く、天狗は人參なり、是れ草にして而して天狗と名くるなり。物理小識に曰く、落星、石と爲り狗首に象たり、便ち天狗と曰ふ是れ石にして而して天狗と名くるなり、伊世珍瑯環記に曰く、君子國に鳳皇巓有り、天狗を出す、一名は胎詹女仙、族雪道君と各玉膏を以て錬りて上藥と成し、以て相饋遺す、是れ仙にして而し天狗と名くるなり、我が邦、一種の天狗と名くる者有り、世の傳ふる所、僧人化して天狗と爲る者往々有り、猶ほ道家の所謂白日飛昇の說のごとし、此れ或は瑯環記に載する所に似たり、而して其

の類一に非ず、今、夔魍魎の類變幻常無き者を指して概ね天狗と稱するも、要するに其の何物爲るを窮詰すべからず、俗間の圖寫する所の如き、妄誕無稽、固より取るに足る者無し、物徂徠天狗說服子遷高雄山移文、頗る其の情狀を說く、大抵婦女及汚穢者其の規を犯せば、則ち支體を寸裂して林壑に投じ、或は風雨を興して瓦礫を擲ち、或は蠢漢痴童を掠接して而して去る、三五日或は旬月にして而して返へし失心木偶の如く、術士遂に怪妄の說を矯飾して以て其の術を售る者も亦多からずと爲さず、今、金峯高野湯殿白山比叡鞍馬の諸山、稱して此の怪多しと爲す、比叡山の僧某嘗て予に語て曰く、竊きに佛殿上に巨人の跡有るを見る、大二三尺許り、皆右脚の痕のみ、山夔の一足の說、蓋し徵するに足る、按ずるに魯語に曰く、木石の怪を夔と曰ふ、說文に曰く、夔は神魖なり龍の如く一足、夊に从ふは、角手人面の形有るに象る、正字通に曰く、抱朴子に曰く、山の精、狀小兒の如くなるを蛟と名く、一名、超空、白澤圖に曰く、山の精を夔と名く、鼓の如く、一足にして而して能く行く虎狼豹を取らしむべし、五色線に曰く、南康記に、山間に木客有り形骸は皆人なり、但鳥爪のみ高樹に巣ふ、樹を伐れば、必ず人を害す、一名、山肖、抱朴子に曰く、山の精は、形小兒の如く獨足にして後に向ふ、夜喜んで人を犯す、名けて魈と曰ふ、其の名を呼べば則ち犯すこと能はざるなり、荊楚歲時記に曰く、按ずるに神異經に云く、西方の山中に人有り、其の長尺餘、一足なり、性人を畏れず、之を犯せば則ち人をして寒熱せしむ、名けて山臊と曰ふ、竹を以て火中に

著く、烞爆聲有り、而して山臊驚憚す、玄黃經に所謂山㺐鬼なり、太平廣記に曰く、章仇廉瓊蜀を鎭する日、佛寺大會を設く、百戲庭に在り、十歲の童兒有り、竿杪を舞はす、忽ち物有り、狀鵰鶚の如く之を掠めて而して去る、群衆大に驚き、因りて而して舞を罷む、後數日、其の父母高塔の上に在るを見る、梯して而して之を取れば則ち神彩痴の如く、之を久うす、方に語て云く、壁畫の飛天夜叉の如き者を見る、將ゐて塔中に入る、日に果實を飼ひ、飲饌の味、亦た其の自る所を知らず、旬日にして方に精神初の如し（尙書古實に出づ）、魏郡張承吉の息、元慶、年十二、天嘉中一鬼を見る、長三尺、一足にして鳥爪、背に鱗甲有り、來て元慶を招く、恍惚として狂するが如く、遊走所に非ず、父母之を撻てば、俄に聞く、空中に云く、是れ我が敎ふる所、幸に罰を與ふる勿れと（異苑に出づ）、戸部尙書韋虛心三子有り、皆成せずして而して死す、子の將に亡せんとする每に、則ち大面有りて牀下に出で、目を瞋し口を開き、貌ち神鬼の如く、子懼れて而して走れば、大面則ち化して大鴟と爲り、翅を以て遮擁し、自ら井に投ぜしむ、家人覺りて遽に之を出すも已に愚、猶ほ能く其の見る所を言ふ、數日にして而して死す、是の如くにして三子皆然り、竟に何の鬼怪たることを知らず、河東の裴鏡微、嘗て一武人と其の相居近し、武人夜莊に還れば、弓矢を操り方に騎を馳す、後物有りて近くを聞く、顧みて而して之を見れば、狀大方相に類する有り、口に但渴と稱す、將に武人に及ばんとす、武人弓を引て射て之に中つ、怪乃ち止む、頃ろ又來り近く、又之を射る、怪

復た往く、斯く須くにして又至る、武人遽に家に至れば門已に閉づ、武人垣を踰えて而して入り、入りて後戸より之を窺へば怪猶は在り、武人敢て馬を取らず、明早門を啓けば、馬鞍棄て門に在るも馬は則ち無し（並に紀聞に出づ）、今國人の稱して天狗と爲す者大率此の類のみ。

秉燭或問珍に云、或人問云、高山峻嶺には天狗といふ物ありて業をなす、人の云傳ふるをきけば、狀は人にして、鳥の翅ありて、人の不善をなす時は忽攫裂といへり、多は横川愛宕鞍馬の僧正が谷に棲となり、源の義經の兵法の奥義も大僧正天狗に得られしと云へば、まさしくおそろ敷事也、いか成物ぞや、對曰、天狗の事いか成物とも窮詰がたし、本草綱目に天狗と異名する物あれ共、今いふ天狗にあらず、狸の事なり、韓文の汴州亂の詩に、天狗墮レ地聲如レ雷とあり、其註に天狗形如レ犬、地に止て狗に類せりといへり、又山海經には、天門山に赤犬あり、天狗と名く、其光天に飛び流れて星と成、長さ數十丈、其疾と風の如し、其聲雷の如く、其光電の如しとあり（五雜俎の說是と同）又同じく山海經に、陰山に獸あり、其狀狸の如し、名けて天狗といふとあり（是本草綱に引 貛の異名乎）其外史記天官書、漢書天文志、太平御覽、三才圖繪にいふ所の天狗といふもの日本に云傳ふる人面鳥獸の事にあらず爰に干寶搜神記に治鳥といふ物あり、越の地に多し、陰山に棲んで樹を穿巢を作る、口の大さ數寸、木を伐者見る時は避て見えず、過ても是を犯せば家を燒、形鳥の如しとあり、此治鳥日本の天狗の事か、決定せんも據なし、畢竟天狗は深山の魑魅の類にして、形定るべからず、陰氣の積聚る所より生じたる物なり、故に人の多集りたる陽氣盛の所に曾て天狗といふ者なし（中略）海中に人魚あり陸に鸚鵡ありて能人の語をなす、天狗の人に似たる事あやしきにもあらず、又山伏の姿なりといふは天狗の住山といふは、大方修驗僧の住所なれば、夫によりて太郎坊次郎坊の名を脇より名付たるべし、義經兵法を大天狗に得しといふ事あるべからず、張良が圯上の老人に書を得しといふ類にて兵法一ッの謀計なり、又天狗に僧正號をばいつの御代にか許されけん、可笑、鞍馬の僧正が谷、稻荷山の僧正の峯といふは天狗の名にあらず、壹演僧正慈濟の法を行ひ給ひける所なりと眞言傳に載たり。

左に天狗の怪談の他書に出づるものを擧示すべし

怪談登志男（卷一）に云、木賊刈そのはら山を尋て月見にまかりし頃、彼他の人の咄けるは、當國横陽山に溫泉寺と云ふ禪刹あり、越後の雲洞菴の末寺にて、曹洞宗なり、此あたりの田舍人の七不思議と稱するも、此寺の怪談を語り傳ふるなり。抑開山禺巳和尙の時、一人の山伏來りて和尙に參じ、朝夕傍をはなれず給仕しける、和尙熟視て凡者ならずと心を付けられしが、ある時山伏を呼び寄せ問て云、汝個翅を以て海砂の雲を淩ぎ、天に颺て鱗を生じ、闇に空破するや無やと、山伏起て忽つばさを生じ、鼻高くおそろしき姿ながら、和尙を禮拜し、我に一則を與へ給へ、報恩に御寺を後世迄護り奉らんと、身を大地に投じ、頭をたゝいて乞ひければ、和尙則一語をさづく、

天狗再拜して去る、是よりこのかた今に至て住職凡廿代の餘におよぶ、然るに代々の和尙遷化の時未近寺僧の知らぬ中に、門前の橋の下谷川の流れに、歷代の石碑必ず來る、其石の形石工の上手の日夜巧に彫たるより猶勝れて見事なる自然石にて、世に云所の無縫塔也、歷代の住寺の石塔皆是流れ來る自然石を用ふ、又此寺にて門戶をとざすことなし、盜人來ても出る所の道にまよひ、盜得たる寺の財寶歸しぬれば去る、さもなければいつまでものがれ出る道を得ず、今に至てもあやまつても忍伺ふものなし、此故に寺中迄も門戶を固る事なし、又寺中にちり芥ある事なし、今捨る塵芥暫有て見るに、奇麗に掃除する者ありて其人を見ず、今に及でかはらず、又書院のむかふに築山泉水の風景甚よし、自然の木石人意を假らず己がまゝに聳え、本來の面目誠に禪刹相應なり、後の山の根に方三尺の丸き穴あり、此中より風雲を吐き出す、穴の淺深誰試みたるものなし、奥ふかく虫獸の住む事もなく、風の出る許りなり、年中晝夜かくのごとし、夏は食物を此穴のそばに置けば、日を經ても味を損せず、冬はかへつて煴にして爐火のごとし、門外に小橋あり、此橋の邊迄來る者寺內門外を不論、遍參の僧、客來までも、住寺の耳に足音を聞き知る事側に在て見るがごとし夜中猶かくのごとし、かゝる事ある寺院なれば、通途の沙門住寺する事一日片時もならず、まして今時の貪欲邪智の鉦法師は山內に入ることもあたはず、然れども此巽靈ありとてあへてほこらず、祖翁一片の閑田地獨り兒孫に屬して種を植しむ、いと殊勝なる禪林なり。

兎園小說に云、文化七年庚午の七月二十日の夜、淺草南馬道竹門のほとりへ、天上より二十五六歲の男、下帶もせず赤裸にて降り來りてたゝずみゐたり、町內のわかきもの錢湯よりかへるさ、これを見ていたく驚き、立ち去らんとせし程に、かの降りたる男はそのまゝそこへ倒れけり、かくて件のありさまを町役人等に告げしらせしかば、みないそがはしく來て見るに、そのものは死せるがごとし、やがて番屋へ舁ぎ入れて介抱しつゝ、くすしをまねぎて見せけるに、脉は異なることもあらねど、いたくつかれたりと見ゆるに、しばらくやすらはせおくこそよからめといへど、みなうちまもりてをる程に、しばしありて件の男はさめてかうべを擡げにければ、人みなかたへにうちつどひてことのやうを尋ぬるに、答へていはく、某は京都油小路二條上ル町にて、安井御門跡の家來伊藤內膳が倅に、安次郞といふものなり、先こゝはいづくぞと問ふ、こゝは江戶にて淺草といふ處ぞと答ふるに、うち驚きて頻りに淚を流しけり、かくてなほつぶさに尋ぬるに、當月十八日の朝四つ時比、嘉右衞門といふものと同じく、家僕庄兵衞といふものをぐして愛宕山へ參詣しけるに、いたく暑き日なりければきぬを脫ぎて涼みたり、その時のきるものは花色染の四つ花菱の紋つけたる帷子に、黑き絽の羽織、大小の刀を帶びたりき、しかるにその時一人の老僧わがほとりへいで來て、おもしろきもの見せんにとく來よかしといはれしかば、隨ひゆきぬとおぼえしのみ、其後の事をしらずといふ、いともあやしき事なれば、そのものゝはきたる足袋の仕入にたがひなしといへり、そ

の足袋にすこしの泥土のつかでありけるも、亦いぶかしきことなりき、江戸にてはかゝる事あれば官府へ訴へ奉るが町法なれば、何と御沙汰あるべきかその事もはかりがたし、江戸に知音のものなどのありもやするとたづねしに、しる人とては絶えてなし、ともかくも掟のまに〳〵はからひ給はれといふにより、町役人等談合して身の皮を拵へつかはし、官府へ訴へもうしゝかば、當時御吟味の中淺草溜へ御預けになりしとぞ、其後の事をしらず、いかゞなりけんかし（文政乙酉冬十月朔文寶堂しるす）

又地方より報道せられたる事實を左に蒐錄すべし。

（群馬縣高崎町堤辰二氏報）往年松平大和守典則の臣に皆川一郎平といへる人ありしが、元來羸弱俗に所謂癇症にして、殆ど二年間は手足の自由を失ひしことさへありき、然るに安政五年（時に年三十七八歲）三月二十六日、何國ともなく其迹を隱くせしを以て、一家の驚愕一方ならず、乃ち人を四方に出して百方搜索すれども影だに見えず、かくする中に十四五日を經て、其親族なる渡邊洛平の家の玄關に、異しき物音せるは何物ならんと立出見しに、嘗て家出せし一郎平が睡眠してありしに驚き、手を盡して介抱せしが、三四日間は全く正氣なく昏睡し、其後漸く平氣に復せり、今其當人が物語なりとて記載せるものを見るに實に左の如し。

三月二十五日の夜、年齡五十許にて惣髮の男、鼠色の衣服脚絆草鞋の儘にて參り、起出候樣

申候につき、緣先まで出候事覺え居候得共、其後一向に何事も相覺え不申候處、伊豆國水戸濱とか申す所へ參り、獵師町を多く通り海邊へ出候處、此所に大きなる魚を調へ引裂き候て連の男と共に食申候、それより海岸大岩の上を長く通り、高山へ登り眼下に大海を見下し、時に旭日出候を拜み候て山を下り、暫く田舍道を通り、それより吉田の渡とか唱へ候舟渡しを渡り、連の者舟賃兩人分拂ひ、それより何と申す所か一向に存不申所を數里參り、沼津の御城下大手先へ出、其時連の者申し候には、城中よりあの如く不淨の氣立登り候、これは城主二十六歲に成られ候處、此度卒去にて、未だ發には不相成義と存じ候趣申候由、それより原吉原邊へ參り、又々後へ戻り沼津宿外れ松並木の處より横道へ入り、廣長寺とか申す法華宗の寺にて、門前に二王など有之、其寺の拜殿の樣なる所にて、連の者と共に結び飯を給候樣相覺えそれより暫く田舍道を通り、甲州身延山の道にて根通りとか申す山のすそにて村續きの所を通りそれより三十里に候や、五十里に候や久しく步行し、駿河國の由釣橋とか申す奇妙なる橋を渡り、それより先に舟渡の大川有之處、其れは渡り不申、又々後へ戻り、山中の社にて夜をあかし候樣相覺え、それより箱根權現へ參拜、石の鳥居など有之樣に相覺え、湖水の端を步行、さいの河原とか相覺え候、銅の大佛など有る所を通り、小田原城下大手先へ出候處、家中の人と相見え上下にて大分登城の體に相見え、それより馬入川を通り候處、これは船には無之水の上

を渡り候樣相覺、六合川上新田大明神へ參詣、それより淺草觀音上野などへ參詣、それより桶川不動へ參拜、鴻巣宿山王へも參り、それより平方の渡を渡り、爰元北町金毘羅へ參詣、それより奥澤九品佛へ參り候處、同所先年地震にて破損の所、此度佛體など塗り直し供養の由にて、音樂など奏し賑々敷、此所にて餠其外飯など給候樣相覺、それより池上本門寺、堀田妙法寺へ參り、それより川崎大師へ參り、それより道灌山へ至り、夫れより甲州街道へ向き、高井戸田なしなど申す所を通り、府中六所權現へも參り、それより郡内甲府へ參り、身延山へ至り、それより駿河國阿部川みろく川とか申、十三佛の有之由井正雲の墓などを見候て、又候遠州濱松へ行き、それより武州高麗金毘羅山へ參り高麗王の墓それより平澤とか申す所の瀧へ參り、それより常州銚子いたこなどと申す所より日光山へ參り、それより桐生へ參り、大間とか申す所へも參り本莊宿より何と申す所か不詳、それより古布が原へ參り、是よりは薄くらき道を何十里となく歩き、それより海を下に見下し虚空を行き候樣覺、何十里となく參り、讃岐象頭山へ參拜、その後腥き寒風吹き候所を數十里參り候處、此時は眼も眩み一向に見え不申、それより何國に候や富士を北へ見候所へ出で、それより八王寺へ至り、又々相州鎌倉八幡圓覺寺建長寺、それより藤澤遊行寺に至り、それより大磯寺が石とか申す所へ參候處、それより先は不分明にて闇き道を數十里歩行、一方道にて一軒家の樣に覺這入候處、渡邊洛平方にて大きに驚き候

て始て爰元と申す儀を心付き候處、其後大に氣分變はり茫と致し、何事も一向に不相分樣に相覺候趣、さて當人儀今日などの所にては大分正氣付き候得共、今以て確かと自分住居とも心得兼候位の事、此外にも山川堂宮に限らず所々歩行候樣には存候得共、何國にて何と申候所か一向に忘却仕候趣、其外歩行の中も食物なども色々食し候得共一々相覺え不申、すべて空腹になり候時には、此方より不申中に、連の者懷中よりすべての食物を取出したべさせ、又此所は何と申す所と尋ね可申と存候へば、問ひ不申中に何と申す所と敎へ、手拭草鞋も調へくれ、何事も不自由と存じ候事は、此方より不申中に直ちに相辨じ、代料は皆連の者相拂候趣、又時によりては、此方の身體も連の者の身體と一つに成候樣相覺え候義も御坐候趣、前文の通追々藥用等仕候所より、正氣に相成候得共、何事も前後不分明の義のみ多くて、胡亂至極には御座候得共、あらまし右の通の趣に御座候。

（紀州近藤庶平庵氏報）茲に余が舍弟僧素月重如房、淡州先山千光寺恭本和尚の徒弟たり、當時年齡十一歳の時文久二年十月初七日、和尚徒弟及び小童を從へ巡遊の途次、泉州牛瀧山に遊ぶ、時や十月上旬なれば、紅葉を眺め詩趣を探らん爲めなり、余亦同行して本坊に宿す、茲に一奇事あり該夜初更の頃小僧素月、俄然悶絶顚倒し人事を省みず、暫くありて戰慄、兩眼數〻開闔して親疎を避けず、余之を診せんとするに擧手蹙足肯せず、是に於て腦病に非ずして鬼魅或は此の如き者乎、

余同行者共に看護を盡さんとするに當り、蹶然聖護院宮御座所たりし上段の室に飛び上り、威嚴を正うし直立して、和尙及び余を招き靈托して曰く、吾は尊勝陀羅尼を守護するの神靈にして、空海上人存生の時吾に尊勝大權現の號を附すと、卽座に筆を求て卽ち書し、別書を余に與へて曰く、此靈書たる幽冥界中の字典にして、義譯せば人世の勳位の如く其格位を示し、大字は尊勝大權現とか、下の細字は眷屬三體の主字なり、汝ぢ常々尊勝陀羅尼を讀誦し、且つ普く衆生に印施し居る事を靈暗に之を知る、故に之を授く、是に香花燈明淸淨水を供して祭祀永久絶えざる時は、七難卽滅七福卽生の靈符なりと託宣せり、且つ此小僧三年以後七月十六日必ず水死すと、余問て曰く延壽の方法ありや如何、靈曰く曾て水死に及ばんとする事二回、向後三回目にして天命也と、此言後ち果して徵あり云々。

（因幡國佐分利壽賀藏氏報）予は近ごろ友人北村某より天狗の娘にのりうつりし奇話を聞けり、今其大略を記さんに、往年當國鳥取なる白濱家敷の中に、大田某といへるものあり、其娘某生來隻手不隨（ル）不具にてありし爲め、既に年頃となりしも未だ嫁せず、獨身にて家に在りしが、一夜深更に及び突然起き上り、神樣の御出なり天狗樣の御入來なりとて、家內の者を呼び起すにぞ、父母を始め婢僕に至る迄皆起き上りて之を異み、且つ其言ふ所を聞けば、娘は是等の人に向ひ、我は天狗なり、近來武道漸く衰へたるを慨き、此娘の體を借りて神術を衆人に傳へんと欲す、由りて明日は必

ず薙刀と木太刀を持てる一壯年來りて我に面會を請ふべければ、直に我前に伴へ、我先此者に劍道を授け次第に衆人に及ぶべしといへり、之を聞く者皆以爲らく畢竟癲狂の類ならんと、看護を忽にせざりしが、翌朝に至り一壯士（鳥取の者なれども住所姓名を失す）薙刀と木刀とを携へ來りて曰く、我一昨夜夢に天狗に會ふ、時に天狗我に向ひて、予近時武道の振はざるを慨き、白濱家敷の太田某の娘にのりうつり汝に祕術を授けんと欲す、由て某日薙刀と木刀とを携へ必ず來るべしと告げたり、故に今日其約を守り來りしなりと、家人其奇合に驚くと雖も、他聞を憚り僞りてかゝることなき旨を告げしに、娘內にありて之を聞き、我こそ汝に術を授けんと約せし天狗なれ、速に我前に來れといひて壯士を七疊半の一小室に導き、目を閉ぢて壯士の携へし一間半の大薙刀を把り、縱橫水車に振りまはすに、恰も熟達したる劍客が曠野にありて之を揮ふが如く、障壁も障碍とならず一上一下皆法に合せり、其他木刀若くは鍋蓋を以て敵を撃ち、己を守る所人をして驚嘆せしめざるはなかりしより、近隣の者何時となく此事を聞き、來觀する者日に多きを加ふ、是に於て家人益々之を憂へ、一日娘に向ひて懇ろに事理を諭せしに、然らば還り去らんと答へしが、其後は平氣に復せり、因りて曩日の所爲を告げしに、娘は慚を含みて曾て知らざりし由を語れりといふ、但し其娘は曾て劍道を知らざりし者の由、予は此奇話を聞き、友人北村の徒に虛誕を構ふる人にあらざるを信ずと雖も、餘り事實の奇怪なるより未だ卒かに信を置かざりしが、當地警官敎習所の劍道敎師木

之間某は嘗て此娘の刀劍を弄びし事を目擊せし一人なりと聞き之を質せしに、果して北村の言ひし所に差はざりしより、一方に於ては其事の虚誕ならざるを知り、又他の一方に於ては如何にしてかゝる事の起りしかを疑ひ、記して以て妖怪研究の一材料となす。

是より天狗に關する先輩の說明の一二を擧ぐれば左の如し。

林羅山の神社考に我邦古より天狗と稱する者多し、皆靈鬼の較著しき者、是れ星の義に非ざるなり、或は佛菩薩の相と爲り、或は鬼神の貌と爲りて時々出現し、或は狐と爲り、或は鳩と爲りて飛行し、或は童と爲り、或は僧と爲り、山伏と爲りて人間に出づ、其の說に曰く、人の福を見れば則ち轉じて禍と爲し、世の治るに遇へば則ち復た亂を爲し、或は火災を發し、或は鬪諍を起し、沙門の慢心及び怨怒有る者、(沙門は僧侶なり)多く天狗の中に入る、傳ふる所、傳教弘法慈覺智證等是れなり。

徂徠集に天狗說と題する一篇あり、曰く、名山の巓膚寸にして而して合し、朝を崇へずして而して天下に雨る、神の福なり、殺機一たび發し、風怒り霆行き、樹を拔き石を隕し、巖壑辟易し、萬物韲と爲る(韲は野菜等を細切せるものなり)頃くにして而して霽れ、天地開明、一介も損せず、隤然として故の如し、是れ誰の爲ぞ、窈冥の中、蓋し物有り、倏忽として人と爲り、倏忽として物と爲り、衆能く端倪すること莫し、世俗の圖傳する所、迺ち象鼻鴟喙載勝虎爪電目肉翅、豐隆の神に髣

髴たる者有り咸之を稱して天狗と曰ふと云ふ、茂卿諸の典籍を稽ふるに、易に之れ有り、艮を山と爲し狗と爲し黔喙の屬と爲す(黔喙は百蟲の類を云ふ)是れ其の繇象する所か、世の薦神先生、或は客星を引き、或は外國の獸を援くは、廼ち名を執して其の實に惑へる妄と謂ふ可きのみ、大氏三代よりして而して上、但之を某山の神と謂ふ、後世の訛る所、丘、中國に仙多く、吾邦に天狗多しと言ふより起る、彼の稱する所、紫虛、碧霞、眞武帝君、廼ち所謂榮術太郎、金毘羅、妙義の類皆是れなり、夫れ神は聰明正直なるものなり、而して知無くんば安んぞ能く人の命ずる所を知らんや、故に或は以て神と爲し仙と爲し、或は佛と爲し、菩薩と爲し、羅漢明王と爲し、魑魅罔兩と爲し、人各其の見る所に狃れて之が名稱を建つ、惟人知有り安んぞ能く神の自ら命ずる所を知らんや惟神能く禍福を降して爽はず、故に世人稱する所今に至りて替らず、是れ重黎の人と神とを別つ所以なり、故に大傳に又曰く、鬼神の情狀を知る者は、惟聖人を然りと爲すと、平安の西北愛太子の山崒たり、巓に榮術太郎の祠有り、其の祀を主る者は上人惠通、予に文を乞ふ、予故に天狗說を爲りて以て之に贈る、物子曰く、斯の土に匏繫するも西愛太子の山に陟りて以て其の神を問ふこと能はず、上人其れ宿に齋戒沐浴し斯の篇を捧げ、祠に造り以て之を命ぜば其れ必ず漠然として之に能く應ずる莫らんや、抑も將た蓬勃然として山阿を興す者有らんか、則ち吾が言の信に然るを知らん、而して神實に之を歆ん。

古今妖魅考に、平田篤胤は林羅山の天狗説を引きて敷衍して曰く、世に天狗と云ふは、（中畧）羅山先生の說の如く、多くは僧山伏などの化れる鬼を云へり、何故ぞ其を天狗といひ初けむと考ふるに、高鼻長喙にて、頭はかの天狗にほゞ似て山に住み、世に災異をなすことも、かの天狗に類たればなり、後白河天皇に見奉りて開發源太夫と名告白せる者の語に、僧等の化れる靈鬼の事を語りて其形頭は天狗にて左右の羽生たりと有るを云ふべし云々。

訓蒙天地辨にも天狗の說明あり、曰く、天狗の說世俗專ら稱する所なれ共、星に天狗と名づくるものあつて、其外に所見なし、すべて深山幽谷は陰濕ふかき處なるがゆゑに、おのづから其形も枯怪なる異物產すべし、魑魅魍魎の類こと〴〵く幽陰の產物なり、然れども其怪をなすこと和漢少からず、星に氣類の名目を象り命じ、地の狗に對して天狗と云ものなるべし、しからば山林の陰鬼奇異をなすものを天狗と云は 非 なりといへり、又畫する處の天狗の形、人面鳥觜鼻殊に高く、羽扇を攜たるごときは彌しかるものありや、吳道元始て地獄の形勢鬼類を畫より傳來るの類に同からん、日本紀に天狗と出、佛家の說には、天とは光明自在佛果を表し、狗とは痴闇不自在生界を示す、生佛不二の名なりと云へり、埃嚢鈔などにも云へり。

以上の說明の外に余の意見を附すべきなれども、天狗の外に神憑魔憑の種類ありて、其原因は天狗と同一理に本くを以て此に神憑談について一例を揭ぐべし、先づ嬉遊笑覽に出せる蛇神の事を擧ぐれば左の如し。

大和本草に、中國の小クチナハとて安藝に蛇神あり、又タウベウといふ人家によりて蛇神をつかふ者あり、其家に小蛇多く集り居て、他人につきて 災 をなす事、四國の犬神備前兒島の狐の如しもろこしの猫兒の類なりといへり。

神憑の事は宗教學、心理學、醫學の三種に關係あるを以て、其各部門を參見すべし、唯此に美濃國山田大助氏より報ぜられたる一例を擧ぐれば左の如し。

我東濃地方には從來御嶽講の信者少なからず、今其講中が爲す所を見るに、何事か神託を受けんと欲せば、中坐と稱するものを定め、嘗て定まれる先達と稱する者と共に先づ水浴して其身を淨めさて講中を集め一齊に神詞を唱へしめ、中坐は白き幣を持ちて其中央に坐す、此くの如くすること少時なれば、神ののりうつれる徵にや中坐は頻りに其持てる幣を撼かし、目を瞋らして常態を失ふ、是に於て先達其前に伏し、のりうつり給ふは何神にましますかと問へば、我は某の神なりと答ふ、又某患者の病症は如何にせば、癒ゆべきかと問へば、云々の法を用ふべしと敎ふ、其他何事にまれ之を問へば答へざることなし、但し病客にして其神託に遵ふときは概ね效あり、就中 神經病 者にありて最も 著 しきを見る。

此一例は醫學部門精神病論、心理學部門降神術論に屬するものなり、かゝる事は外國にも多くある

例にして、今左に西洋書中より鬼神談に關する部分にて魔憑と題する一節を譯出すべし。

魔憑とは、猶太人が、東洋に於て屢ゝ行はるゝ癲癇鬱憂或は癲狂等の病症に罹りし人に與へし名稱なり、此名稱の起りし所以は、斯る病症に罹りし人は惡靈即ち惡魔に憑附せられたるものなりとの信仰に在り、蓋し人にして通常知れ渡りたる心意の作用及び其能力に歸し難き、非常の狀態及び動作を呈するときは、之を一或は二三の有力なる神靈の所爲に歸するは波斯人、希臘人、羅馬人及び一般古代人の通說なりき、此信仰はホーマー、ヘロドタス、イウリピデスの諸氏及び其以後の著者に於て見るべく、又中世紀に於ける基督教徒の深く信憑せし所なり、若し偉人秀才の有する通常能力にも及ばざるが如き善行ある時は、之を以てミューズ神の神告に出づとし、或は善神が直に該人と協働するか、或は其化身たるに因るものと看做し、又心意の病症に罹りて甚しき不幸の狀に陷り、己が意力を以てするも將た古代醫師の技能に依るも、到底之を治すること能はざるときは、直に之を邪神即ち惡魔の所爲に歸せり、此惡魔なる名稱は後代の猶太人が暗に邪教を指す所ありて邪靈に名づけしものなり、是ぞ以て魔術及び驅魔法は、右の如く魔憑なりと看做されたる病症については、醫術に代はりて治療を施すことゝなり、而して猶太の驅魔者はヨセフの言に基きて、自ら往古より傳來したる必要の魔法、祕術を知れりと唱へたりき、是に於て、善神は惡魔を驅りて之を壞滅するの職を盡すものとなれり、（此事は恰も現今、平癒は天然に行はれ且つ神性的のものに

して、所謂自然の正當作用なりとの觀念に當れり、）是れ福音書中に於て、基督は邪神に憑附せられし人々を癒し、惡魔を驅逐したることを記せる所以なり。

已上既に古來の事實を擧示したれば、是より之に對する說明を與へんとす、蓋し神憑魔憑は天狗の說明によりて準知すべきものなれば專ら天狗憑について其說明を下さんと欲し、先づ之を物理的に考ふるに、所謂天狗の住處と見做されたる深山幽谷には、多少奇異の現象を存すべきものにして、或は猛獸異人の住することあるべし、古語にも深山大澤龍蛇を生ずと云ふが如く、此處に生育する動物は平地に產する動物に比すれば頗る奇怪のものたるべし、果して然らば世間にて天狗と稱するものは、此等の奇怪なる動物の作せる所爲を見て想像せしものならむ、世人が天狗の存在する證據として擧ぐる所を見るに、高山に登りて一夜を明かすときは、或は樹木を伐倒す響あり、或は大石を投ずる音あり、是れ天狗の作用なりと言はるれども、斯の如き所業は深山に住する猛獸の能く作し得べきことにして、是を以て天狗の存在する證となすべからざるなり、要するに今日傳ふる所の天狗の像なるものは全く人の想像より描出せしものにして、譬へば猶ほ地獄の鬼を想像して畫きしと一般なり、而して天狗の所業に歸せし奇怪の現象は是れ猛獸或は人類の作せしものならん。此人類より生じたる事については、偶然に起りしものあり、又故意に出でしものあり、其中故意に出でしものとは、世間既に天狗說を信ずるを以て、之に乘じて他人の膽を奪はんと欲する好奇心より、自ら深山に入りて常人の力

に及び難き怪事を作し、以て人眼を驚かすもの是なり、又偶然に出でしものとは、例へば旅人の道に迷うて深山大澤に入り、無人の境にて圖らず或人に會せしとき、直に之を以て天狗と見做し、或は道に樵夫に遭ひて天狗來れりと想像せしが如きは多く聞く所にして、全く偶然に出でしものなり、今偶然の一例として予が箱根にて直接に聞きし所を揭げん。

此事たるや、今より凡そ二十年以前に屬す、箱根村の獵夫二三人相誘ひて、雪中に兎を獵せんため駒ヶ嶽に登れり、漸く其の絕頂に近接するに及び、一巨人あり山上の巖石上に兀立し、大風呂敷を以て扇ぎ居るを認めたり、然るに獵夫輩は之を看て直に天狗なりと想像し、謂へらく、かゝる山上に人の住すべき理なし今之を見るは是れ全く天狗ならん、而して大風呂敷を扇ぎ居るは必ず吾々の上に魔術を行へるものならん、宜しく早く去て身を全うするに若かずと、倉皇一物を獵せずして空しく家に歸りしかば、是れより一村盡く駒ヶ嶽山上に天狗住せりと傳へたり、然るに二三日を經るに及び、始めて事實の眞相を得たり、即ち所謂山上の天狗とは、何ぞ圖らん全く强盜にして、其前夜小田原驛の或家に侵入し物貨を强奪せし後此山上に遁れ、四五日を經て駿州地方にて縛に就きしものなること判明せり、而して其風呂敷を以て扇き居りしは、蓋し彼獵夫等の鐵砲を持して登山せしを見、己を銃殺せんことを畏れて、之を禦がんとの意に出でしものゝ如しと云ふ。

右の如きは全く偶然に起りし天狗にして、眞の天狗にはあらず、今日世上に傳ふる所の天狗にも、

必ず此種のもの多からんと思惟せらるゝなり。

次に心理的に考察するに深山大澤なるものは自ら幽邃にして、滿目凄陰たるものなれば、人もし斯の如き境に入るときは覺えず其心動き、自ら迎へて奇怪の事あらんと想像し、隨ひて種々の幻覺を起し、甚しきは妄覺を生ずるに至るなり、是を以て該人にして若し平常天狗の談話を聞き、其像を見て狀貌を詳知するものならんか、其記憶は忽ち再起して妄覺を起し、以て天狗なき處に天狗を見、或は幻覺を起し來り、木骨を認めて天狗となすことあるべし、此の如きは心理上固より怪しむに足らざるなり、又天狗に就て尤も奇怪なる事實は、瞬間時にして能く高山より高山に轉じ、日本全國の名山大川を僅々一日或は半日の間に跋涉して歸ること是なり、例へば民間にて或童兒忽然家を出でて歸らず二三日を經て突然歸り來り云ふ、我は天狗に誘はれて各地の名山大川を跋涉したりとて、一々其通路の山川の名を擧ぐるに毫も事實に違はざることあり、此の如きは先に揭げし諸例中にも既に示したり、是れ世人の最も奇怪とする所にして、其果して何に原因するかを研究するは既に妖怪學の目的なり、予惟ふに此等は固より物理的說明の限りにあらず、必ず心理上より說明せざるべからず、而して心理上より考ふるときは右は精神作用によりて、妄境に入りたるものと謂ふべし、蓋し此天狗に誘はれし童兒の如きは、必ず其以前に天狗の繪を見又其談話を聞きて、天狗は瞬間にして名山大川を涉る異能あることを知りしものなり、既に斯の如き記憶を有せんか、若し偶然に精神上に變動を起して右記憶

の點に精神力を聚合せば、直に精神内に高山大川は判然描出して、想像上一高山より他の高山に移るが如き狀態を見、坐ながら之を跋涉せしことを妄見することあるべきなり、吾人もし之を親しく知らんと欲せば、須らく吾人は夢中に天狗に誘はれて高山を飛翔せしことを夢みることを一考すべし、既に夢中に於て然りとせば、吾人醒覺の時と雖も、精神の變動によりて何ぞ夢境を現ずることなしとせんや、若し斯かる場合に於て、心内の想像により詳に其狀態を描出し、夢境を以て實境と看做さば一日にして想像上、よく全國の名山大川を跋涉せんこと豈難しとせんや、是の故に予は天狗に誘はれたりと稱するものは、全く精神上に描き出せる妄境に外ならずと考ふるなり、然らば何故に斯の如き妄境を現じ得るかと云ふに是れ其當時に於ける前後の事情を考察せずんば知ること能はざるなり、蓋し或は山路を跋涉して之に迷ひ其出づる所を知らず、爲めに精神の上に變動を起し、以て舊時天狗につきて有せし記憶をして再起せしめ、此點に精神を聚め來りて、遂に妄境に入ることあるべし、或は精神の疲勞又は憂苦によりて妄境を現ずることあらん、予が曾て聞ける一話によれば、或寺に小僧あり、和尚の叱責を蒙りて家を逐はれしが、自ら行く所を知らず、晩頃野外に出でたれど、何處に宿すべきかを知らざれば、彼此彷徨せる間に、忽然天狗の來るに會し、之と共に高山に遊び諸處を巡歷して家に歸れりと云ふ、此の如きは憂苦の餘り、精神恍惚として妄境を喚起し、豫て有せし天狗の記憶再起し來り、以て眼に天狗を認めしものなれば全く妄覺なり、而して其高山等を跋涉せし間は必ず山

間の人路なき叢野或は人家なき場所を、躬ら恍惚として彷徨せしものならん、是れ恰も眠行の場合の如く自身の何處に在りしかを覺えざるものなり、然れども又必ずしも自身の彼此に彷徨することを要せず、單に一處に止まりて所謂夢境を現ずることあるべし、其他世間にて狐に誘惑せられ家に歸りし人は、其狀態通路なき林叢中を跋涉せしが如く見ゆ、此の如きは啻に妄境を現せしのみならず、又處處を徘徊せしものならん、此等の例に準ずるに、所謂天狗に誘はれし時にも、躬は林叢の路なき所を飛廻りて、自ら高山大川を跋涉せしものゝ如く想へるものなるべし、又紀州素月の一例の如きも精神作用より生ずるものにて、腦中の一時の事情によりて突然狂態を發することあり、殊に外界の事情が多少之を誘ふあれば、一層容易く精神病を起すに至る、故に始めて深山幽邃の境に入り、其心に恐怖の情動くときは、精神に異常を呈し素月の如き擧動を見るに至るべし、是れ精神病學を精究すればよく其理を了解し得るなり。

其他天狗の怪談中には、天狗に誘はれて文學を學び、從來一字をも書すること能はざりし者の、能書名筆となりて歸り來ることありと云ふ、世既に天狗の筆跡として傳ふるものあり、又天狗に憑附せられて書せし所なりと傳へらるゝものあり、此等は果して何故なるか、予按ずるに、是れ等しく精神作用ならん、既に一般の精神病者にして從來は無筆なりしものゝ、病中に能く書することあり、又無學の狐憑病者にして能く文學を書するものあるにあらずや、是に由りて是を推すに、所謂天狗の手跡

も亦全く一種の精神作用より起りしものなるべし、蓋し人は全く教を受けずして字を書せんこと難しと雖も、如何に無學の人にても、多少他人の字を書せし狀を見て之を記憶し、又は自身に幾分か之を試みしことあるべければ、一旦精神の變動に會せば意外に能書の技を有することを得るに至らん、すべて人の文字を書するは別に思想作用を要せざるもの丶如しと雖も均しく種々の思想の加はりて成るものなり、故に若し精神の或一點に聚るときは意外に書を能くすることあり、之に反して種々の事に注意を及ぼし、或は全く關係なき事柄に意を用ふるときは、決して好成績を得べからず、又自ら餘り意を用る過ぎて却りて其書の平時にだも劣ることあり、例へば習字の試驗に注意して書きたる字の平日虛心にて書きたる字に劣ることあり、是を以て常人にても時日と場合に應じて書跡に良不良の差を呈すること大なり、特に酒を傾け醉に乘じて試むるときは案外の好績を得ることあるは、人の知る所なり、之によりて推すも、若し人遠慮なく一點に精神を全注し、自負の精神を以て大膽に試むるときは平素文字を書すること能はざるものも、案外に精神あり氣力ある文字を成し得る所以を知るべし、彼の精神病者が意外に能書なるは畢竟無遠慮、大膽に揮寫するに由れり、然れども其字は決して書風の正きものにあらずして、恰も大醉のとき書きたるもの丶如き風あり、故に天狗に傳授せられて俄に能書能藝となりしが如きも、亦之と同一理ならん、此事に就て予が阿波國にて聞ける一話あり、左に之を錄す。

同國美馬郡定光村に生來白痴同樣の者あり、一日飄然として天狗の許に遊び、書字及び擊劍の技を學びて家に歸れり、爾後日夜を擇ばず庭前の立樹に向ひて擊劍を試みしが、遂に大に熟達せり、自ら謂はく、是れ天狗の我に教授せしなりと、之と同時に日々書字を試みしに、是れ亦大に發達するを得たり、而して自ら謂はく是れ天狗の我に授けし所なりと、是れより兩技ともに頗る造詣する所ありて名聲四近に聞えしかば、遂に德島藩主に召されて擊劍の師となれり、人あり之に妻帶を勸む、某曰く天狗堅く吾に妻帶を禁ぜしが故に應ずること能はずとされども、人の再三再四强ふるに及び已むを得ず初めて妻を迎へしが之と同時に擊劍及び能書の技術を失して復び從前の白痴に歸せしが維新後迄存命せりと云ふ、人今に傳へて之を奇とす。

斯の如き例は人々の最も奇怪とする所なれども、若し心理上より考ふるときは之を說明することを得べし、卽ち右の擊劍及び能書の如きは精神上の一時の變動より生ぜしものにして、某は當時必ず自ら天狗を妄見し、是により其術を傳授せられたる夢境を現せしならむ、爾後一時精神の變動によりて此二術ともに大に發達し、又曩日の白痴にあらざるに至りしも、もと是れ一時の變態のみ、而して其妄見せし天狗が妻帶を禁ぜし一言と、其傳授せし技術とは、相聯帶して己が記憶內に存せしを以て一旦妻帶して其禁を犯しゝことを覺知するときは、又精神上に一大變動を起し來りて之と聯帶せし技術までも俄に退步するに至りしならん、斯の如く一時の變動によりて得たりしものは、又一時の變動に

よりて本に復し易きものにして既に妻帶の後は此事每に己を責め、我術は嘗て天狗より授けられしものなりとの信仰心を破るに至らば、之と同時に其藝能をも失ふべきこと自然の理と謂ふべし、故に斯かる現象は心理上種々の作用に照して考ふるときは、又敢て奇怪となすに足らざるなり。

之を要するに、世の天狗談は一部分は物理的に説明せらるべきも、多くの部分は心理的說明に屬するものにして、畢竟するに是れ亦一時精神の狂態を現せしものと謂ふより外なし、今其精神上に關する所以を證せんと欲せば、天狗に憑附せられたる人の如きは決して通常以上の學識を有する人物にあらずして、多くは下等無知識もの、特にやゝ性質の愚鈍白癡に近きものに見ること多く、若し人の知識進歩して中等以上の人々ならんか、固よりかゝる怪事を現ずることなき點を一考すべし、是を以て天狗談も他の憑附病と等しく、古來に多くして今日に少なく、現今にては殆ど各地に於て其事實ありしを聞かず、世に傳ふる所のものは皆舊時の談話に屬せり、但白痴愚鈍のものが如何にして天狗の事を記憶中に喚び起し、全く別人たるが如き異能を呈するに至るかは、甚だ疑ふべしと言ふものあらん、然れども世の愚鈍と云ひ白痴と名くるものは、是れ唯外部より稱せしものにして、其の精神の分量果して幾何なるかに至りては、決して實測すること能はず故に精神の量は毫も他人に減ぜず、却りて秀絕の能を有する人も、若し其思想の一點に固聚したる場合には、他人に比して愚鈍の如く見ゆること少なからず、其一例を擧ぐれば、非常に數學の天才に富めるものゝ如き、或は碁將棋に達せし名手の如

き、世間よりは平凡の如く寧ろ愚鈍の如く觀ゆることあり、又巫女神女の如きも一見恰も愚鈍の如く知らるれども、或一種の感覺に於ては非常に鋭敏なるものあり、是に甚りて常人の感ぜざることを感じ、又常人の豫言し得さることをも豫言するものなり、故に天狗等に憑附せちれたるものも、平常は無智愚鈍の如くなれども、若し其精神にして一點に凝聚する力に富み、天狗の一原因によりて該點に精神力を固着するに至らんか、其常人の及ばざる作業を做すは理の當に然るべきことにして、奚ぞ奇怪となすに足らんや、是れ予が古來の天狗談を以て、其原因概ね精神作用より發するものと信ずる所以なり、されども民間に傳ふるものは十中八九までは、予が所謂人爲的僞怪に屬するものなれば、決して之を事實と信據すること能はざるなり。

第四講　心術篇

第四十節（動物電氣論）　前講に於て、鬼神狐狸の如きものゝ人身に憑附して、種々の奇怪を呈する古代の妖怪に就て其說明を與へたりしが、是より講述せんとする所は他人の媒介或は技術によりて精神上に變動を與へ、或は外界に奇怪を現ずる事に關して說明を與へんとす、近年西洋に於て動物電氣の論大に行はれ、催眠術の如きは其原因を動物電氣に歸し、此種の術を稱して動物電氣と謂へり、蓋し此名稱を與へし所以は、催眠術の如きにありては、一人が他人の精神思想を動かし、其行爲擧動を

自由に左右にすることを得るが故に、其狀宛も電氣の磁針に於けるに類するより、動物電氣と名くるに至りしものなり、故に動物電氣とは今日謂ふ所の催眠術にして、此種の術を總稱するときは鬼神術と云ふ、蓋し宇宙間に鬼神の如き靈怪幽微の體存して其作用を現すとは、古來より信ぜし所にして、此鬼神は直に、其作用を示さずして、人を媒介として之を顯はすものとす、故に古代にありては其原因を以て全く鬼神に歸したりと雖も今日にありては、純ら之を人に歸するに至れり、換言すれば人の精神作用に歸するものなり、さて動物電氣の事は西洋の書中に論ぜしもの多けれども、アルフレッド、ヒンネッドの動物電氣論を一讀せば、其起原及び發達を明かにすることを得べし、但し此事たるや全く催眠術なれば、予は後節に於て催眠術を講ずるに際し、其起原及び發達をも一言せんとす、故に今は降神術又は鬼神術に關して聊講述する所あらんとす。

西洋にては古代より鬼神の存在を信ぜしを以つて、一切の妖怪を鬼神の所爲に歸せしが、特にスピリチュアリズム即ち鬼神術として此理を講究するに至りたるは近年の事にして、實驗心理學上にて未だ明かならざる所あるに乘じ、物質を離れて別に鬼神の存在を信じ、且つ鬼神の必ず存在すべきものと信ぜしより、起りしものなり要するに此術は不可見世界と直接の交通を開くべき方法を講ずるものにして、其の起原を考ふるに西暦千八百五十八年の頃、亞米利加合衆國に起り、次で英吉利、佛蘭西に傳播し、將に歐洲全國に行はるゝに至りたり、既に千八百五十九年には亞米利加中にて此術を信ず

るもの百五十萬の多きに至り、又之を專門本職として行ふもの一千人の多きに及べりと云ふ、之に加ふるに、此事に關する雜誌の如きも三十種の夥しきを見るに至れり、若し此勢を以て進む時は、數年を出でずして國民舉げて其信者に化せん有樣なりしが、是れ全く一時の流行熱に過ざれば再來漸ゝに其の熱度を減じ來り、之を信ずる者は今日尚ほ依然として存すれども、昔日に比すれば其數極めて少なきに至れり、然るに近世耶蘇教中にスウヰデンバルグの一派起れり、其說く所は均しく幽冥界に交通し得ることを信ずるを以て、右の說に甚だ相近しと雖も、又多少相異なる所あり、即ち此スウヰデンバルグは耶蘇教の一派にして、其教理上より說くものなれども、鬼神術に至りては耶蘇教とは異なれる一種の別派にして、其說は却て動物電氣論の如きものに屬するなり、今其說の起因を考ふるに米人アンドリュー、ジァクソン、ダビス氏より始まると云ふ、ダビス氏の父は靴師にして新約克の人なり、氏は千八百二十六年に同地に生れ、幼少の時は牧童となりて野外に日を送り、其學校にありしは僅に五ケ月に過ぎざりき、其性質又愚鈍なりしかば、人皆之を白痴の如く考へたり、然るに既其當時より往々夢見幻視ありて、種々の妄象を心見し、或は空中に幻聲を聞くことありき、其後氏は不思議にも不可見世界と通信することを得て、人體を脫したる精靈と共に談話を交ふることを得と、信ずるに至り、氏もし歌を詠ずるときは之に應答するものあることを感じたり、或商人あり氏の神通力の非凡なるを見且つ能く、人の心中を察知し、其病氣如何を豫定する力に富めるを見て、必ず病客の診

斷をなすことを得べしと信じ、之を奇貨として私利を營まんと欲し、氏を提挈して各都邑を巡廻し病客を診察せしめたり、果して氏は病客に接せる毎に善く其病患の原因事情を明示し、且つ之を治する方法をも告知して、實に神變不可思議の妙を表はしゝかば、到る處諸方より診察を乞ふもの陸續麕集し、其風聞忽ち世上に喧傳するに至れり、是より氏の不可見世界を交通する神通力は愈發達し、之に關する書類をも刊行したり、 氏もし不可見世界の事を知らんと欲するときは、其精神は氏の體を離れて直に不可見世界に接し、是によりて該界の事情を知悉し得るが如く感じ、且つ啻に現今世界の事情を知るのみならず、又宇宙開闢以來の歷史沿革、竝に天界中に於ける諸種人民の事情をも一々明示することを得たり、此事の一たび全國に傳播して大に世人の注意を喚びたる際、玆に又一の怪事顯出せり、卽ち千八百四十八年四月に、新約克州アカデア市に於けるフォオックスなる、人の住家に奇怪の音聲を發すること起れり、依りて、フォツクスの娘は其指を彈じて此音を摸擬せしに、必ず之に應答したり、乃ち之に向ひて汝は人間なりやと問ひしに毫も答ふることなし、次に汝は精靈なりやと問ひしに、コツ〳〵と二箇の輕音を以て答へたり、是より此等の音を伊呂波文字に當てゝ問答しつゝ一種の語を綴らしめしに、此怪音は數年前に同家にて殺害せられし人の精靈なることを告げたりき、爾後右の方法を用ゐて不可見世界と交通するの途を開くに至りしが、此交通には必ず媒介者ありて其間に立つを要し、フォックスの家にては氏の妻及び娘は常に之が媒介をなせり、此說の一たび諸方に

傳播して以來、四方競て鬼神不可見世界と交通する術を研究し、其同志の人々相會して種々の會を組織するに至れり、之を鬼神術の會合となす、斯の如き研究によりて、種々の方法を以て鬼神と交通する途を發見し、或は指を以て卓子に觸るゝときは卓の自然に廻轉するを見、或は暗室に入りて自ら燐光の生ずるを見、或は手を觸れずして樂器を弄する音を聞き、或は媒者は鬼神の助力によりて、窃に骨牌上に書せし文字を察知することを得る等、其他百般の方法を以て奇怪の現象を呈することを發見するに及べり、此等の諸術を總稱して鬼神術と名く、或は之を降神術といふも可なり、右の如く此術は初め米國に起りしも、千八百五十二年以後は歐洲地方にも之を研究するもの續々輩出し、倫敦市中には之を講ずる一會あり、公衆より謝儀を受けて盛に之を施行したり、其傳播の迅速なること實に驚くべし、而して是れ獨り下等社會に行はるゝのみにあらず、上等社會の人々も皆之を信憑し、學者社會は之を一問題として種々の試驗を施すに至れり、されども千八百五十八年以前は英國にては未だ合衆國に於けるが如く盛大ならざりしが、千八百五十五年に最も此術に熟達せるホーム氏の米國より渡來して爾來種々の奇怪を現示せしより、大に其術の流行を催すことゝなれり、此ホーム氏は賤民の子にして毫も教育なきものなれども、幼少の時より奇怪を現示するに長じ、其倫敦に來りし時は、手を觸れずして音樂を奏し、又は食卓をして自然に動轉せしめ、以て自ら無形の精靈の力を借りて之を演ずるものなりと云ひ、或は公衆の目前にてホーム自身の體は飄然空中に飛揚し、其所有せる物品

も悉く空中に浮游せしめたりき、此等の怪事一たび世間に喧傳せし以來、各國の王族までも皆之を信じ、命じて王宮にて實驗せしめたりと云ふ。

右の諸術は實に奇怪なることにして、近世に至り始めて、此妖術を發見したるが如く信ずれども、其實は古來より民間に傳はれるものにして決して今日の新不思議にはあらざるなり、殊に西洋にては近世大に喋々するに至りしことなれども、東洋諸邦にては昔時より一般に之を唱へ、我邦の如きも一種固有のもの存して、其道に從事するものは、遠く神代より傳はりて今日に至れりと云ふ、固より其方法及び名稱は彼此大に異なりと雖も、其實は全く同一なれば、之を説明するにも、亦同一の道理に基かざるべからず、見よ我邦に於ても神憑の談話は古代より一般に傳ふる所にして、又巫女の如きは幽冥界に通じて其事情を吾人に告示するものなることを、其他空中に物品の飛揚する怪事の如きは、今日にても年々諸方にて聞及ぶ所にあらずや、特に西洋の鬼神術家の喋々する『テーブル、ターニング』及び『テーブル、トーキング』即ち之を直譯して机轉術及び机話術なるものは、是れ近來我邦にて大に行はれし『コックリ』と全く同一なれば、予は先づ此『コックリ』について其説明を與へ、次に催眠術、降神術等に及ぼして論ずる所あらんとす。

第四十一節（『コックリ』の流行） 西洋の所謂鬼神術の一種が數年前一時大に我邦に流行せしことあり、其名を『コックリ』と稱し、之に配するに狐狗狸の字を以てす、或は告理の語を用ふるものあり、

先年其盛んに行はれたる際には、到る處此法を試みざるはなく、之を試むるものは吉凶禍福最大の事に至るまで、盡く之によりて卜見す可しと信ずるを以て、往々弊害を生ずるに至れり、余が聞く所によるに、大阪府下にては一時大に流行したるも、其弊害從うて生ぜしを以て警察署より之を禁じたりと云ふ、余が其當時各地方に流行する影響を聞くに、伊豆下田近傍のもの自身の妻に情郎あるかなきかを『コックリに』向うて尋ねたるに、情郎ありと云ふ答を得たるを以て直に其妻に離縁を命じたりと云ふ、此の如きの類固より一二にして止まらず、其際發兌の明教新誌上に三田某氏の寄せられたる一書あり、其中に曰く、

小生一夕某氏の宅を訪ひしに、老幼男女相集り『コックリ』樣の遊戲をなすを目撃せり、其の時種々樣々の事を伺ふに十中六七は當るもの丶如し、然れども同席の一人曰く、既往の事は大概誤らざるも將來の事は當り難しと、其れは兎も角も、同家に一人の病者（別席に臥す）あり其生死を伺ひしに、本年某月某日に死すと告げ、又同席の未婚女其結婚の期日を伺ひしに、本年中に結婚し其夫は美なり

と、又他の一人地所を買入んとす利益ありや否やと問へば、有りと答へり、其三四名のもの將來の貧富を問ひしに、何れも富と答へ、而して余も其中の一人なれども、固より之を信ぜず、世人の之を信じて盛に流行するに至らば其弊害擧げて言ふべからず、大方の君子一日も早く之が理を究めて、彼の迷信者を諭されんことを切望の至りに堪へざるなり。

又其當時府下にて流行の景況を見るに、書生輩が休日の晩には下宿屋に數名相會し、種々樣々のことを問懸けて一夕の遊戯となし、市中にては往々歌舞音曲を交へて『コックリ』とともに踊り戯むる等、實に笑ふべきの至りならずや。

第四十二節(『コックリ』の方法) 余が諸方より得たる報道によるに、『コックリ』の仕方は國々によりて不同ありて一定せざるものゝ如し、今左に一二の報道を擧げて其仕方を示さんとす、先づ美濃國山田大助氏より寄せられたる書狀によるに曰く、

名古屋岐阜を初め、尾濃到る處當春來一時流行せしものは、其稱を狐狗狸又御傾と名くるものなり、其方生竹の長一尺四寸五分なるもの三本を造り緒を以て中央にて三叉に結成し、其上に飯櫃の蓋を載せ、三人各三方より相向て坐し、各隻手或は兩手を以て櫃の蓋を緩く抑へ、其内の一人は頻りに反覆『狐狗狸樣狐狗狸樣御移り下され、御移り下され、さあ〳〵御移り、早く御移り下され』と祈念し、凡そ十分間も祈念したるとき、御移りになりましたらば『何卒甲某が方へ御傾き下され』と

云へば、蓋を載せたる儘甲某が方へ傾くと共に反對の竹足を擧ぐるなり、其時は三人共に手を緩く浮べ蓋を離るゝこと五分程とす、夫より後は三人の内誰にても種々の事を問ふことを得べし、卽ち彼が年齡は何歲なるか、一傾を十年とし、乙某又は丙某が方へ御傾き下されと云ふとき、目的の人三十代なれば三傾し、五十代なれば五傾すべし、端數を問ふに之と同じく只一年を一傾となすのみ、又あなたは甚句躍は御好か御嫌ひか、御好ならば左回りを御願申升といへは、好なれば回轉し、嫌なれば依然たり、此時も又手を浮ぶるなり、左右回に代ふるに御傾何返と望むも敢て功なきにあらず、却て功あり、其他何の數を問ふも何事を尋ぬるも知りたることは必ず答あり、甚句躍、カッポレ躍、何にても好なるものは假令三人は素人なるも、三叉足が藝人の調子に合せて面白く躍るべし、此時又手を緩く浮ぶるなり、傍觀者にして伺ひたきことある時は三人の内へ申願すべし、又傍觀者自ら代て抑へんとするも勝手次第なり、識者も之を實驗して其理に默するあり、たとひ默せざるも名稱に依て答るのみ、取るべき說なし、生之を研究せんと欲し、諸處に臨で人の行ふ所を試むるに信仰薄きものはたとへ三十分間抑へ居るも移ることなく、男女三人なれば能く移り、空氣流通して精神を爽快ならしむる場所にては移る事遲く、櫃の蓋の上に風呂敷を覆へば猶ほ能く移るなり。

又茨城縣前島某氏の報知によるに曰く、

(前略)竹の長を九寸三分か或は七寸三分に切りて、三本共節を中央に置き、其點を麻にて七卷半卷

きつけ、其上に金輪にあらざる食鉢の蓋を載せ、其蓋の内には狐狗狸の三字を書し、其蓋の上には奇數の手を載するを規則とす、次に其使用法は若干の人その周圍に坐し、實に鄭重なる言語を以て『コックリ樣御寄りになりましたら早く御回りを願升』と云ふ。其時載せたる蓋及び其上に緩く載せたる手共に我々の請求に應じて、或は左り或は右へ回轉するなり、例へば人の年齡を尋ぬるとせんか『何某の年は何歲なるや御分りに成り升か、御分りに成るなら左りに御回を願ひ升』と云ふときは、卽ち蓋及び手共に左へ回る、其時又十代なるか二十代なるか、十代なれば右へ二十代なれば左へと云ふときは、若し十代ならば右へ回るなり、若し又其時十代にて十幾歲なるか、十一歲なるかと問ふに、十一歲なれば動き十一歲にあらざれば動かず、此方法によりて吉凶禍福の如何を伺ふときは、右又は左へ回轉して其暗答を得るなり。

又千葉縣香取郡飯塚村寺本氏の報知によるに曰く、

近來僻地に於てコックリと稱し、細き竹三本を一尺二寸宛に伐り、中央より少し下の方を麻にて七廻り束ね、之に盆或は飯櫃の蓋を載せ其上に布を加へ、三人にて三方より手を掛け、暫時にして神の來臨ありと稱し、夫より禍福吉凶其他如何なる事故にても之に尋ねるに、當らざる無しと申して愚夫愚婦を迷はしめ、信ずるもの日に增し、唯今にては眞に神佛の爲す所と妄想し、容易のことにては其迷夢を覺破し難し(中略)、或人の說に是れ電氣の作用なりと申せども是れ亦了解しがたし云

云。

又常州五頭氏の報知によれば、盆の裏へ狐狗狸の三字を指頭にて書き、それに風呂敷樣のものを掛け、之に燧火を致す云々とあり、信州湯本氏の報知によれば、竹の長さ各一尺五寸なるものを取り、其節を揃へ又緖を一尺五寸に切り、前三本の竹を下より一尺位の處を結ぶ云々とあり、又或る無名氏よりの報知によるに、大阪邊にて用ふるものは竹の長各一尺五寸にて、左りよりの麻繩を以て之を縛し(中略)、竹の足を『おコックリ樣』『おコックリ樣』と三邊唱へながら摩するときは、種々奇怪なることを呈する由云々とあり。

以上諸國に行はるゝ所の仕方は、種々區々にして一定の規則なきは明かなり、竹の寸法、繩の卷き方、飯蓋風呂敷の裝置等は、必ずしも前述の法式によらざるも適宜に取り行うて然るべし、又之を試むるに當て或は衆人一同にコックリ樣御移り下されと云ふときと、衆人中一人のみ導師となりて云ふときと、衆人の外別に崇敬者を立てゝ云はしむるときとの色々の仕方あるも、是れ亦何れの法式を用ふるも不可なることなし、但『コックリ』は言語を有せざるを以て、問を起すときは豫め其答の方向を定めざるべからず、之を定むるの法或は竹の足の擧げ方を取り、或は飯蓋の回轉の仕方を取るの別ありて、例へば明日の天氣を尋ねんとするときは、先づ天氣の吉なるときは足を擧げよ、或は左右に回轉せよと命じ置くなり、此の如く豫め相定めて其の告ぐる所の答を見るに、事實に適合するもの十

中八九ありと云ふ、是れ實に奇怪と謂はざるべからず、先年埼玉縣青木某氏の報知を得たれば、氏の實驗の始末を左に掲げて其一例を示さん。

（前略）座中の一人盆に向ひ喚で曰く、狐狗狸よ狐狗狸よ汝の座を此に設けたり速に來れ、又曰く、狐狗狸よ狐狗狸よ既に來らば其兆として盆を右方に運らせ、又曰く此盆を右方に運らすを厭はゞ、何ぞ左方に運らさゞるや、此時盆の徐々に運行するを見る、蓋し此動作たる突然行はんと欲するも能はず、少くも三四回以上之を試みざれは動かず、尤も一回此動作を呈せし家は其後何れの日に之を行ふも來らざるなく、且つ其來るや迅速なり、又曰く、其盆をして一周せしめよ、此時盆全く一周す、又曰く、汝狐なれば此足（三本の竹の内一本を指して云ふ）を擧げよ、此時足揚らざるを以て、衆其狐にあらざるを知る、又曰く、汝天狗ならば此足を擧げよ、此時亦足揚らざるを以て衆其天狗にあらざるを知る、又曰く、然らば汝猫ならんか、果して猫ならば此足を擧げよ、此時竹の足揚ること一寸許、故に猫の來ると假定す、又曰く、汝此足を三寸程揚げよ、此時竹の足揚ること三寸、又曰く、汝は甲村より來るや、若し果して甲村に住するものならば此足を揚げよ、此時足揚らざるを以て卽ち甲村より來らざるを知る、又曰く、若し乙村ならば此足を揚げよ、此時足揚る故に乙村より來るものと斷定す、又曰く、汝は樂戲に來るや、此時足揚らざる故樂戲にあらずと斷定す、又曰く、然らば汝は物敎に來るか、物敎に來るならば此足を揚げよ、此時竹の足揚る、卽ち其吉凶禍福を告ぐる爲めに來るを知る、又曰く、某の家には出火等の禍ありや、此時足揚らず卽ち災のなきを知る、又曰く、然らば某の家には幸福ありや若し幸福あらば此足を揚げよ、此時足揚らず、又曰く、然らば福來らざるか此時亦足揚らず、又曰く、然らば未だ全く明かならざるか、此時足揚る卽ち禍福未だ知れずと判斷す、又曰く、汝の年齢は幾歳なりや一歳を一足として此足を揚げよ、此時竹の足揚ること十回なるを以て、此猫の年齢十歳なるを知る、又曰く、明日は晴天なれば此足を揚げよ此時足揚らず、又曰く、然らば明日は雨天なりや、此時亦足揚らす、又曰く、然らば雪天なりや、此時一本の足徐々として揚る、衆卽ち翌日は降雪と斷定す（中略）、又『コックリ』に向ふて問うて曰く、汝は一本の足にて躍るや、此時足揚らず、又問ふ汝は三本の足にて躍るや、此時足揚らず、又問ふ汝二本の足にて躍るや、此時足揚る卽ち其二本の足にて躍るべしと斷定す、又問ふ軍歌にて躍るや、此時足揚らず、又問ふ情死節にて躍るや此時足揚らず、又問ふ然らば相撲甚句にて躍るや、此時竹の足揚る、因て一人相撲甚句を歌ひ、竹の足二本と其歌の調子に合せ交々其足を上下す、歌人の音聲清らかにして調子熟すれば、其足の上下一層迅速にして座中を縱横に跳り揚る、已に此時に當ては是れまで三人にて爲したるも、唯一人にて能く其足をして上下せしむることを得るに至る。

以上は其一例の概略を記載せしものなり、其他小生の實驗する所によるに、晴雨年齢の外に、時間

人數文字等の事を尋るも大抵皆適中すと雖ども、例へば一の書籍を取りて、此紙數は幾枚ありと問ふが如き綿密なることは確答を得ること難し、又狐狗狸の外種々の獸類至らざるなしと雖ども、就中天狗と名くるもの丶來るときは其豫言尤も能く事實に適中し、衆人の最も信用を置く所なり、曰、木鉢、皿等の重量のものを運らしてよく其足を揚ぐるは、大抵此天狗の來るときに限る云々。

是に由て之を觀るも『コックリ』はよく未然の事を豫言するの力あるが如し、余之を試みんと欲し先年自宅に於て前後數回試驗を施したることあり、初めに或る學生四五名と之を試みしに更に要する所の成績を示さず、次に未だ學識に富まざる年少輩數名を其中に加へて試みしも、猶ほはか〴〵しき功驗を見ず、次に其年少輩と四十前後の婦人とをして之を驗せしむるに、果して要する所の成績を得たり、其後十餘日を經て再び、其中少輩と婦人と余と數名相會して、大小長短一定せざる色々の竹を取り色々の蓋を用ゐて之を試みしに皆其成績を得たり、其又竹に代ふるに他の器具を以てし、或は煙管三本を用ゐ、或は茶壺の如きものを用ゐ、蓋に代ふるに平面の板を用ふるも多少其功驗あるを見たり、是に由て之を觀るに、其裝置に一定の方式を要せざること明かなり、然るに世間には一定の方式を用ゐ、婦人を其中に加へ甚しきに至ては其人を撰み其家を撰み、其日を撰て之を行ふが如きは、他に考ふべき原因事情の別に存するによることなれども、愚民は其原因事情を知らざるを以て之を行うて其要する所の成績を見ざるときは、是れ不吉の日に行うたるによるなり、是れ惡人の其中に加はりたる

によるなりと云ふて、毫も其道理を怪しまざるは實に愚の至りと謂ふべし。

第四十三節（『コックリ』の傳來） 今『コックリ』の原因事情を究明するに當り、先づ爰に其の起元傳來を敍述するを必要なりとす、余其何れの地に始めて起り、誰人の發明せしものなるやを究めんと欲し、諸國の有志に其流行の有樣を問合せたるに、去る明治十八年の秋より翌十九年の春にわたりて相豆駿遠尾濃の間に流行し、其後西は京阪より山陽南海西國まで蔓延し、東は房總常野武信の諸州にも傳播し、二十年には奥州に漸入するを見、其翌年北陸地方に流行するに至れり、是に由て之を推すに、此事は東海諸國に起因せしを知るべし、然るに人の傳ふる所によるに、此法は三百年前より已に日本に傳はり、信長公始めて之を試みられたること舊記に見えたりと云ひ、或は德川氏の代に之を行ひたること古老の言に存せりと云ひ、或は薩州より起れりと云ふも、皆坊間の風說に止まりて確乎として信を置くべきものなし、然れども其法の本邦に起るにあらずして、外國より入り來りしことは疑ふべからざるもの丶如し、此說によるに、或は數百年前切支丹宗に混じて本邦に傳はりしと云ひ、或は維新の際日本人の亞米利加にありしもの歸朝して其法を傳へたりと云ふも、是れ亦信據し難し、何となれば數十年前已に本邦に入りしもの、何ぞ久しく民間に傳はらざりしや、縱令維新前に本邦人中一二人の之を知りしものありとするも、近年來諸州に流行せしものは他の起原あるによるや疑を容れず、余が捜索せし所によるに、其流行の情況恰も波動の勢をなせり、蓋し其始めて起りし地は豆州

にして、其地より『コックリ』の報道を得たるは明治十八年にあり、之を本邦流行の濫觴とす、余先年夏豆州に遊び、其地の流行の實況を搜索して始めて其說の眞なるを知れり、明治十七年頃の事とかや亞米利加の帆走船豆州下田近傍に來りて破損したることあり、其破船の件に關して亞米利加人中久しく其地に滯在せし者ありて、此法を同地の人民に傳へたりと云ふ、其時亞米利加人は英語を以て其名を呼びたるも、其の地のもの英語を解せずして其名の呼び難きを以て『コックリ』の名を與ふるに至れり、蓋し『コックリ』とはコックリ〳〵と傾くを義として、竹の上に載せたる蓋の『コックリ』と傾くより起ると云ふ、是れより一般に傳へて『コックリ』樣と呼び、其名に配するに狐狗狸の語を用ふるに至りしなり、果して然らば此の法は西洋より傳來したるものにして、其の流行は豆州下田より起りしこと明かなり、當時下田にありし船頭の輩一たび此怪事を實視し、其後東西の諸港に入りて之を傳へ、西は尾張又は大阪に傳へ、東は房總又は京濱の間に傳へしや必然なり、故に其東京に入るも深川京橋等の海邊より始まる、是に由て之を觀るに、昨今流行のコックリは豆州下田に起因せること殆んど疑ふべからざるなり。

第四十四節(西洋の『コックリ』) 此の如く定むるときは更に進て西洋に此法の存するや否やを考ふるを必要なりとす、卽ち先に述べしが如く西洋に鬼神術の一種として傳ふる所の『テイブル、トルニング』(机轉術)及『テーブル、トーキング』(机話術)と稱する者正しく其起原なり、其法『コックリ』

と毫も異なることなし、今其使用法を考ふるに、『テイブル』の周圍に數人相集り各手を出して輕く『テイブル』に觸れ暫時にして其回轉を見るに至るなり、又『テイブル』に向うて種々の事を問答するに、之に其答を與ふるなり、其法已に回轉したる『テイブル』に向ひ神樣は存在せるものなりや否や、若し存在せるものならば回轉を止めよと云ひたるとき『テイブル』之れに應じて回轉を止むることあり、或は又地獄極樂の有無を問うて、其存在せざるときは床を撲つべしと云ふに、テイブル亦之れに應じて自ら其足を以て床を撲つことあり、其狀恰も人が其間に立ちて應答するに異ならず今カーペンター氏心理書中に擧ぐる所の一例を引て之を示すに、ジップシンと稱する者其友人一名と共に『テイブル』に向ひ、當代の女王は王位に昇りて以來幾年を經過せしやと問ひたるに『テイブル』其床を撲ちて十六年なりと答へたり、又其太子の年齡を尋ねたるに十一歲なりと答へたり、然るに兩人共に當代の女王卽位の年月と太子の年齡とを知らざるを以て、年表について驗するに果して其答の如し、又次に其家の店に幾人仕事して居るかを尋ねたるに三回床を撲ち二回足を擧げて答へたり、然るに店頭に大人四名と童子二名ありと云ふを聞き、其三回床を撲ちたるは誤りなりと考へしに、暫くありて其一人は府外に出でて店にあらさるを想出し、始めて其告ぐる所の眞なることを知りしと云ふ、是等の形情を聞くに其法我國に行はるゝ所のものと同一なること明かなり、唯其異なるは一は『テイブル』を用ゐ、一は三本の竹と飯櫃の蓋を用ふるの別あるのみ、是に由て之れを觀るに、下田に來りし亞米利加人は、

曾て其本國にありし時此法を知りたるものにして、蓋し鬼神術の會員の一人ならん、其來りて下田にあるの際手許に適宜の『テイブル』なきゆゑ臨時の思ひ付きにて竹と蓋とを以て之れに代用したるならんと想像せらるゝなり、而して其亞米利加人は此法を呼んで『テイブル、トルニング』とか云ひて傳へたるも、其土地の者洋語に慣れざるを以て『コックリ』の語を代用するに至りしなりと思はるゝなり、故に余は『コックリ』の起原は即ち『テイブル、トルニング』なりと信ず。

第四十五節（『コックリ』の原因）上來已に『コックリ』の方法及び其の傳來を述べたるを以て、是れより道理上其原因事情を説明せんと欲するなり、通常の人は其の原因を考へて是れ狐か狸の所爲なりと信じ、又は鬼神の所爲なりと唱へ、稍ゝ知識あるものは是れ決して狐狸鬼神の爲す所にあらずして電氣の作用なりと云ひ、或は又妖怪を信ぜざるものに至りては是れ決して天然に起るものにあらず、其中に加はりたるもの故意を以て之を動かすか、否されば其實動かざるも動く様に見ゆるなりと云ふ、然れども余が實驗する所によるに、其動くことは必然にして、之に加はりしもの必ずしも故意を以て動かすにあらざること亦明かなり、即ち自然に動き、自然に傾き、自然に回轉するなり、其盛に動くに當ては殊更に之を抑へんと欲するも止むべからざるの勢あり、故に其原因は決して人の有意作用に歸するの理なし、然らば之を電氣作用に歸せんか、曰く若し電氣に歸すれば、其電氣と裝置との間に如何なる變化を起して、或は動き或は傾くの作用を示すかを説明せざるべからず、近頃世間に電氣の

語を濫用して、物理上説明し難きものあれば皆之を電氣に歸するも是れ決して余が取らざる所なり、故に電氣の如何にして此作用の起すか未だ詳かならざる以上は其原因を説明したりと許すべからず、然らば之を狐狸の所爲に歸して止まんと、曰く狐狸固より此の如き作用を有すべき理なく、鬼神其何物たるか未だ知るべからざれば之に歸するも亦其原因を説明したりと稱し難し、是れ余が狐狸鬼神の外に其原因を發見せんことを求むる所以なり、更に疑を起して之を考ふるに其動くも、其傾くも鬼神の之に憑りて生ずる所なりと謂ふも、知識學問のある者には其驗なく、無知不學のものには其驗あり別して婦女子の如き信仰心の厚きものに功驗著しきは鬼神のなす所にあらずして、他に考ふべき原因ある一證なり。又其人の問に應じて答を與ふるも、十は十ながら盡く事實に合するにあらず、十中の八九は合することあるも一二は合せざることありと云ふ、是れ亦他に考ふべき原因ある一證なり、或は又之に向うて過去のことを問ふときは其應答事實に適中すること多きも、未來の事は事實に適合せざること多しと云ひ、簡短の事は其答を得べきも、細密錯雜のことは其答を得べからずと云ふ、是れ亦他に原因ある一證なり、其他鬼神の果して飯蓋又は茶盆に憑るべきものならば、必ずしも人の手の之に觸るゝを要せざるべし、然るに之に觸るゝを要するは亦他に原因ある一證なり、且つ其動搖回轉するは鬼神の爲す所とするときは、三本竹の如き最も動搖回轉し易きものを取るを要せざるの理なり、然るに其最も動搖回轉し易きものを取るは亦他に原因ある一證なり、今余は此原因を物理的心理的の二樣

に分ちて說明せんと欲す、或は之を外界、內界及內外兩界の中間の三段に分ちて論ぜんとす、卽ち左の如し。

第一（物理的說明）外界のみによりて起る原因、卽ち『コックリ』の裝置自體より生ずる原因

第二（物理的說明）內外兩界の中間に起る原因、卽ち人の手と『コックリ』の裝置と相觸れたる時の事情より生ずる原因

第三（心理的說明）內界のみによりて起る原因、卽ち人の精神作用より生ずる原因

其中第三の原因を最も大切なるものとす、而して第一の原因は格別說明を要する程の者にあらざれども、是より次第に說き及ぼして第三に至るは其順序宜しきを以て先づ初めに第一の原因を述ぶべし。

第一の原因は『コックリ』の裝置、卽ち三本の竹と飯櫃の蓋の已に動搖回轉し易き組立を有するを云ふ、蓋し三本足の組立は左右に回轉するにも、上下に動搖するにも最も適したるものにして、別して細き竹に重き蓋を載するが如きは自然の勢動搖せざるを得ざる事情なり、其他竹の長を限り、紐の結び目を定むるが如きは亦自然に動搖すべき點を取るなり、是を以て其裝置は外より靜かに之に觸るも直に動かんとするの勢を有す、是れ其回轉する一原因なり。

次に第二の原因は內外兩界の間に起る原因にして、蓋し如何なるものも多少の時間、手を空中に浮べて一物を支へんとするときは必ず手に動搖を生ずるを見る、是れ活動物一般の常性にして、縱令

其一部分たりとも永く靜止して空中の一點に保つと能はざるものなり、縱ひ又衆人中一人位は手を靜止するとを得るも、衆人盡く同時に靜止すると能はざるは必然なり、故に若し其中の一人一寸手を動かせば直に其の動勢を『コックリ』に傳へ、二寸の動搖を示すべきは裝置の事情已に然るなり、之に他の人々の力の同時に加はるとある時は又幾多の動搖を增すに至るべし、斯くして一たび回轉したるものは習慣性の規則に從うて永く回轉せんとするの勢を生ず、別して衆人の力再三重ねて之に加はるとあるときは、數回小回轉の後著しき大回轉を見るに至るべし、其甚しきに至りては外より之を抑止せんと欲するも殆ど抑止すべからざるの勢あるも亦自然の道理なり、斯くして手も身體も共に動搖するの習慣を生ずるに至れば、之を無意無心に任ずるも、知らず識らず動搖するを見る、其已に動搖するに當ては手の一端に僅かに微力を加ふるも直に回轉し、又容易く其足を擧ぐるに至るべし、別して其回轉の盛んなるに當りては、各々其手を放ちて之を其自然の勢に任ずるも、室中を橫行して舞蹈の狀を呈するに至るは是れ亦習慣性の永續によるなり、之を要するに、第一に人をして數分間其手を蓋の上に浮べしむるときは、必ず疲勞を感じて動搖せんとするの事情あり、第二に其裝置已に動搖し易き組立を有するを以て、之に一寸の變動を與ふるも一尺の動搖を呈するの事情あり、第三に一人之を動かせば衆人之に響應して益々著しき動搖を生ずるの事情あり、第四に數回重ねて之に動搖を與ふる時は益々其動勢を增進するの事情あり、第五に數回々轉の後は、手も身體も共に動搖す

るの習慣性を生じて覺えず知らず其手を動かすの事情あり、第六に其裝置も亦習慣性を生じて手を以て殊更に之に觸れざるも、自然の勢回轉を永續せんとするの事情あり、是等の諸事情あるによりて『コックリ』の回轉を見、其回轉甚しきに至れば或は足を擧げ、或は足を轉じて踏舞の狀をなし、室中を自在に横行するの勢を示すに至るなり、余嘗て之を試るに二三人にて爲すよりは四五人にて爲す方宜き樣に覺えたり、是れ衆人の力相加はると多ければ益〻著しき回轉を示すべき道理あるによる、然れども衆人の與ふる所の動搖の調子互に相應合するにあらざれば却て其動搖を妨ぐるの事情あるを以て、三四人にて爲す方却て宜しきとあり、若し其回轉の際一人不意に笑を發して其調子をくるはすときは、忽ち其動搖を止むるに至るは蓋し此道理あるによる、彼の有名なる物理學者ファラデー氏も、一種の方法によりて『テーブル』の回轉するは人の手より其震動を與ふる所以を證明せり『コックリ』も亦然りとす、然れども此第一第二の原因のみにては未だ『コックリ』の説明を與へたりと稱す可らず、何者『コックリ』は何人の之を行ふも必ず其の功驗あるにあらずして、生來信仰心の厚きもの、智力に乏しきもの、又は婦女子の如き感動し易き性質を有するものありて、之に加はるときは容易く其回轉を見、智力に長じ信仰力弱きものは何程試驗を施すも之をして、其回轉を示さしむると能はず、是に由て之を觀れば、第一第二の原因の外に別に考ふべき事情あるべし、是れ余が第三の原因を設くる所以なり。

第三の原因は正に心理的説明にして是れ全く精神作用より來るものなり、今余は便宜の爲め此原因を内因と外情とに分ちて説明せんと欲す、内因とは人の心性自體の性質より生ずるものを云ひ、外情とは其心性作用を促す所の種々の事情を云ふなり、先づ第一に内因を述べんに、其主たるものを不覺筋動と豫期意向の二者とす、今此二者を知らんと欲せば其作用の何物たるを一言せざるべからず、然れども此事は已に總論説明篇に於て之を述べ、又余が妖怪玄談中に詳論せるを以て此に之を略す、而して今『コックリ』の回轉は重に此豫期不覺に基くものにして、之を試むる人は大抵皆豫め『コックリ』の回轉するを知り、又其回轉の人の問に應答するを知るを以て、其思想知らず識らず發現して手の上に動作を起し、啻に其回轉の結果を見るのみならず、其回轉のよく人の問に答へて事實を告ぐるの結果あるを見るに至るなり、今左に先年『やまと』新聞に掲載せる一項を引きて其一例を示さん、曰く、

巣鴨に居る勇公と云ふもの、此程王子に茶屋奉行して於辰と云ふ女を女房に貰ひしが、此節流行の狐狗狸を始め勇公が『若し狐狗狸樣於辰も是れまで宜い人がありましたらう、有つたなら足を上げて下さい』といふと、其足が上つたので、於辰も負けぬ氣で『勇さんには今でも何か有りませう、有るならこつちの足をといふと、又其通りに仕たのが元で、喧嘩を仕出したに母は見兼て『今のは串談に仕たのだ、狐狗狸樣串談に違ひないなら右へ廻つて下さい』といふと又々其通りしたので三人一度に大笑となりて濟みたりと云ふ。

是れ其心に思ふ所の意向に應じて筋動を生ぜしによる、然り而して思想と運動との間に互に連結するありて、甲の思想には甲の運動を現し、乙の思想には乙の運動を現して、甲乙相混ぜざるは如何なる理によるかと云ふに、是れ亦先きに擧ぐる所の習慣連想の規則による、即ち音樂を聽かんと思へば自然に耳を傾くるは、其平常經驗の際音樂の思想と聽官の作用との間に連合を生じて、音樂を思へば直ちに其作用を聽官の上に來すの關係を習成せしによる、故に菓子を取らんと欲すれば自然に手を出し、步行を致さんと思へば自然に足を出すに至り、菓子を取らんと欲して足を出し、步行を致さんと思うて手を出すものなきなり、是れ皆平時反復經驗の際、習慣性の力によりて此連合を生ぜしものなり、今『コックリ』の回轉するを知れば自然に手の上に其動作を現し、左右へ回轉せんとを思へば左右に其力を加へ、足の上下するを求むれば其上下に其力を加へて、自然に其期する所の結果を示すに至るも自ら全く識らざるなり、其他人の年齢を『コックリ』に向うて問ふに、其答あるは之を問ふ人豫め其年齢を知るを以て、不覺筋動を生ずるに至るなり、然るに明かに其年齢を知らざるもの『コックリ』に尋ねて之を知るとあるは如何と云ふに、是れ亦不覺筋動によるものなり、蓋し不覺筋動は必ずしも其明かに知る所のものより生ずるにあらず、其想像する所其推察する所のものより生ずると亦多し、例へば明かに成る人の年齢を知らざるも、其人の外貌擧動について多少其年齢を察知するとを得るを以て、其察知せし所のもの自然に筋動を生ずるに至るなり、而して其之を察知するも聯想力によ

りて自然に起り、其筋動を生ずるも又此力によりて自然に起り、更に之を識覺することなし、店に幾名の人あるを知らずして『コックリ』に尋ねて其實を得、戸外に子供幾人あるを知らずして『コックリ』に問うて其數を知るが如きは、全く想像推察するものなり、即ち其心に自然に想像推察するもの知らず識らず筋動を生ずるに至りしなり、而して其想像は經驗連想の力によりて自然に生ずるを以て必ずしも意力を用ひて之を想起するにあらず、又推理によりて之を論定するにもあらず、唯自然の勢知らず識らず其想を現ずるなり、例へば我々が故人の名を思へば其容貌自然に我々の想像中に現ずるが如し、又縱ひ一面識なき人も其名を聞けばおのづから其容貌を想出するが如し、是を以て明かに知らざることも『コックリ』に問うて知るとを得るに至るなり、其他『コックリ』の回轉するに當り、獸類中天狗の來る時は其力最も強く、弱小なる獸類の來る時は其力亦弱しと云ふが如きも聯想の規則によりて然るなり、即ち我々が天狗について其力の弱きを知る時は、天狗と強力との間に思想の聯合するありて、天狗の來ると思へば自ら強き力を之に與ふるを以て『コックリ』も之に伴ひて亦強き回轉を示すに至るべし、之に反して弱き獸類の來ると思へば、弱き力を與ふるを以て弱き回轉を見るに至るなり、是れ皆聯想より生ずる不覺作用と云はざるべからず。

　爰に又一時記憶に失して自ら識覺せざるとの不覺筋動となりて現ずるとあり、例へば一時失念したる事の夢中に現じ、寢言に發するとあるも、自ら其如何にして發現するを識覺せざるが如し、余が曾て

經驗する所によるに、或る人の苗字を知りて實名を忘れたることあり、其時何程之を考ふるも想出すること能はざりしに、筆を取りて其苗字を書き終りたれば、自然の筆勢によりて其實名を書き出せしことあり、又字に書かんと欲して忘れたるものを、口に發して想出することあり、是れ稍〻其性質を異にする所あるも亦一時の記憶に漏れたるものゝ不覺筋動となつて現ずるものなり、而して其一時の失念は種種の事情より生ずるも、余が按ずる所によるに、意向又は心力の他の部分に會注して其記憶の存する部分に不覺を生ぜしによるならん、是を以て自ら記憶せざることを『コックリ』に尋ねて知ることを得、或は自ら現に知る所のものと全く反對したるものを『コックリ』の答によりて知ることあるなり、若し夫れ『コックリ』に向うて未來の事を尋ぬるときは、單に想像又は推察によるより外なし、故に其應答事實に合せざることなからざるべからず、然るに人の試むる所によるに『コックリ』に向ひて過去の事又は自ら經驗したることを問ふときは大抵事實に適中するも、將來の事若くは未だ經驗せざる事を問ふときは適合せざる者多しと云ふ、是れ固より其理なり、若し果して『コックリ』は鬼神の作用によるならば、未來の事も過去の事と同樣に確實なる應答を得ざる可らず、而して其然らざるは鬼神の作用に非ざる一證なり、凡そ未來の事は過去の經驗に準じて多少察知すべきのみならず、又他に之を知り得べき事情あり、例へば明日の天氣の良否を卜するが如きは、其良なるか不良なるか其中間なるかの三答の外に出ること能はず、故に我々は無意偶然に判斷を下すも、其判斷の三分の一は是非とも事實に適合すべき割合なり、之に其時の種々の事情を參考する時は、十中の八九は事實に適合することを得べし、故に『コックリ』のよく未來の事を判斷することあるも敢て驚くに足らざるなり、此に又『コックリ』は人の思想に從うて起る所以を證する一事實あり、近頃洋學書生の內にては『コックリ』に向つて英語又は獨逸語を以て問答することありと云ふ、卽ち之を試むるもの英語を知れば『コックリ』も亦英語を知り、之を試むるもの獨逸語を知れば『コックリ』も亦之を知るの別あるは、其問答ともに我方に爲す所の不覺作用によるや明かなり、又『コックリ』に向うて答を得るは極めて單純なる事か、又は一般に關する事に限り、其複雜又は細密の事に至りては『コックリ』の應答を得ること難し、例へば『コックリ』に向うて明日は雨か晴かを尋ぬるときは其應答を得べきも、何時何分より雨降り何時何分に風起るかを尋ぬるも、決して其應答を得べからず、是は又『コックリ』は鬼神の爲す所にあらざる一證なり。

是に由て之を觀るに『コックリ』の我が意の如く回轉し、我が問に應じて答を與ふるは全く豫期意向と不覺筋動とによること疑を容れず、而して之を試むるもの盡く不覺筋動を生ずるを要せず、其中の一人此不覺筋動によりて轉回の微力を與ふる時は、他の人の力自然に之に加はりて次第に大運動を現ずるに至るは必然の勢なり、余が經驗する所による『コックリ』の仲間に婦人一名を加ふれば速かに回轉すと云ひ、信仰者一名を加ふれば容易く動搖すと云ふも亦此理に外ならず、蓋し婦人は其性質至つて感じ易く、信じ易きものなるを以て、豫期意向の至つて强きものなり、又信仰者は其一事に意

を注ぐを以て是れ亦不覺筋動を生じ易きものなり、先年下田港に於て數名の巡査相集まりて之を試みたるに其回轉を見ず、更に他の信仰者一名之に加はりて試みたるに忽ち回轉の成績を得たりと云ふ、是れ其時巡査も已に信仰心を起したるによる、信仰心とは心の或一方に歸向する事にて、余の所謂豫期意向と同一なり、人こ豫期意向なきときは回轉を生ずべき理なきは勿論、其力弱き時は其運動も亦弱く、其力強き時は其運動も亦強きの關係あるを以て、回轉の强弱は信仰心の厚薄に伴ふ所以を知るべし、之に反して信仰心なき者は心の全力を一方に會注せざるのみならず、其全身を支配するの知覺を失せざるを以て不覺筋動を現ずるに至るべき理なし、是れ智力に富みたる者及び虚心平氣の者には『コックリ』の回轉を見る事なき所以なり、婦人にても之によく其回轉すべき理なきを說き明かし、其場に臨んで目を閉ぢて務めて其心を虚靜に保たしむるときは、大抵回轉せざる者なり、然れども前來數回經驗して其回轉を見たるものは、自然に前時の思想に支配せらるゝを以て其心を虚靜に保つこと甚だ難しとす、若し婦人をして不覺筋動を生ぜざらしめんと欲せば、未だ一回も經驗せざるものに於てすべし、又上田某氏の報知によるに、老人達にて試むるよりは少年輩にて試むる方功驗ありと云ふ、是れ亦其理あり、少年輩は心身共に强壯なるを以て、豫期意向と不覺筋動を生じ易きものなり、老人は之に反して意力知覺共に衰へたるを以て其心を或る一方に集合するの力甚だ弱し、且つ年齡の長じたるものは實際の經驗に富むを以て、前後の事情を酌量して猶豫思考するの傾向あり、之に

從つて不覺筋動を生ずること難きなり、更に一例を擧げて豫期意向の影響を示さんに、例へば微かに一聲を聞きて其聲判然せざるとき、之を人語なりと豫期して聞けば人語となりて聞え、之を禽音なりと豫期して聞けば禽音となりて聞え、之を水聲なりと豫期して聞けば水聲となりて聞ゆるものなり、鶯聲を聞きて法華經と啼くと思へば法華經となりて聞え、鵑聲を聞きて不如歸去と啼くと思へば不如歸去となりて聞ゆるものなり、又夜中判然せざるものに接すれば、或は人の如く見え、或は鬼神の如く、或は幽靈の如く見えて、我心に豫期する所異なれば其形亦異なるものなり、俗に云ふ足の音に騙される、風の音に騙される等は皆之れと同一理なり、而して此理亦『コックリ』の說明を與ふることを得るなり、今之を試むるに當り、其中に加はりたるもの特に其實際回轉を豫期するときは其未だ判然たる運動を現ぜざるに已に多少の運動を現ずるが如く見え、一寸回轉すれば一尺回轉するが如く見ゆるに至る、是れ大に『コックリ』の作用を助くるものなり、以上論ずる所之を要するに『コックリ』の主原因は意向信仰より生ずる不覺作用にして、卽ち豫期意向と不覺筋動より生ずるものなり、他語以て之を言へば、其心に於て豫め斯くあるべしと思ふ所のもの、知らず識らず其作用を筋肉の上に起して自ら要する所の結果を得るに至るなり、故を以て婦人及び子供の如き豫期意向を生じ易きものに最も效驗ありて、學識あるものに其驗なきに至るなり。

次に第二の外情より生ずる影響を述べんに、是れ豫期意向を促す所の事情にして、卽ち人の信仰

心を導く所の事情なり、種々の儀式を設け、種々の規則を定め、種々の裝飾をなして鄭重嚴肅に之を行ふが如きは、皆人の信仰を向ふるものに外ならず、例へば竹の中に狐狗狸の札を入れ、或は繩の中に婦人の髮毛を入れ、或は風呂敷を其上に加へ、或は蓋を火に煖めなどするは皆豫期意向を導くものに過ぎず、別して酒肴供物をそなへ、音曲踏舞を爲し、崇敬者一人其傍に立ちて崇敬の狀を呈し、其仲間の一人肅然として『コックリ』樣御移り下されと祈願し、日を擇び家を擇び人を擇ぶが如きは、皆人の精神作用を促すものなること疑を容れず、其他輿論の影響『コックリ』の名稱等大に關係するものなり、先に已に示す如く、世間『コックリ』に配するに狐狗狸の語を用ふるを以て、人其語を聞きて直に狐狸の靈の來り憑るものと想定し、其名稱已に豫期意向を促すの傾向あり、之に加ふるに、世間一般に『コックリ』とは鬼神狐狸の之に憑りて吉凶禍福を告ぐるものと言ひ傳へ『コックリ』を稱して妖怪を招く法なりと唱ふるが如きは、亦大に人の豫期意向を助くるものなりとす。

第四十六節（『コックリ』の説明）以上『コックリ』の原因を述べて其起る所以を説明したるが更に此に泰西諸家の机轉術に就て述べられたる諸説を擧示せんとす、先づカーペンター氏の心理書中より『オヂール』計に關する例證を摘載すべし。

西紀千八百五十年の頃ドクトル、ハーバート、メーヨー氏は、ライヘンバッハ侯の唱道せる『オヂール』を以て自然界の一新勢力と信じ、彼の前指或は拇指より懸垂せる鈕子小輪等の震動するを以て『オヂール』力の發表せるものとなし、此等の懸垂せる體を『オヂール』計と稱せり、斯くて氏は種々の方法を以て試驗せる後、右震動の方向及び廣狹は『オヂール』計の下に置くべき物體の性質を變ずるか、或は之に男子又は女子の手を觸るゝか、將た試驗者の一手を以て『オヂール』計を持する他手に觸るゝ等の別に因り變化すべきものなることを斷定し、漸次此等の成績より一定の理法を案出し、是は猶ほ天體の運行に於ける重力法の如きものなりとなし、一時大に人心を鼓動せり。

然るに一旦メーヨー氏の試驗ありしより、其他の觀察者も大に此事に注目し、堅忍と誠實とを以て其研究に從事せしが、メーヨー氏とは全く異なれる規則を得るに至れり、即ち既に預期の注意が無意的筋運動を左右する勢力の如何許なるかを知れる人々の眼より觀るときは、謂はゆる『オヂール』力なるものも、亦同樣の一例たるに過ぎずして、其方向の變化する原因は斯々の震動を生ずるならむとの觀念に存し此念の常に知らず識らず心中に流行するより、發表して右の現象を呈するものなること明白となれり、而して此説明の眞實なることは、少しく試驗の情狀を變ずることに由りて證することを得たり、即ち奈何なる豫期の觀念をも有することなく、又他人の豫想せる事を與り知らざる人をして試驗を行はしむるときは、更に一定の成績を呈することなし、しかのみならず、曩に好結果を得たりし人々にても、若し震動體（即ち『オヂール』計）より其眼を轉じて之を注視せざるときは、是より震動の方向錯亂して毫も一定せざるとなかりき、是を以て震動に一定の方向あるは、

決して磁氣、電氣又は『オヂール』力に因れるものにはあらずして、試驗者の觀念が眼目の指導に從ひ、手腕の筋肉を左右するものなること疑ふべからざるに至れり。

又同書中机轉机話に關する說明あり。

ジー、エッチ、リューイス氏は彼の机話、神語等は、之を實施する人の毫も知らざる答辯を與て着着適中するものなれば、決して試驗者の心中に流行せる所を、知らず識らず筋運動上に發表するものにあらずして全く神靈の告知に由れることを唱ふるを聞き、躬ら甚正否を檢せむことを決心せり、氏は謂へらく、蓋し施術者は發問者の呈する無意的の徵候（之は發問者が順次字母を指示するに方り、其問に適中するものに至れば之を指し居ること長きに失するとか、或は其顏容身態等に發表するもの是れなり）を精密に觀察せるに由れるならむと、乃ち氏は自ら問を發する際、故意に有るべからざる所に於て斯る徵候を表示せしに、果して其答辯は盡く虛妄誤謬のものなりしと云ふ、而して氏の斷案の確實なることは、施術者が最も好成績を呈せし場合と、失敗したる場合とを比較するも十分に之を證するとを得べし、即ち答辯の正當なる場合は、皆發問者の感動し易き氣質を有し、其心狀を容易に外貌に發表する人にして、之に反し神靈の告知を與へざる場合は、發問者が沈着にして感動し易からざるか、或は强力の意志を有し之に由りて其筋運動を制御し、我心狀を色に顯はさゞる時にあればなり。

西紀千八百五十三年初て机轉よりして机話を發達せしめし頃、多の僧侶等は『サタン』（惡魔）の力の發現せるものならんとの信憑を懷きしかば、机に對して種々の分目の問を發して試驗を行ひ、其應答は豫想の如く彼等の臆說の證左を與ふるならんと期せり、殊にゴットフレー氏は『試驗せし机轉』と題する論文に於て、先づ摩西以來耶蘇の時代に至るまで『サタン』の存することを證示し、巫女普通の神靈及びピソンの靈等を以て處々に現出せし惡靈と連絡ありとなし、斷然確說して曰はく人類中に精靈の理外的天賦を存せし間は惡靈を驅逐し、其存在を發見することを得たりと雖も、此奇異なる賦性を失せし後は、既に之を鑒察すること能はざれども、而かも惡靈は現今に至るまで連綿として存續し、後世には聖ボウロが（提摩太前書第四章に於て）示しゝが如く、『惑はす靈』となりて現れたりと、而して其分目の發問に對する應答は、全くゴッドフレー氏の眞なりと確信せし觀念と正反對なりしも氏の判斷する所にては、是れ特に證左の力あるものなりとす、奈何と云ふに、若し眞に此机にして惡魔の使役する或惡靈の憑りし者なりとせば、最初に於て其本性を示して人民を恐嚇するは、是れぞ最も無智の所業にして、且つ惡魔の性の狡譎なること大に齟齬するものあればなり、是の故に左の應答の如きは、正しくゴッドフレー氏の豫め期せし所なりしなり。

即ち氏は先づ廻轉せる机に對しては汝は電氣によりて動くものならば停止せよと言ひしに、直に停止せり、次に再び廻轉せしめ之に向ひて、惡靈の汝を動かしむるものならば停れ、と言ひ、また或

邪神ありて然るならば停れ、と命ぜしに皆停止することなし、是に於て小册の經典を徐に机上に置きしに俄に停止したり、而も他の書册を置くときは更に變動なかりき、夫より更に命じて曰はく、同じく若し地獄あらば汝の脚を以て二回床を打べしと、應ぜず、又曰く若し地獄なくば二回打てと、應ぜず、惡魔あらば二回打べしと、又々答へず、更に若し惡魔なくば二回打つべしと云ひしに、脚は徐に擧りて床を敲つこと二回なりしかば、人々悚然として膽を寒からしめたり、乃ち嚴然として謂って曰はく、吾神耶蘇基督の名を以て汝に言ふ、若し實に惡魔なくば二回床を打つべしと、されども此度は更に動かざりき、而して斯の如き試驗を屢〻行ひしに、常に同一の成績を得たりと云ふ。

ゴッドフレー氏記して曰はく、予は小學校にて用ふるが如き板上に書せる伊呂波表を得、此表を机より僅に隔りたる床上に置き、予は其傍に坐を占めたり、是に於て予は机の周邊に在る三人中の一人に乞ひて、予が順次に伊呂波の文字を指示する時に、該人に近き机脚を擧げてル……某氏及びブ……某氏(此兩氏は共に三人の知らざりしものなり)の實名を綴る樣机に命ぜられんことを求めたり彼の人之を諾し、而して予は各文字に於て大凡三秒づつ指手を止めつゝ、順次に各字を指示せしが斯くて『じ』の字に至るや三人曰はく、是なり見よ机は其脚を擧げたりと、次に『お』に來りしときに又脚を擧げ、此の如くしてジォウジピーターと綴ることを得たりしが、是れ皆全く正當なるものなりきと。

カーペンター氏の記する所に曰はく、米國の化學者幷に物理學者として稍名聲あるドクトル、ハール氏は、一の女子を媒者として試驗を行ひ、之に傳はれる答辯は此女に見えざる樣に据ゑ置ける所の、字母表を示す指針によりて綴らるべき裝置を用ひ、以て靈魂不滅の精覈なる試驗的證據を得たりと思考せり、されども氏の試驗の方法を説く所を見るに、此婦人の眼は豫期せる答辯を知れる人の擧動を凝視せしものにして、婦人の運動は盡く、該人の無意運動に於て看取せし所の徵候によりて指導せられしものたること明瞭なりと。

西紀千八百七十一年十月の毎季評論雜誌に曰はく、予は米國のフォスター氏の倫敦に到着せし後數日にして、嘗て米國にて氏を知りし一婦人及び其義子(有名なる倫敦の醫師)に伴ひてフォスター氏を訪はんことを誘はれたり、さて予等の氏の宿所に到るや、予は唯姓名を以て紹介せられしのみなりしかば、フォスター氏は固より予が身について奈何なる事をも知るべき機會なかりしなり、然るに氏は予が多くの故友及び故族の逝去せし年月及び原由に就いて問を發せしに皆種々の方法を以て答辯し、一々善く適中したりき、其方法は細紙片上に姓名及び時日を書し、之を疊み縮めて小球となし、以て氏の掌上に置くときは、氏は其姓名又び年月をば、大なる赤字を以て其肉腕上に正しく現出せしむ、而して其赤色は宛も彼の喩紅を潮するが如く、皮膚の細血脈の脹起によりて生じ、數分

時の後は自ら消失するものなり、予は始め此奇術を觀るや痛く之に感じたりしが、其後獨り深く熟慮せしに、フォスター氏の神通力は、蓋し氏は固より右の試驗に用ふる鐵筆の筆端を見ずと雖も、其頂點の運動よりして、奈何なる文字を書せしかを解釋するの能力を習得し、且つ練習によりて鋭敏となりし觀察力によりて、答辯を豫期するがために覺えず識らず予が身に發現する所の徵候を視て氏の運動を指導するより、來りたるものなることを知れり云々と。

此諸例の如きは讀心術を說明すべきものなれば、後に察心術を講ずるときに參考すべし。

第四十七節（棒寄の方法及說明）　棒寄は何れの地に起り誰人の發明せる所なるや之を搜索するに由なしと雖も、先づ其使用法を見るに、五六尺位の棒（竹にても木にても宜し）其直徑凡そ五分乃至一寸位のもの二本を取り、其一本は右の手の掌中に輕く握り、他の一本は左の手の掌中に輕く握り、其之を握りたるものをして無意無心に兩手を垂れて起立せしめ、棒をして身體の左右に平行せしむるなり而して其目前に凡そ五六尺を離れて他の一人肅然として端坐し、口中に呪文を默誦すること凡そ五六分時間にして兩手の棒次第に動搖するを見る、暫時にして其棒の兩端互に相接し終に相合するに至る、其合する時に當りて更に他の呪文を誦するときは、前端次第に相開きて最初の位置に復するを見る、其相合する之を棒寄と云ひ、其相開く之を棒寄を解くと云ふ。

棒寄の呪文は人によりて同一ならざるが如しと雖も、或者の傳ふる所によるに『シヤウトクワウガキミニセカレテ』と申す語を用ふるなり、蓋し其字聖德皇が君にせかれてと云ふとならんと察すれども其意味解し難し、是れ棒寄の呪文なり、又祕事百撰と云へる書には左の如く記載せり。

になひ棒を二本左右の手に一本づつ、四本の指に眞中を載せ、てんびんに持ちて立つなり、其の棒の木口に三の字を書て、我口の中にてカヘリコンヅカヘリコントハオモヘドモ、サダメナキヨニサダメナケレバと三度讀み、口の内にてヨレ〳〵と云へば『棒の端が一所に寄ると奇妙なり、若し寄りかぬるときは又歌をよみ、手の指にて寄せる眞似してヨレ〳〵といへば寄るなり。

之について說を起すものありて、棒の動搖するは手の疲勞するによると云ふも、兩方の前端相合するの理未だ解すべからず、又別に說をなすものありて前端相合するは手の筋肉の組織生來然るによると云ふも、是れ亦一たび合するもの〻再び開くの理を解すべからず、蓋し一般に實驗する所によるに學者よりは不學、男子よりは婦人、大人よりは少年、不信仰者よりは信仰者に最も其功驗ありと云ふ、是他に說明すべき原因ある一

棒寄の圖

證なり、又呪文の如きも必ずしも其定められたる規則に從ふを要せず又全く呪文を誦せざるも其功驗あり、余曾て達磨の像を用ひて之を試みたるとあるに、呪文を用ふると其結果同一なるを見たり、又狐の石像を用ひたるときも同結果を得たり、是に由て之を觀るに、咒文其者の方にあらずして他に考ふべき原因あること明かなり。

今其原因を考ふるに、物理的及び心理的の二樣の說明によらざるべからず、先づ物理的說明によれば、棒寄は猶ほ『コックリ』と同じく、吾人か永く靜に手を保つこと能はずして、必ず五分乃至十分の後には手に動搖を來たし、隨て疲勞を生ずれば愈〻動搖を增し、筋肉自然の組織上より棒寄の結果を生ずるに至るものなり、然れども此物理的說明のみにては盡く其理を解すべからず、必ず之に加ふるに心理的說明なかるべからず、今心理的說明によりて觀れば、是れ亦『コックリ』と同じく豫期意向、不覺筋動に由るを知るべし、卽ち兩手に棒を握るものは豫め棒の前端の相合すべきことを信ずるを以て、其意に期するが如く自然に其作用を手の筋肉上に發現するものにして、而かも自身は之を信ずる一點にのみ全心を注ぐを以て、覺えず識らず棒端接合の作用を現ずるに至るなり、斯くして既に其前端の相合するや復ひ開きて漸々徐々に其本に復するに至るも、是れ亦豫期意向の然らしむる所に外ならず、若し該人をして一度合して又開くことを知らざらしめば、本に復せざるか或は十分の好果を得難かるべし、然るに若し其開くべきことを知れるときは、自己の思想之を迎へて覺えず棒の兩端の漸く離開するを見るなり、又之に向ひて呪文の唱ふるが如きは是れ一種の儀式にして、其豫期信仰の度を强からしむる方便となるなり、是を以て婦人、少年、無學なる者には著しき效驗ありて、智力に富み、經驗を積みたる人特に疑心を懷くものには其效驗を見ざるなり、是れ其原因の全く精神作用卽ち心理的豫期意向によりて生ずることを證するものなり、西洋に於ても此棒寄に甚だよく類似せる奇術あり、之を靈棒と稱す、顧ふに吾邦の棒寄は或は此方法の傳はりしものにあらざるか、今カーペンター氏の心理書より靈棒に關する一節を譯出して參考に供す。

靈棒の不思議現象は、是れまで此事項を研究せし人々の先入思想に應じて、或は眞實なりとして可納せられ、或は全く虛妄なりとして拒否せられしが、是れ亦右と同一の生理的原則（卽ち豫期意向によりて說明せらるゝこと明かなり、卽ち枝ある榛棒をとり、十分誠實なる人の兩手を以て其叉枝を緊握せしむるときは、該人には如何なる意向もなしと雖も、其棒端は自ら或は上を指し或は下を指すに至る、而してかゝる運動は、其地下或は近傍の地に礦脈又は水脈の存するときに屢ゝ生ずるものなりと云ふ、是れ實に否み難き確乎の證據ある事實なり、然れども此現象の事情を詳に查驗するときは、其原因は筋肉運動を生ずるに十分の力ある豫期意向の狀態に歸すべきものなることを知るべし、今其所以を考ふるに、第一に靈棒の不思議力を信ずる地方にありても、能く此試驗を行ひて効驗あるは四十人中の一人を出でざるが故に、棒の傾斜を生ずる主因は（其性質の如何に

關せず）棒其物を牽引或は排拒するにあらずして、棒を持する人を感動し以て其力を示すものなること明瞭なり、而して此主因の性質を一定せんがため綿密な注意を以て多くの試驗を行ひしに、一定の結果を期するより起れる豫期意向の狀態は、正に此現象を生ずるに十分なることを明示したり、其故奈何と云ふに、吾人が單に若干時の間一定の位置に榛棒を把持して、其呈する効驗を注視せんとするだけの動作は、既に把握せる筋肉に痙攣的收縮の傾向を生ずるに足れり、意志を以て如何に之を制止せんと努むるも能はざるに至るものなり、而して若し此の如き收縮によりて棒の叉枝の互に相近接し或は離開せんとするときは、其把持せらるゝ位置に應じて棒端は上下に動搖するに至るべきなり、且つ右の如く筋肉が同一の位置に永く靜止せしより收縮の傾向を生ぜしに當りて、其心意は一定の運動を生ずるならんとの豫期に專有せられんか、如何に意力を以て筋狀の變動を制止せんと努むとも、必ず實際に其運動を現すべきなり、而して靈棒の不思議力の觀念に專有せられし人が、地下に水脈或は鑛脈を存すとの信仰又は臆測を抱けるは、卽ち右の豫期を生ずべき十分の原由たるものなり。

左に記する所は予の親友の得たる成績にして、以て上に說明せし予の說を例解するに足るべし、此人は豫て深く靈棒の現象を起す臆測的主因の實在することを信ぜしが、又自ら精密に且つ哲理的に之を研究せんと欲して、數年前より之に着手したるものなり、氏は先つ榛棒を準備して隣地

の探險に出發したり、蓋し此地は所謂鑛脈の橫過すと知られし所にして、氏も或脈の方向を知りたりき、始め氏は其靈棒を手に持し、又探究器に注目して、四回の巡驗をなせしが、幾ばくもなくして自ら鑛脈を橫過する點に至るときは、棒端の動搖するを見て大に滿足したり、若し氏にして十分に綿密ならざる研究者ならんか、既に之を以て足れりとなすべきなれども、氏は唯之によりて吾身の試驗に恰適せるものなることを甘ぜしに止まり、更に其研究を進めんと決したり、是れより尙ほ方式の如く靈棒を持して其巡驗の途に上りしが、處々に棒端の動搖するを注目して其地方を一々記錄したり、此の如くなすこと數日にして、同一の部をも、數々往返し殆と隣地を查驗し了れり、是に於て其成績を比較分解せしに其間には一も十分に符合するものなきことを發見せり、奈何と云ふに、一日の試驗には棒端の動きし場處にして他日の折りには、頑然不動なるあり、或は今日動かざる場處にして明日に動搖するありて、物理的主因の不易なるものは全く存せざるか如くなればなり、其他靈棒の動きし二三の場處は鑛脈の存すと知られし所なれども該地の地質に明かなる人々が、決して一も鑛脈なしと確證せし處にして尙且つ確然たる效驗を呈せしもの多し、之に反して靈棒が眞に或種の地脈に感動せらるゝものならんには、必ずや動搖せざるを得ざる場處にして猶ほ不動なることあり、氏は此等の事實によりて、其原因は獨り吾身の外に存するものなかるべしとの疑念を懷き、更に其試驗を施行し以て左の如く確定するに至れり

即ち數分時の間續いて手に榛棒を握り其上に注意を凝聚するときは、必ず無意的にして殆ど不覺なる手の運動を生ずるがために、榛棒の方向に變動を來さゞるを得ず、故に靈棒の運動を示し、大多數の場合に於て、該現象は右の原因(手の運動)に基くべきこと明かにして、棒端の運動が鑛脈上或は之なき場處に於て起りしは、全く偶然に屬すること是なり、されども氏は此に止まらず更に進みて其の成績を比較して、運動は他の場處よりは鑛脈を存すと知らるゝか、或はしか推測せられし場處に於て尤も頻りに起りしことを考定し、以て、毫も豫期意向の説を知れることなくして、靈棒の運動は自己の筋肉より生ずるものにして、且つ筋肉の發動は其心意を專制せる觀念によりて自動的に左右せらるゝこと著大なるものなり、との實驗的斷案に達したり。

此例に照して棒寄の理を推知すべし。

第四十八節(御釜踊) 其他我邦にも棒寄に類したるものあり、之を御釜踊と名づく、是は維新以前は都鄙一般に行はれしものなりと云ふ、其方法は兒童五六人相集りて互に手に手を取りて環狀を成し其中央に一人の兒童を据ゑ置き、さて周圍のもの一齊に手を振りて躍上りつゝ、反覆數回左の如き言葉を唱ふるときは、其中央の童兒も自然に周圍の者とゝもに起て跳躍するに至ると云ふ、其言葉に曰はく、

青山葉山羽黑の權現幷に豐川大明神あとさき言はずに中はくほんだ御釜の神樣

若し此語によりて中央のもの躍上るときは一種の怪物之に憑附して斯かる作用を現示すと信ぜられたり、今其原因を考ふるに、此語もとより一種の怪物を招き來るの力なきは明かなり、然るに中央の童兒の躍上るは如何と云ふに、是れ全く周圍の者の擧動を見て自ら之に感染し、反射作用によりて運動神經を促し、知らず識らず同一の擧動を現ずるに至るものなり、近く之を譬ふれば、玆に十人ありて其中の九人、同音同調に或一詩を朗吟せんか、他の一人も識らず知らず微聲を發して之に唱和するに至るもの是なり、其他之に類する例は種々ありて、世間の所謂降神術の如きも亦其一例となすべし我邦にても御獄講教會等にて行ふ所の方法は、中座座と稱するものを立てゝ、其者の精神上に變動を起し、不覺作用によりて不覺無識に種々の言語を發し、擧動を呈せしむるものなれば、皆同一理に基けり、然れども此降神術に至りては稍複雜なる現象にして、催眠術と連絡したるものなれば後節に至りて其說明を與ふべし、さて右の御釜踊の起原は何れに始まり、何人に起りしか詳かならずと雖も、之と同一なるものゝ西洋に行はれしを見れば、或は『コックリ』と等しく西洋より傳來したるものならんか、若し然りとせば此御釜躍並に前の棒寄は耶蘇教、即ち昔時の所謂切支丹に混じて我邦に入りしものならん、又或は日本にて偶然同樣の方法を發見したるものなるかも知るべからず、今之を西洋の例に考ふるに、中古歐羅巴中に一般に傳播せしものに跳舞狂と稱するものあり、其方法は我邦の御釜躍と異ならず、唯全體の人々恰も一種の狂態を呈し、一時の癲狂となるの別あり、是れ跳舞狂の名

ある所以なり、今カーペンター氏の心理書に引證せる例を譯出して一例を示すこと左の如し。

左に記する所はドクトル、ヘッケル氏が十四五世紀の頃中央歐羅巴に蔓延せし跳舞狂の狀態を記しゝものなり、又以て想動作用の感情の爲め激烈となりしものを解明するに足らむ。

西紀千三百七十四年に方り男女の一群日耳曼より來り、エークス、ラ、シアペルに顯はれ、街道或は教會に於て公衆の面前に左の奇觀を演ぜり、即ち此等の人々は手に手を執りて輪狀を形式し、孰れも五官の作用を失せしが如く觀客を顧みず、數時の間跳躍亂舞し、遂に疲勞して昏倒するに及び、非常に呻吟して苦悶を訴へ將に死に瀕するものゝ如し、夫より衣服を以て緊しく其腰部を纏括するときは、爰に再び本復し、次に該病の發作するまでは苦痛を免るゝことを得るなり、而して彼等の狂舞せる際は全く外來の印象を感ずることなきが故に、視聽することなしと雖も、其內心は絕えず妄想幻影に惱亂せられ、或は血流中に陷りしを以て之を免れむとして跳起したりと云ひ、或は蒼穹俄に開けて救世主のマリヤと共に降臨することを看たりと覺ゆるが如き、皆當時の宗教思想は其想像中に現出せり。

此病症の十分に增長するときは、其襲來するや癲癇的の痙攣を起し、絕神して地上に倒れ、其口よりは泡沫を吹きて氣息奄々たり、既にして俄に躍起し、奇異の搐搦を呈する中に於て例の跳舞を始むるに至るなり、斯くの如き狂舞症の始めてエークス、ラ、シアペルに現れし以來、數月にして

又コローンの地に發し、同病に感染せしものは五百餘人の多きに及べり、而して是と同時にメッツの市街に於ても一千餘の人民は擧て跳舞者の群に加はり、農夫は鋤犂を投じ、職工は工場を棄て、主婦は家事を擲ちて狂奔を事とし、此富有なる一都府も忽ち哀しむべき混亂嘈閙の光景とはなれり。

又レッキー氏の『歐羅巴正理教史』には當時の事情を說明せるものあれば、之をも左に譯出して掲ぐ。

蓋し奈何なる事變と雖も、此黑死病（前文に第十四世紀の黑死病によりて二千五百萬人、即ち歐洲人口の大約四分の一を斃しゝことを叙せり）より更に强大の勢力を人の想像上に振ひしものは又他にあらざるべし、吾人は今日にても、疫病は頗る著大の宗教的恐怖心を懷かしむるものたることを知る、然るを當時は疾病が不可思議の性を有するものなることを一般に信ぜし時代なれば、此の如き未曾有の災厄は至大の驚愕畏怖を來たし、人民をして殆と狂せしめんとするに及べり、其主要なる結果の一は、驚駭に犧牲たりし人民の遺產によりて、僧侶は大に其財を增殖せしこと是なり、又殆ど百年の間寂として聞えざりし『フランジェラント』宗派は、復び十倍數の信徒を以て現はれ、其聖歌の響は殆ど歐洲の各部に呼應せり、是に於てか又フランダー及び日耳曼の跳舞狂顯はれ、奇異の叫聲を放ち痴態を擬せる數千の群民は衆力を恃みて、一切の政權を蔑壓し、野鄙の跳舞號叫と共に惡魔の勢力及び勝利を公言せり、『此種の狂亂はコローン及びトレーブの領地に於て特に激烈を極

めしが、其後妖術の尤も盛に行はれしも亦此地なりき、瑞西及び日耳曼の或地方に於ては、斯かる疫疾を以て猶太人の毒害に出でたるものとし、而して法皇は此迷見を排はんがために盡力する所ありたれども其效なく、不幸なる猶太人族の之に斃れしもの勝げて數ふべからず、メーンスの地のみにても數千人の多きに達したりと云ふ、更に一般に考ふる所にては、之を以て神罰となし、或は魔力の存する證となし、其他尤も笑ふべき解釋を試みたり、是より先き尖頭の靴流行するに至りしが多數の人々は之を以て特に、上帝の怒に觸れて右の災を來したりとなしゝが若き其一なり、されども吾人の就中注目すべき點は、妖術のために訊問處罰せらるゝものゝ恐るべきまで急激に增殖せしこと是なり。

此狂態は催眠術及び降神術と稍その類を同じうするを以て、後に之を說ける條下を參見すべし、又之と類を同じうして其性質を異にする一法ありて或地方の民間に行はると云ふ、其法は家の柱に幣若くは之に類するものを寄せかけ、其周圍に坐する人々は『ケンバイ〳〵』と唱へながら疊を擊つときは柱に寄せし物體は自ら躍り出づと云ふ、余未だ之を目擊せしとなければ、其原因を說明せんこと難しと雖も、其寄せかけしものは死物なれば、もとより精神作用によりて斯かる結果を示すべき理なく、又『コックリ』の如く周圍の人々の豫期によりて此結果を生ずべき理なし、故に是れ恐らくは物理的原因に由るものならむ、而して『ケンバイ』の語につきては、社會事彙に左の如く記して呪文の一種となせり。

徂徠の南留別志に、七里ケンバイ、又ケンバイヲフルなど云事あり、見敗とかく、見敗見敗家といふ呪文あり、惡魔を遠ざくる文なりといへれど、七里の義をいはず、これはおのづから別なるべし。

以上は皆『コックリ』の一種なり。

第四十九節（催眠術の歷史）　近世の所謂催眠術はメスメル氏の發見に係るを以て、之を『メスメリズム』と謂ふ、而して其道理は當時未だ說明すること能はざりしを以て、之を一種の電氣に歸し、所謂動物電氣によりて此作用を起すものなりと信ぜり、又此方法によりて疾病を治療せんことを試み、人身中には電氣の如き一種の作用あるを以て、是により治療をなすことを得るものと信ぜり、此電氣說を唱へたるは墺太利の人にしてヘールと名づく、氏は西暦千七百七十四年に其說を世に發表し、且つ氏は催眠術の發明者たるメスメル氏と連合して其法を世間に擴めんことを努めたり、メスメル氏の所謂催眠術も、ヘール氏の所謂動物電氣なるものと固より同一種なり、而して此方法たるや近世に於て初めて起りしものゝ如く唱ふれども、其實は頗る古代より行はれしこと疑ふべからず、今古代より今日まで此方法の歷史を考ふるに、學者によりて種々の區分をなせり、先づ之を三期となすものを述べんに、第一期は古代の催眠術にして、當時は未だ催眠術とも動物電氣とも其名稱を用ひざりしも、埃及、巴比倫等に行はれし降神術の如き卽ち其一種なり、又東洋諸邦に行はれし種々の魔術或は幻術

の如き、魔女巫女の爲す所の如き皆催眠術の一種なり、日本支那に於てももとより此種に屬する方術尠なからず今日にありても教會或は一二の宗派に於て行ふ所の、加持祈禱の類も矢張り此種の術に外ならざるなり、又此方法にて病氣を治療するが如きも古代既に實行せし所にして、決して今日の發見にあらず、但し古代は其原因を知らざりしを以て、一般に神佛或は惡魔の所爲に歸せしのみ、又歐洲にても斯かる方法は古代より民間に行はれしが、就中中世紀の間は此術を信ぜしもの最も多かりき、斯の如く此術は東西古代より大に行はれたれども皆愚民の信ずるのみなりしが、今日に至りては其問題獨り愚民の間に行はるゝのみならず、學者間にも首唱するものあり隨て一大問題を惹起するとなり特にメスメル氏の一たび起て此術を唱道せし以來世上の學者大に此に注目するに至れり、故にメスメル以後を以て催眠術の第二期とす、氏は獨逸國の醫士にして西曆千七百三十三年に生れ、維也納大學に學びて醫學博士となれり、當時氏はヘールと共に磁氣の研究に從事して、人體上にも之と均しき作用あることを發見し、之を名けて動物電氣と稱し、ヘールと共に其治療上に大效あることを唱へたり時に千七百七十五年なり、其後メスメル氏は巴里に到りて其法を唱へ大に人の注意を惹きしも、當時の醫士學者は一般に之を駁撃排斥せしより、遂に志を得ずして英國に往き、尋いで又故鄕の退居し、千八百十五年に死せり、然るに氏の死後に其門弟諸方に於て此術を講ぜしより、爾來漸く一般に行はるゝに至りたり、是れ『メスメリズム』の名ある所以なり、メスメル及びヘール當時の説明は、己の身

體に有する一種の電氣が被術者の身體に感通して此作用を起すものゝ如く考へたりしが、其後學者の研究によりて此思想一變し、此現象は施術者より加ふる所の力に由らず、被術者自身の狀態によりて起す所の現象なることを發見するに至れり、其首唱者は英國の外科醫ブレード氏にして、氏は從來の催眠術に與へし動物電氣論の謬妄たることを説破し、其作用は全く身體內の神經力によりて生ずるものなることを證明し、其術を『ヒプノーチズム』と名けたり、蓋し『ヒプノス』は希臘語にして睡眠の義なり、之を催眠術の第三期とす、ブレード氏は千八百四十一年始めて其研究に着手し、遂に此現象は神經の疲勞錯亂より生じ、一點を凝視して注意を聚合するより起る結果なりとせり、故に此現象は施術者の意志擧動に由りて生ずるにあらずして、被術者の身體及び精神の情況によりて生ずるものなりとす、是れより諸學者更に學理に照して其道理を講究し、大に發明する所ありて爾來益ゝその理を明かにするを得たり、之を要するに此催眠術に歷史上三時期を分つときは、第一期は妄信の時代にして、其原因を神力魔力に歸するものなれば之を非理學的時代と謂ふべし、第二第三の兩期は共に理學的となすべきも、第二期は動物に一種の電氣ありて其作用に催眠術の原因を歸せしは、是れ一の空想なれば僞理學的説明と謂はざるべからず、故に之を僞理學的時代と稱すべし、而して第三期以後は未だ説明の判定ならざるものなきにあらずと雖も、之を第二期に比すれば、單に理學的時代と謂うて可ならん、或は又メスメル以來の催眠術の歷史を三期に分つものあり、即ち第一期はメスメルを創始と

し、第二期はブレード氏を以て祖とし、第三期はシャルコーを以て祖となすなり、シャルコーは佛蘭西人にしてメスメルに後るゝこと凡そ百年なり、千八百四十年頃には佛國に於て催眠術大に衰へたりしが、氏の出るに及ひて復び盛に行はるゝに至り、氏は千八百八十九年巴里に於て萬國催眠學會を開きたり、之を要するに催眠術の説明は、被術者の外より其體に感傳する一種の電氣に原因を歸するものと、被術者自己の身心上より發起すとなすものとの二樣ありと云はざるべからず、而して自己の心身上より發起するものとなす中にも、筋肉及び神經の狀態より原因を説明するものと、精神其物の狀態より説明するものとの二種ありて分かる、換言すれば生理的と心理的との二種あるべし、ブレード氏の如きは所謂生理的説明に屬するものなり、是に於てか別に心理的説明を與へんことを要す、是れ心理學者の專ら研究する所にして、余は其一端を後節に於て開示せんとす。

第五十節（催眠術の方法）　次に催眠術の方法を考ふるに、是れ亦人によりて各〻異なりたる方法を用ひ、決して一定の方式あるにあらず、又メスメル氏自身に於ても種々の方法を以て之を實施したりき、然れども要するに別に施術者ありて、手を下して行ふものと、更に施術者を待たずして、自ら行ふものとの二法あり、之を借りに他眠術と自眠術の二法と名くべし、先づ他眠術とは他の人を睡らしむる方にして、卽ち施術者ありて行ふもの是なり、メスメル氏の方法は此所謂他眠術なり、氏は種々の方法を用ひたれども、其普通に用ひし所は患者病客の目前に手を上下する擧動と、其被術者をして或一點を凝視せしむる方法とに外ならず、此の如くなすときは患者卽ち被術者は一種の感覺を起し來り、遂に夢境に入るに至る、其狀宛も眠行睡遊の場合の如し、此時にありては身體の生理的狀態やや變ずるを見るなり、例へば心動脈搏やゝ變動し、手足はやゝ強直を呈するが如し、斯くする間に其思想感覺及び擧動は全く施術者の命令に應じて、自由に被術者の意志を支配左右することを得るに至るなり、而して氏は此狀態を以て施術者の神經力が被術者に感傳したるものなりと唱へ、遂に動物電氣論をなすに至りしなり、然るに、此說明の誤れることを發見したるは、被術者自ら此術を信じ必ず催眠の境に入るものと預想するときは善く結果を呈すれども、若し此預想なければ、結果を見ず又之を信ずる人には效驗ありて、疑ふ人には效驗を見ざるが如き點に在り、例へばメスメル氏の用ひし催眠の裝置には、一樹を作り置きて其樹下に來るときは必ず睡るべしと告ぐることとなるが、被術者之を信じて、此に到れば必ず眠り、樹下に達せざる間は決して睡を催さゞるなり、此一例によりて考ふるも、催眠は想像信仰の影響あること明かなるべし、若し之を試みんとせば、他人の手を假りず自ら或一物を凝視するときは、又同一の結果あるを見て知るべし、是れブレード氏の發見せし方法卽ち先きの所謂自眠術にして、其法は光ある或金屬をとりて之を左手の指間に置き、試驗者の眼より一尺ほどを隔て、且つ其の額より稍高き位置に据ゑ、兩眼を以て之を凝視するときは大に筋力を要する樣になし、斯くて其全心を此一點に聚注して暫時凝視するときはやがて、催眠の境遇に入るなり、而し

て其方法は或は鏡を用ひ、或は時計を用ひ、或は鳴鐘により、或は樂器により、或は摩擦による等、種々の法を用ふれども其結果に至りては異なることなし、されども五官中視覺によりて一物を凝視するを以て尤も感じ易きものとす、以上は自眠術の方法なるか、今左に一般に用ふる催眠術即ち他眠術の仕方を示さんに、先づ被術者をして安逸なる椅子に凭らしめ、施術者は之に向ひて座し、其位置は被術者よりやゝ高くして少く瞰下する位になすを良しとす、且つ兩人の間は殆ど相接して互に手を執ることを得る樣になさゞるべからず、斯くして先づ施術者は其身體を嚴肅端正ならしむることに注意し、次に被術者の手を自己の拇指を他指との間に挾み、兩眼を以て被術者の顏面全體を凝視し、以て兩人の手の溫度の平均するまでに及ぶべし、同時に被術者の方は矢張り施術者の顏面の或一點を定めて之を凝視せしむべし、或は咽喉或は胸部に着眼するも可なり、斯くして熱度の平均せし上は、施術者は其手を被術者の肩上に加へ此より徐々手を移し、腕に沿うて指尖に至るまで、極めて接近して其皮膚と離れず着かざるが如くして輕微に撫で下すなり、之を『パス』卽ち通手と名く、斯かる『パス』を行ふこと五六回にして次に顏面及び胸部に沿うて之を行ふべし、而して其手は皮膚を去ること一二分とす、尙ほ此時には兩手を並行密接して上より下に撫で下すなり、今左に兩人對座して手の溫度を平均する間の狀態を圖表すべし。

第五十一節(催眠の狀態)　催眠の狀態は人により或は三段或は五段或は六段七段に分つの別あり、

(施術者)

(被術者)

今其順序を示さんに、第一次は醒覺の狀にして、感覺思想共に未だ格別の變化を現ぜず、唯手足の作用少しく遲鈍なるを覺ゆるのみ、第二次は半睡の狀態にして、此時には五官中視覺のやゝ疲勞したるを覺え、眼瞼重きを感じて意の如くならざるに至れども、他の感覺は依然たり、第三次は催眠の境に入りたる狀態にして、意を以て感覺を左右すること能はず不覺無識の狀にあるなり、第四次は全く催眠の狀態に達したるものにして、此時には不覺一變して却て境覺を開き、眠とも覺ともはた不覺とも名くべからざる中間の狀態なり、第五次は眠中の境覺一層判明なるを得て、所謂神通眼を開くに至り、第六次は神通眼の區域一層擴大して、普通人の到底及ばざる過去永遠の諸物を明瞭に悟了するに至るなり、以上は催眠の狀態を現ずる順序なるが、或は之を分ちて昏睡期、夢語期、強直期の三段となすあり、或は止動期、昏睡期、睡遊期の三段に分つものありて更に一定せず、今催眠者の施術中に呈する狀態について實驗したる成績を擧げんに、西洋に於ける實驗の報告は之を略し、予が近く目擊したる一例

を擧ぐれば、昨年幻々居士の哲學館に於て行ひたる狀況は、既に諸方の新紙に掲載せられたることなるが、左に其一斑を示すべし。

居士は年齡四十六七歲なる農夫を面前に誘ひ、農夫に接近して確かと農夫の顔面を見詰め、尙ほ鉛筆もて其の眼球の前に上下し、且つ手の甲を輕く撫づること數回にして、農夫は忽焉痲醉し知覺精神を喪失したり、玆に於て居士は右農夫を壇上に登らしめたるに彼れは始終囈語のみを吐きて、眼は閉ぢざるも殆んど眠るが如き樣に爲れり、加之水を與へて之れは泡盛の上酒なりといへば、一口飮みて、辛い〳〵と叫びながら口をイガメ、又極冷き物にても之れは熱い物なりと告げて與ふる時は、矢張熱い〳〵と叫びたり、扨て最も不思議なるは、或る事物を假定し彼れに問ふ時は、直ちに其の實物若くは形容を說明す、例へば問を發する者自己の腦底に熊若くは牛の類を想像し、然る後指を以て空を指し之れは何なりやと問ふ時は、彼は黑い物なり、コワイ顔なり、足は短かし、爪は鋭し抔と答へて熊たるの形容を語り、又は判然熊とか牛とか答ふること是なり。

右は予が親しく目擊したる所なるが、其他予の傳聞せし所を擧ぐれば、『魔術と催眠術』と題する近時發行の書に云ふ、或は睡眠せる者に魔術を施し、其の人の身體を一擊すれば、身體强直して直立するを以て、之を机と机との間に架すること橋の如くし、其上に術者の跨り騎馬の如くなるも更に屈曲せざる如き、或は其身體の一部を針を以て突くも疼痛を感ぜざるが如き、或は牛乳を指して水なり

と云へは水なりと信じ、熱湯なりと云へば熱湯と信ずるが如き、又被術者の手を取て机上におき、汝の手掌は此机に固着せりと云へば、被術者如何に之を放さんとするも放し得ざるが如き、或は一片の氷を取りて手上に載せ、熱物なりと云へば忽ち之を拋棄して、掌上火傷の疼痛に堪へずとなすのみならず、時としては其部に火傷せるが如き刺衝を起すことあり、或は此術に因て疾病の治療に應用して其の苦痛を救ひたる等の事少しとせず、云々とあり、又山形縣櫻井守富氏より寄送せられたる報告中に左の如く記載せり。

第一催眠術に感ぜし者は、睡眠中決して體軀の位置形狀を變ずることなく毫も睡眠以前に異ならず

第二心力注集の强弱に因り、施術の時間に差あるは勿論なるべきも、概して幼年者は尤も速かに感ずるが如し、予の實驗せる處に因れば、二十二年以上の男子は六分乃至九分時を要し、二十歲以上の男子は五分時を要し、而して十七歲以下の男子は能く三分時にて感得睡眠せり、而して再三該術に感ぜし者は其度を重ぬる每に漸々簡易となれり、第三被術者の睡眠中、其身體に觸れ、又は其一部を動すも、更に醒覺することなきのみならず術者の爲すが儘依然として變ずることなく、其狀恰も造り人形の如し、第四被術者睡眠中、其の行爲を全く記憶せざる者と、又は夢みたるが如く、略知り得る者と有り、然れども、是れ睡眠の度に依るか、將た術者の心力注集の强弱に依るかは未だ判然其理を究めず、第五被術者睡眠中、或事を問ふときは、假令被術者の知らざる事にても能

く之に答ふと雖ども、物の名稱を云はしむること甚た難きが如し、予或時被術者に向ひ『橋が見ゆるか』と問ひしに、『見ゆる』と答へし、宜なり術者の意思に斯く答へしめんことを期したればなり而して『何と云ふ橋で有るか』と問ひしに、『初めて見たから知らぬ』と答へたり、此時術者の意思は實に『三雪橋』と答へしめんことを期せり、依て更に『あれは三雪橋である、さうだらう』と云ひしに、被術者は少時考へたる上、尚『初めてだから知らぬ』と答へたりき、第六催眠術に感ぜる者に向ては、術者の他、何人が問を試むるも能く應答す、第七閑靜にあらざる室内に於ては術を施すと甚だ難く、或は全く感得せざるとあり、予の試驗に依れば、施術に少くも二十分を要するが如し、場所に依り、時間の差違甚しきものと云ふべし、第八術を行ふとき被術者の背部をして、或物體に觸れしむるときは甚だ感得し易し、故に相對座せんよりは椅子に倚らしむるか又は横臥せしむるの易すきに如かざるなり、第九被術者は睡眠中、始終眼瞼(殊に瞬)を振動する者多し、時として眼球を上下、又は左右に(閉目しありつゝ)回轉するが如き觀を呈する者あり、第十被術者は體軀の位置形狀を變ぜざること第一項の如し、然れども術者の意思、被術者をして殊更に之を變ぜしめ又は或部分を動かさしめんとするときは、之を爲さしむること極めて易し、予或時被術者に向ひ、『お前の手を動かぬ樣に爲せり動くまい』と云ひしに、『動かない』と答へたり、故に予は更に『然らば動し得る樣にしてやらん』と云ひて其手を採り、少しく動搖して後、今度動し得べし試みよ』と

云ひしに、被術者は自ら其手を動搖し、且つ低聲に『動く』と答へたりき、第十一被術者の身體、又は一部分を動搖せしめ、若くは其位置を變換せしむるに、被術者に告げず、且つ被術者の身體に觸ることなく、只術者の意思卽ち心力のみを以てすることは甚だ難し、第十二被術者を醒覺せしむるには、彈指の法を用ふること普通なり、然れども此法を以て醒覺せしめんには能く術者の心力を注集するを要す、何となれば其の强弱に因り難易に甚だしき差違あればなり、予は常に此法を用ひしが孰れも彈指十回以上に渉らざれば其效なし、或は彈指中醒覺せざるも彈指の狀を止め、(十五六回之を爲したる後)只心力を注集しつゝあるときは三四秒時を經て醒覺する者往々あり、而して被術者の將に醒覺せんとするや、多くは頭部を前面に兩三回傾けたる後開眼す。第十三醒覺せしむるに頰邊を一摩するときは、其易すきこと前項の比にあらず、是れ術者が被術者の身體に觸るゝときは刺擊一層烈しきに因るならんか、第十四睡眠中發言の音聲は頗る低くし、予は今試に度を以て說かんに、卽ち被術者醒覺時に於て平常談話の音聲を十度と假定すれば、睡中の發言は大概五度、若くは六度位の者多し、而して多人數中或は八度位の者なきにあらずと雖ども、醒覺時と全く同樣の音聲を以て發言せる者なし、予の實驗せる中十七歲の少年は、最も高度の音聲を明了して答へたりき。

其他馬島東白氏が先年斯術を治療上に應用して試みられしものは予が數回目擊せし所なり、先に掲

けし幻々居士の斯術も余その宅に到りて試驗を實視したり、又高島平三郎氏も屢々施術を行ひて其結果を余に示されたることあり、今高島氏の談話に據ると、催眠中の感覺の狀態について、第一觸覺は其作用を過止す、例へば催眠中に蚊の居らざる時に、身體の一部を指して蚊のとまり居ることを告ぐるときは、手を以て其部を掻き、或は火箸を皮膚に接して熱しと云へば、縱ひ冷なるも熱く感ずるが如き擧動を呈せり、是れ觸覺は全く眠息して外部より受くる所の刺戟を感知すること能はず、唯心內の想像によりて妄覺を生ずるなり、次に視覺も其作用を過止して幻視妄視を生ずるに至る、例へば色なきに色を見、物なきに物を見るが如き、或は平面をさして立體なりと云へば立體に見、男をさして女なりと告ぐれば女なりとなし、不透明を透明に見、白紙をさして文字ありと云へば之を見ること分明なり、又聽覺も自由に左右することを得、音なきに音を聽かしめ、或は一物の音を他物の音に聞誤らしむることを得るなり、嗅味兩覺も幻妄の狀態に入らしむることを得、例へば水を與へて酒なりと云へば酒となし、味なき物を與へて種々の味を感ぜしむること自在なり、更に身體に關して其狀態を考ふるに、脈搏は弱くして不整に、呼吸は淺く、瞳孔は大に、感應は鈍く、手足は强直を呈するを見る、又想像上の狀態を考ふるに、被術者に對して施術者の想ふ人を見せしむること自由にして、美人ありと云へば美人を見、壯士ありと云へば壯士を見、其他小兒老人或は他の事物に至るまで皆言ふ所の儘なり、加之また被術者自身をも種々の人々に想像せしむることを得、或は小兒の如く或は

大人の如く、或は學者の如く或は軍人の如く想はしむること自在にして、或は其全く見識らざる人物を想はしめ、未だ經過せざる土地を現ぜしむることを得べし、次に記憶に關して、或一事を記憶せんことを命ずれば、催眠を終りし後まで之を記憶すと雖も、然らざれば醒覺後には全く先きの狀態を覺えざるなり、概して催眠中の狀態は醒覺の後まで記憶せざるを常とすれども、人によりては多少之を記憶するものあり、特に此事を記憶せよと命ぜしものは必ず後まで忘却することなしと云ふ、次に此方法が治療に如何なる關係あるかは馬島氏の報告について知るを得べし、氏の催眠術實驗の狀態は前記のものと殆ど同一なれば之を略し唯氏の治療報告中より一例を揭ぐること左の如し。

一　老婆（府下駒込東片町廿八番地小林きん母）齡七十有二、半身不隨症に罹り、其初め治を請ふの時聊か軀體を支持するも尙容易ならざりしが、施術後直に歩を試みよと命ずれば、乃ち起て坐床を下り放手平然數歩を試み、雙手を擧ぐ可しと言へば、乃ち輙く之に應じ前に向て直伸せしめ、及び屈指を伸展せしめ、合掌擊拍せしむるに擧て不應の憾を遺さず、指頭の感覺當時猶ほ全きを得ずと雖、然も襟袖を整ふるの自辨を得て頓に介者の閑を得たり。

尙ほ此治療の事は醫學部門に於て其理由を述ぶべし、以上催眠の狀態の大略を揭げたれば以下其說明に及ぶべし。

第五十二節（催眠術の說明）　催眠術の起る理由を說明せんには、先づ之を感ずるに種々の事情ある

ことを考究せざるべからず、卽ち第一に此術を衆人の上に行ふに、容易く感ずるあり或は全く感ぜざるあり、或は五分乃至十分時の間に感ずるあり、或は三十分時を經ざれば感ぜざるものあり、今其感じ易き人を擧ぐれば、年齡の若きものを良しとす、殊に七歳より二十一歳までの人は斯術を施し易しと云ふ、或人の試驗の成績によるに、一年に七百四十四人は之を施しゝに、感ぜしもの六百八十二人にして、不感者六十二人あり、而して不感者中に十四歳のものは一人もなかりしと云ふ、第二に男女兩性中にては、男子より婦人を以て感じ易しとす、今試驗の結果によるに、男子は二百八十七人中に不感者三十一人あり、女子は四百六十八人の中にて不感者三十一人ある割合なりと云ふ、第三に氣候の寒暖にも少なからざる關係ありて、南方暖國の人民は北方寒國の人より感じ易しと云ふ、第四に周圍の狀況に關係すること大なり、其狀況にして催眠に妨碍となる有樣なるときは感じ難く、睡眠を助くる有樣なるときは易し、一般に周圍の靜肅なるときは感じ易く、喧囂なるときは難し、又施術者の容貌及ひ室內の裝飾等も施術に大なる關係あり、施術者の容貌嚴肅端正にして人を感服せしむるが如き風あり、且つ被術者の心も之に歸向して、專ら催眠に注意する時は之に感じ易く、次に室內の裝飾も莊嚴鄭重にして、被術者をして覺えず莊敬の念を起さしむる時は大に其效驗を助くるものなり、以上は被術者外部の狀態なるが、之に對して又內部の狀態あり、第一に被術者の施術を受くる前時の狀態に大關係あり、例へば前時に精神激動して靜平ならざるか或は前時に心思を用ひて疲勞を感じ、睡眠

を催したる場合には却て妨碍となるものなり、次に被術者の心に於て斯術を信仰すると然らざるときは最も重大の關係あり、是を以て思想の單純にして信仰し易き者は、感ずることも易く、思想複雜にして信仰し難きものは又之に感じ易からず、されば神經質の人或は宗敎信者にして信仰し易きもの、或は山間僻地に住して思想純樸なるものは尤も感じ易しとす、其他被術者は豫め心中にて催眠を迎へんことを要す、卽ち所謂豫期作用なるものなかるべからざるなり、而して予は以上の如き身體內部に起れる事情によりて說明を與へんとするものなるが、此事情中にも生理的に屬するものと、心理的に屬するものとの二樣あり、されども予は主として心理上より說明せんと欲するなり、蓋し上に揭げしが如く、催眠を感ずるに種々の事情あるは畢竟、その原因の心理上にある所以を示すものにして、或は年齡或は男女或は場所等の事情に關係を有するは、是れ全く人をして信仰心を起さしめ、其意を以て之を豫期せしむるものに外ならざるなり、故に此術の說明にも物理的と心理的、換言すれば生理的と心理的の二あれども、要するに心理的を以て其主因とせざるべからず、是れ予が心理的說明をとる所以なり、而して其事情は夢境及び眠行の狀態に比して知ることを得べければ、左に其理由を述べんとす。

凡そ人の精神中には種々の觀念あり互に聯合して存するものなり、而して聯合強きものは外部の刺戟に應じて反射的に他の觀念を聯起し、更に意志を用ひずして種々の觀念を現ずるを見る、されども

吾人の醒覺せる平時にありては、其聯起を指示するものは我人の意志なり、例へば外界の刺戟によりて一觀念起るときは、之と聯合せる觀念は種々あれども、中に就て吾が意志は適當の觀念を撰み、之に向て思想の聯起進行するを見るなり、又意志は外部の刺戟を待たず、單に內部の事情によりて種々の思想を聯起せしむることを得、是れ所謂有意的聯起なり、然るに若し意力弱くして有意的聯起を發すること能はざる場合には、反射作用によりて甲觀念より、毫も我が意はざる乙觀念を喚起することあり、是れ卽ち無意的作用なり、是によりて觀れば、若し或事情によりて意志の全く息止することあらんか、觀念の聯起は全く無意的自動的となり、反射的機械的となりて自ら之を制裁することなく、單に外部の命令に從ふことゝなるべし、今催眠術は正しく或事情によりて意志の作用を止め、諸觀念は無意的機械的聯起を呈するに至りし狀態なり、是れ固より人心固有の性質然らしむる所にして、何ぞ奇怪とするに足らん、且つ又吾人の精神作用は一種の現象或は觀念に心力を凝聚するときは、所謂專制思想なるものを起し、唯此一點のみを感じて全く他の感覺を止むることあり、是れ所謂無意識の狀態に歸するものなり、此專制思想に關して豫期意向なるものあり、卽ち吾人もし一點に思想を注ぎて豫め期することあるときは、更に他の事柄を感知せざるものなり、今催眠は先づ豫期意向によりて豫め催眠の境に入ることを期せざるべからず、換言すれば催眠を信ぜんことを要す、而して之と同時に思想を一點に凝聚せんために一物を凝視する方法を用ふ、是れ卽ち專制思想を起さんがために

して、或は金屬の如き光輝あるもの、或は其他の物體を注視するときは、思想此一點に聚り之と同時に視力疲勞して感覺を減ずるに至るべし、此時に當りては思想空虛となり、意志は息止して、唯外部の命令に應じて機械的に觀念を聯起せしむる狀態にあるのみなり、蓋し意志作用は別に吾人の觀念を離れて存する一種の心力にあらずして、諸觀念の聯合して或一點に中心を起し、此中心に聚まりたる力發動して一の方向を定むるに至るものなり、卽ち所謂動機を起して是により意志作用を現ずるものとす、是が故に諸觀念、中心を失して其力を一點に聚むること能はざるときは、意志作用を呈すべき理なし、今催眠の狀況は此の中心を失し、各觀念は孤立して意志を組成するに至らざる狀態なり、故に此場合に於ては外部より刺戟を受けんか、無意的聯起によりて一觀念より他觀念を喚起するより他に途ある可らず、是れ催眠中には他人の命令に應じて自在に其擧動を示すのみにして、自ら意志を以て之を制裁すること能はざる所以なり、是を以て催眠の境は普通の睡眠と狀態を異にして、正に眠行に髣髴たり、卽ち眠中の醒覺なりと謂ふべし、此の如きは吾人の平時にありても其精神内に往々見る所なれども、但其時間の短小にして格別己が心に感ぜざるのみ、然れども彼の狐狸に誑惑せられ、天狗にさらはれしものは正に之と同一の狀況にして、一時催眠の境に入りしものと解して可なり、然して思想よく發達して意志作用の確實なる人は催眠の狀況に陷ること難く、又縱ひ之に陷ることあるも其時間極めて短かし、之に反して、思想の發達せざる單純の心意にありては、些小の原因によりて容易

く其中心を失ひ、忽ち意志作用を遏止するに至り、催眠の狀況に陷るものにして特に其時間も長きに亙るなり、此等の點は狐狸天狗に誑惑せられしものと全く同一なりとす、以上催眠の學理は今日尙ほ研究中にして、學者の諸說やゝ一定し、未だ全く確定せざる狀なれば、其確實なる說明は他日を竢たざるを得ずと雖も、古代の人の想像せし如く、神力魔力の作す所にあらざるは論なく、亦他人の電氣感傳して此の現象を呈するものにもあらざることは、少しく學識ある人の信じて疑はざる所なり、若し此催眠術の道理の一たび明かなるに至らんか、我邦に古來傳ふる狐狸天狗の誑惑の如き、或は弘法日蓮等の高僧が種々の不思議を現したるが如き、或は耶蘇一代の不思議なる奇跡怪談の如き、皆よく說明して又一點の疑なからしむるを得ん。

右催眠術の說明は當時心理學者の一般に唱ふる所なれば、更に一二の心理書について其說明を參考するにサレー氏の幻妄論にはワインホールド氏の說を引證せり、其說によると、催眠の境は味感觸覺溫度の感覺減滅し、視覺も漸く其力を減じ、獨り聽覺のみ異常なく其作用を存す、斯くて吾精神は聽覺のみの作用によりて發動するか故に、全く外界より隔歴して主觀一方の境遇に入ること明かなり、總て外界の事情は視覺觸覺の力によりて感知すべきものにして、聽覺のみにては其事情を識別せんこと甚た難し、然るに今や他の感覺は其作用を減滅して、聽覺のみ依然たるに於ては宛も夢境にあるが如く主觀的の境遇を開くに至るべきなり、故に催眠の狀は眠時の夢にあらずして、醒時の夢なりと云

へり、尙ほ此催眠の狀態及び說明につきカーペンター氏の心理書に出でたる例證を擧ぐること左の如し。

カーペンター氏曰く、余は紀元千八百四十七年の頃、學藝に練達せる一紳士の試驗せらるゝことを目擊せり、此人は非常なる凝聚力(卽ち注意力)を有するものにして、若し己の一手を机上に置き之を半分時ほど心力を注ぐときは、試驗者より確言せられたるが如く其手を引去ること能はざるに至る、又磁針の極を暫時凝視するときは、試驗者の命ずるが儘に該極部より種々の形、色をなせる火光の發することを看るに至る、若し又一手を或極上に置きて暫く之を注視せしめ、試驗者より汝は其手を引離すこと能はざるべしと確言するときは、固着して又離れざるが故に、磁針の他極を執りて導くときは、能く室內を挽き廻すことを得たり、此の如き現象は一見、頗る奇異にして怪しむべきものゝ如しと雖も、被術者の性質職務を考ふるに故意に欺騙するが如きものにはあらず、而して余が多年の討究に據れば、是れ又他人の告知より生起したる專制觀念に占領せられたるものなること疑ふべからざるなりと。

又同氏は感電的の狀態に在る一强漢が、施術者より汝は動くこと能はざるべしと確言せられ、椅上又は床上に在りて少しも身を動かすこと能はず、或は殆ど二重に屈身して前方に俯し、毫も起つこと能はざることを見たり、若し一回の確言にして十分の効驗なきときは、更に强音を以て反復せ

ば之を抑留することを得たり、其他一貴女は口を開きて一言をも發すること能はざるべしと說かしより、笑ふべき、苦悶の狀を以て發言せむと試むるも、遂に徒勞に屬するものあり、或は試驗者より閾域を通過すること能はざるべし、と確信せしめられたる他の女子を拔きて、之を越えしめむと努めしに、全力を注ぎて纔に其目的を達したることありと云ふ。

ドクトル、ノーブル氏の記する所に曰く、余の一知友に下婢あり、容易に睡遊の狀に陷るを以て知友は屢〻之に實驗を試み、終に下婢に知られずして他室より傳氣の術を施したること、及び凝視により て四體の一を痲痺せしめたることを報道し、余に親しく之を檢察せむことを求め來れり、されど余は謂へらく、此の如き實驗は傍觀者の存すること、或は其他異常の事柄に由り、必ず被術者をして或傳氣術を行はるゝならむと豫期せしむるが故に、予今彼の家に臨みて試驗するも到底滿足の結果を得べからずと、是に於て試驗は吾宅に於て行はむことを通知し、之を左の事情を以てせり卽ち知友は一夕用務に託して書翰を認め之を余に宛て、右の下婢をして宛名の者に送達し、返書を齎し來らむことを命じ、且つ同時に下婢の聞ける所に於て車を呼び、某處に到り何時に歸るべきことを告げたり、斯くて下婢の出發を準備せる間に、直に車に乘じて予が宅に到達せり、暫時にして下婢は書狀を携へ來りしが故に、知友は隣室に隱れ、婦人は之を別室に導き、隣室と通ずる門扉を背にせる一椅子に座して返書を待たしめたり、是に於てか豫て約せし如く、知友は扉の他側より後に接

近して施術に着手し、婦人との距離は僅に二呎にして、唯半ば開ける一扉を以て隔絕せるのみ、此際婦人は全く如何なる事の行はれつゝあるやの思想なく、而して余も亦婦人をして疑念を懷かざらしめむため、務めて無用の談話或は其方向を注視することをも避け、他念なく返書を認むること二十五分許にして、之を蠟付せむため室を出でて施術者を麾き去らしめしが、終に何等の結果をも生ずることなかりき、而して知友の言ふ所に據れば、曩の試驗にては客室より多の間壁及び室房を隔てゝ、廚室に在る下婢に感傳せしむるにも僅に二三分時にして足れりしに、今や其距離と云ひ隔體と云ひ皆斯の如くにして、毫も其成果なきを觀れば、蓋し前後の試驗をして相異らしむる所以のものは、被術者が全く謂はゆる傳氣の術あることを覺えずして、何等の事をも豫期せざるに在ること明なりき。

ドクトル、エリオットソン氏の記する所に據れば、氏は被術者及び他の二人の婦人を室內に置き、自ら他室に退きて戶外より彼等に傳氣の術を施さむことを誓へり、而して他室に入るや戶を閉鎖して毫も其術を行はざるのみならず、却りて自ら該婦人の事を忘れむことを努め、竊に戶外に步して他事に身を委ね、やがて十分時許を經て先の室に歸り來りしに、彼の婦人は既に睡眠に陷れることを見たり、乃ち就いて試驗するに、從前此術に由りて觀れば既に屢〻此術に感ぜし者に在りては、純然たる想像力を以てするも、亦十分の成績を奏すること明なり。

以上の諸例によりて催眠の理由を知るべし。

第五十三節(動物の催眠)　凡そ催眠には身體有機々關上に於けるものと、精神思想上に於けるものとの二種あり、余は一を生理的催眠、二を心理的催眠と云はんとす、而して右に講述せし所は人間上に起る催眠の現象なれば、固より心理的催眠に屬すと雖も、人間は精神と身體と相合して高等動物の上に位せるものなれば、又生理的催眠も其影響を精神上に及ぼして、心理的催眠を起すに至るや必せり、然るに動物に至りては其精神思想未だ發達せざるを以て生理的催眠あれども、所謂心理的催眠なるものなし、今此動物に就て催眠の起る原因を知らんと欲せば、先つ生理上有機身體の狀態に應じて睡眠の起る所以を知るときは、自ら其理を領得すべし、さて此睡眠には自然的と人爲的の別あり、又意識的と無意識的との別あり、普通の睡眠は所謂自然的なり、既に自然に睡眠の起ることありとせば、又人爲人工によりても之を催し得べき理なからんや、而して動物の催眠は人爲的にして無識的なり、何者　催眠中幻境を啓き神通眼を開く等のとあらす、動物催眠のことに就ては先年大澤醫學博士の講演せられたるものあり、其說によるに、先づ動物催眠に要する所の事情は左の如し『凡て動物を魔睡せしむるには、第一、外圍の靜謐なること、第二、異常の位置を與ふること、第三、壓抑强制することと、第四、五官の一若くは二に弱き刺戟を與へて、久時之を保續することを必要とす、然れども其種類の異なると、縱ひ同一種屬なるも其特異の性質あるとに由て、或は第二法のみにて已に魔睡する者あり、或は此の四法を連用するも更に睡らざる者あり、而して就眠の後は可及的外來の刺戟を避くるを可とす、」(魔睡術より轉載)　次に催眠の方法については、大澤博士が蛙につきて試驗したるもの左の如し。

蛙は諸動物中最も睡り易きものにして、魔睡の試驗に最も適當す、其法先づ蛙をして仰向に机上に載せ、左手を以て前身を壓抵し、右手を以て後肢を抑制す可し、初め二三十秒の間は手下に煩躁して百方遁れんとすれども、保持して一二分時の後に至れば、靜止して動くことなし、之れを度として靜に兩手を放離す可し、然れども若し蛙の皮膚乾燥するときは、術者の指端に粘着して放離の際忽ち醒覺することあり、故に豫じめ爰に注意せざる可からず、其他趺座の位置に於て睡ることあれども、直に轉倒して醉覺し、又た二頭を相對して恰も力士決鬪の狀を爲さしむることを得可し、又た時として急劇に握る爲め直ちに魔睡することあり、然れども天然の位置、即ち俯座の位置に於ては決して睡ることなし、若し容易に睡らざることあらば二三十分時間掌中に保握す可し、然るときは其睡ること極めて妙なり、(同書)

其理は前に述ぶるものに參照して知るべし。

第五十四節(催眠術の應用)　斯の如く催眠術は動物上に於ける現象と、人類上に於ける現象と異なる所ありと雖も、其現に至りては同一にして、唯生理的催眠と心理的催眠との別あるのみ、而して

其起る原因は今日の學理によりて略明かにすることを得たり、若し一たび催眠の境に入りたるものを其本に復せしめんとするときは、又施術者は各〻一定の方法を用ひ、而して其多くは彈指により て醒覺を促すと雖も、是れ必ずしも彈指を要するにあらず、一定の時間を經過するときは必ず自然に本に復するものとす、さて斯術の應用について考ふるに、古來專ら之を治療上に實行せんことを求め、其多少の效驗あることは人々の經驗によりて明かなり、然れども余謂へらく、此效驗たるや催眠術其物の力にあらずして、信仰の力なりと、蓋し是れ神佛に祈願して病氣の平癒を見ると恰も同一理ならん、又此術を痲醉藥に代用して手術を施すときに應用せんと試みしものあれども、餘り捗々しき結果を奏するに至らざりき、其他罪人を訊問して其罪業を白狀せしめんために之を用ひ、或は教育上記憶力を增進せんがために、之を應用するときは多少の効驗あらんと考ふるものあれども、是れ又信據するに足らず、縱ひ又右等の事には多少の効驗ありとなすも、之を實施するより起る所の弊害奈何をも察せざるべからず、蓋し屢〻此術を施すときは、常人の心身上に恐るべき危害を殘すことは今日醫家の一般に唱ふる所にして、予も亦數回之を行ふに於ては必ず多少の害あるべきことを信ず、されども予は此術たるや直接に世間を益すること能はざるも、心理研究の參考としては頗る裨益あらんことを信ずるなり、其他又此術によるときは、古代の高僧大德の人々が能く奇々怪々の事蹟を示したる所以をも知ることを得べし、すべて古代の人は性純樸にして且つ信仰し易きものなれば、此かる人々

に對して高僧知識大德が奇怪の作用を現したるは、是れ高僧大德其人の力にあらずして、之を信ぜし人の信仰上より起りし所の現象なり、換言すれば之を信仰せし人の自ら催眠の境遇に入りたるものと謂ふべし、豈また奇怪不思議となすを要せんや、然るに『魔術と催眠術』と題する書中には、宇宙間に一種の靈氣存在し、此氣人に感通して右の作用を呈するものなりと說明せり、其語に曰はく、

夫れ魔術は心性靈能の妙用にして、其原効力は實に精神の感通作用にありとす、靈魂は聲なく形なき幽玄如影の靈體なりと雖ども、其の靈妙なる能力は克く人類相互の心身に相感じて、之を制するを得るのみならず、廣く宇宙の萬物に通じて相感格作用するものなり、此の妙用を感通と云ふ、此の感通の妙用は魔術にして、卽ち彼の奇怪にして不可思議の如く見ゆる所の種々の現象なりと。

而して古代の英雄大德の行ひたる奇跡怪事を揭げて曰はく、

紀の貫之の天地を動し、目見えぬ鬼神を憐れに思はせると云ひしも、此の感の一字を指したる者なるべし、小野小町が旱天に雨をふらし、新田義貞が稻村崎に海潮を干したるは、此感通の妙能に因りしなるべし、日蓮が龍の口に斷頭の毒刄を折りたるは、天地日蓮の德に感じて之を庇護したるに非ずして日蓮の感通力能く毒刄を折りたるものならん、役の行者は行雲を制して天空を翔り、達磨は蘆葉を浮べて海洋を渡りたり、凡そ此の如き、奇談世に傳ふる者少しとせざるも、多くは附會の妄說となして排斥するにあらざれば、徒に自己の威德を大ならしむる爲めに無根の說を造るとなす、

傳說奇は卽ち奇なりと雖も、必ずしもなし得べからざる事と云ふべからず、其の之を不能の事業となすは却て其事理に暗きの致す所なるのみ。

又曰はく、阿倍の晴明の如きは最も本術の應用に巧にして、且つ充分に應用を習熟したるの人なり然れども之を心性の靈能なりとは知らずして一種の鬼神の業なりと信じたる者の如し、卽ち之を『しきかみ』と稱し、晴明が此『しきかみ』を使うて種々不可思議の術を行ひたりとの事實は、諸書に載する所頗る多し、其の他基督、此の妙力の應用に因て諸種の疾病を平癒せしめたるが如き、此の妙能と知らずして人の知れる者亦少しとせず。

此書の著者が古代の奇跡怪談を說明せんと試みたるは賞すべきことなりと雖も、其原因を天地間の靈氣の感應に歸したるは空想と謂はざるべからず、之に反して予は斯の如き奇跡怪談は、當時の人心の信仰より喚起せし催眠の境遇なることを唱ふるものなり。

第五十五節（讀心術） 古來鬼神術と稱せしものゝ中には机轉術、机話術及び催眠術の外に、讀心術なるものあり、此讀心術は或は察心術又は讀想術とも名づけ、施術者が被術者の心中に想ふことを察知考定する方法を謂ふなり、凡そ讀心術に二種あり、其一は施術者が被術者の身體の一部に接觸して其心中を察知するものと、一は施術者が全く被術者の體を離れて察知するもの是なり、先づ第一種の例を擧ぐれば、被術者をして一物を室の一隅に藏さしめ、施術者之を察知する場合には、被術者の手

を取りて其室の四隅を俱に步行し、然る後何れの部分に何物を藏し置けるかを考定するものとす、而して其手を取りて俱に步行する間は、被術者をして專心一意に此事を默想せしめんことを要す、或は又被術者の心に想ふ所の人名を察知せんとするときは、先づ被術者をして專心一意に其名を想はしめ同時に其手を取りて預め黑板上に題したる伊呂波の文字を順次に一々探らしめ、以て其想ふ所の人名の頭字は此文字なることを告げ、遂に全き人名を綴るものとす、斯の如き方法を以てせば、十は十まで察知するを必せずと雖も、其七八は察知せらるべく、最も熟練したる人にありては、十中九までは正に的中すと云ふ、是れ其方法の大略なるが、忽ち之を聞くときは頗る不可思議なるに似たれども、其實少しく其事情を考察せば、決して不思議にあらざることを知らん、蓋し施術者が能く被術者の心を察知するは其身體の一部分に接觸するに由れり、精神と身體とは密接の關係を有し、精神上の變動は必ず身體上に現呈するものにして、抑へんとするも抑ふること能はず、是の故に吾人もし他人の身體に接觸して其筋肉間に呈露する變動を知覺し得るに至らば、何ぞ心內の變動をも察知せられざる理あらんや、但夫れ吾人の感覺は未だ微細の變動を識覺する力を有せざるを以て、普通の人には察知すること能はざるのみ、若し生來感覺の銳敏なるもの、又は經驗によりて熟練せし人は、普通人の能くせざることをも察知せらるべきなり、殊に被術者が自ら想ふ事柄に全心を注ぐときは所謂不覺筋動を起し、筋肉外貌上に其狀態を示さゞらんとするも得べからざるに至るをや、例へば施術者が其手を取

りて黒板上の伊呂波文字に觸るゝときに若し被術者の一意に想ふ所の文字の點に至らんか、必ず其思想上に變動を起し、隨て其筋肉擧動の上に變化を呈するや明かなり、故に此變動によりて其心内を察知すること何ぞ奇怪とするに足らん、されば若し被術者にして其一點に注意すること弱きか、或は此術を疑ふが如き場合には、此方法を以て其心狀を察知すること能はざるなり、是に由て之を觀るに、古代は此察心の理を以て『エーテル』若くは電氣の媒介に歸せしも、今日は心理學及び生理學の道理によりて說明せらるゝこと明かなり、然るに第二種の讀心術に至りては、他人に接觸せずして察知するものなれば、到底學術の道理を以て說明すべからざるが如し、されども若し人の外貌を以て其心内を察知する所の、所謂人相術あることを一考せば、必ずしも觸覺に由らずして他の感覺を用ふるも其目的を達せらるべきこと知るべし、蓋し人相術の如きも矢はり讀心術の一種にして、而かも其第二種に屬するものと謂ふべし、況や視覺或は聽覺によりて克く人の思想を察するは、必ずしも人相家を待たず、世間に往々見る所にして、吾人も平常幾分か之を實行せるをや、若し夫れ到底吾人の感覺力の知り得べからざることを察知したるが如きは、是れ偶然の暗合より起ることなれば、宜しく純正哲學部門の偶合篇を參見して其理を知るべし、之を要するに讀心術は神力魔力の致す所にあらず、又電氣『エーテル』の作用にもあらずして、心理生理の學理に由りて說明せらるべきものなり。

第五十六節（降神術、巫覡、口寄）　總て降神術と稱するものには、他人の上に神を降す法と、已が身の上に神を降すとの二種に大別せらるゝが如し、他人の上に神を降す法は上來述べたる種々の心術皆之に屬す、蓋し此等の術たるや今日は學術上より、論究して其理を說明すること〻なりたれども、昔時にありては孰れも、神若くは魔の人に降りて斯かる奇怪の作用を爲すものと信ぜり、是れ所謂降神術なるものなり、其他宗教學部門に說ける祈禱呪願の若きも、同じく他人の上に神を降す方術なりとす、之に對して已が身上に神を降し、或は已の心もて神と通じて、能く幽冥界の事を告知豫言するものあり、是れ所謂巫覡なり、蓋し巫覡の言たる、之を諸典に徵するに玉篇に曰く、事レ神者在レ男曰レ覡、在レ女曰レ巫と、國語に云ふ、民之精爽不二攜貳一者、則神明降レ之と、又我邦に『カムナギ』と稱するものあり、和名抄に之を巫と訓じ、神和の義なり、神慮をなだむるの意なりとあり、其他民間には市子、或は口寄或は梓神子或は縣神子等の名稱あれども、孰れも皆同一種にして、其心克く神明に通じて幽冥界の事を世間に傳ふる媒介をなすものを謂ふなり、和漢三才圖繪に述ぶる所左の如し。

按ずるに上古人心淳朴にして而して神託も亦た分明、國政征罰多く神勅に任す、既にして而して皇女を以て伊勢齋宮加茂齋院に納れ奉り、而して天主の卽位も亦た彼の齋主に卜定す、雄略天皇皇女日本媛命を以て伊勢齋宮と爲し、嵯峨天皇皇女有智子內親王を以て加茂齋院と爲す、是れ其の始めなり。

今巫女の業とする所は、神樂を奏して以て神慮を慰め、或は竹葉を束ねて以て熱湯を探極し數〻身

注浴し、既にして心體共に勞倦し、茫々然たり、時に神明彼に託し、以て休咎を告ぐ、之を湯立と謂ひ、其の巫を伊智と曰ふ、今人疑多く、巫女媚ぶるもの少からず、而して神託何ぞ分明ならんや。

又蓬生庵隨筆(下卷)に記する所左の如し。

梓巫子又市子といへるものありて、死靈生靈等巫子に乘移りて、種々のことどもいへるを以活業となすなり、其仕方は、我思ふ佛なり、又は絕にし人を心に念じ、水を手向る、その時巫子に乘移り、死せしものなれば冥土黃泉にての事どもをいひ、或は佛事法事をいふ、又生靈ならば、うらみの數數罵り、又悅事などいへる、夫に迷はされて愚夫婦女子など涙を流し聞居なり、むかし水府西山公自から水を手向給へば、かの市子頓て聲を發し、治承四年といひ出ぬれば、卿には直樣よし〱と御聲掛られ、市子は御前を下りしなり、公仰に愚成ものゝ迷ふも尤也、しかし我領分へは入ること無用と仰られしは流石御名君と或人かたりぬ、公には何を御寄遊し候哉と伺し處、辨慶を御寄給ふと云ふ、此市子に付一ッ話あり、予姉方の下男に嘉吉といへる者がいはく、市子のこと葉一ッとして事實なし、只賴人の心を悟りていふことなれば信ずべきものならず、其譯は私事國にて深く申かはせし女有し處、その女心だてよからぬもの故、誠にいやになり、切れてしまはんといへども、何分にも承知せざればいたし方なく、私身を隱せし處、其女種々氣をもみ、うらなひを置き、又市

子を賴私を口寄することを、私に告る人有しかば、何事をやいふやらんと潛に障子越して聞し處市子頓ていひ出せしは、われを寄らるゝと辱し、われもそもしに逢たうて〱ならぬ、なぞといへること腹をかゝへしそら言なり、是寄る人の心を悟りていふと見えたり、左すれば死靈の生靈の乘移るにてはなしといへり、實に尤のことどもなり、此嘉吉一文不通の者なれども實地に入りての事、爰に至りてはいかなる識者も及べからず、梓巫子の笹はたきなぞも此類なるべし、今市子の實事をしるすは、渠等が生業のさまたけに似てよろしからざれども、餘りおかしきまゝしるす。

是によりて巫覡即ち市子の如何なることを爲すものなるかを知るべし、余は曩に青森縣を巡回せし時、土地の人々に聞くに、奧羽には巫女尤も多く、里人は此處に到りて亡者の音信を問ふを常とし、特に彼岸の節に最の多し、而して巫と相談れる際、他に人ありて同家臺所の流し口を塞ぐときは、巫必ず之を知て曰はく、只今は障りあれば後日を期せんとて、其告知を止むと云ふ、通例市子は佛像の如きものを懷中す、是れ妖術を行ふの要器たり、社會事彙によるに曰く、

龍宮船といふ草子に、予が隣家に每年相州より巫女來りけるが、來往の事を語るにあたらずといふ事なし、或時服紗包を忘れ置きたり、開きて見るに二寸許の厨子に一寸五分の佛像ありて、何佛とも見分がたく外に猫の頭ともいふべき、干かたまりし物一ッ有、ほどなくかの巫女大汗になりて走り來り、服紗包を尋ける故、即出し遣し扨是は何佛なるぞとたづねければ、最は我家の法術祕密の

事なれども、今日の報恩にあら〳〵語り申すべし、是は今時の如く太平の代にはいたしがたき事なり此尊像も我まで六代持ち來れり、此法を行はんと思ふ人々幾人にてもいひ合せ此法に用ふる異相の人を常々見立置き生涯の時より約束をいたし、其人終らんとする前に首を切落し、往來しげき土中に埋め置事十二月にて取出し、髑髏に付たる土を取、いひ合せたる人數ほど此像をこしらへ、骨はよく〳〵吊ひ申事なり、此像はかの異相の神靈にて是を懷中すれば、いかやうの事にても知れずといふ事なしといふ、今一ッ獸の頭のこともたづねけるが、是は語りにくき譯あるにや、大切の事なりとばかり云ひけるよし、これなん世上にいふ外法つかひといふものなるべきかとあり。

又長野縣米山利之助、米山太郎兩氏の報道せられしもの左の如し。

當長野縣下伊那郡山吹村鍛冶職某の妻、一女兒を產みて死す、後再び妻を娶り次女を擧げしが、明治十九年長女は十一となり、次女は三歲となり、四人一家を爲し、纔かに細き烟を擧げて其日々々を送りしも、父母は常に其貧困を悲しみしに、長女は我れ數月ならずして家を興さん、父母復憂ふることなかれ、といひて慰むること再三なり、然れども幼兒の言として深く心に留めざりしが、或日父は薪を採らんとて家を出でし故、母は晚餐の用意をなさんとせしに、長女傍にありて母に告げて曰はく、父は某所にて晚餐を喫して歸るべければ、用意を爲すに及ばずと、然れども母之を信ぜず、猶は其準備に取りかゝりしに、長女更に告げて曰はく、阿母何ぞ信ぜざるや、父は必ず鰯飯

に飽いて歸らんと、由りて母も姑く之を見合せ、父の歸りし後之を尋ねしに、果して長女の言の如く少しも差はざりしゆゑ、父母は竊かに之を異とせしが、其後一日長女父母に告げて曰はく、我家に死靈の祟あり故に富を致すこと能はず、今若し此靈を祀らば幸福立どころに至らんと、父母由りて試みに死靈の由來を尋ねしに、長女の曾て知るべき筈なき往古の事より說出して、詳に其所由を陳ぶ、父母其明に驚き、遂に其言に從ひ、小祠を庭に設けて死靈を祀る、其後長女は別に異狀なく、次女と共に遊び戯ると雖も、時としては言行を正しく能く禍福を豫言し、他人の依賴に應じて紛失物の所在を告ぐるなど、十中八九は必ず適中するより、遠近之を聞き豫言を乞ふ者日に群をなすに至れり、但し此女兒は性怯懦にして寡言、人を見れば耻づる色あり、然れども其父母、某氏の依賴に應じ靈神を迎へて云々の事を告げよと命ずるときは、其家の甚しく震動すると同時に、女兒の言行は平時と異なり、何事にても問に應じて復耻づる色なし、若し意に協はざることあれば、予は歸るべしといひ終りて、其家の震動と共に常に復し、復他の問に應ぜず、而して其靈神と稱するは、彼死靈を祀れる小祠の事なり、何は兎もあれ、其言ふ所は僅に十一歲の小女の知囊より出づるものとも見えず、さりとて父母が教唆して利を貪るものとも見えず、何となれば一切謝儀を受けざればなり、予が宅の近傍にも月讀教會と稱して、老女の人の請に應じて察心豫言をなすものあり、是れ亦巫女の一種なり、すべて巫女は多くは文盲にして、學識なく才智なく、其智力は凡人にだも劣るが如し、

然るに能く未來の事を豫言し、冥界の事を察知するが如きは實に奇怪と謂はざるべからず、されども其理たるや決して鬼神惡魔の之に憑附して然るにあらず、及電氣『エーテル』等の媒介によりて起るにもあらず、全く其人の精神上の作用に由るものたるや疑ふべからず、其精神上の狀態は之を詳にし難しと雖も、想ふに其精神の一小部分に頗る鋭敏なる處ありて、能く他人の感知すべからざることを感じ、他人の思考すべからざることを考へ、常人の及ばざる事を行ふものたるは蓋し疑ふべからず、且つ彼等は精神一點に聚合して、他の部分に精神力を減ずるより、外面より之を觀れば凡人にも劣れる愚鈍者の如くなるものならん、是れ獨り巫女に於て然るにあらず、總て深く一事に熱心し、一技に練達したるものは一見、凡人に劣るが如きを常とす、例へば圍碁の名手、音樂の妙手の如き、皆一點に精神を凝聚するより外貌はやゝ愚鈍に似たるものあり、今巫女に於ても之と同理由にして、外貌の愚鈍なるにも拘らず、感覺及び思想上に一部の特絶せる點あり、是によりて斯かる不思議の作用を現はすなるべし、是れ心理學の講究によりて疑ふべからざる事實なり。

附錄

心象篇附講

第一節（變覺論）先きに心理學部門第一講心象篇に於て、變式的心象を分ちて、外覺上の變態異狀と內想上の變態異常との二種となせり、卽ち感覺知覺上の異象と想像思想上の異象との二者なり、而して其前者を分ちて變覺幻覺妄覺の三者となし後者を分ちて妄象妄理或は迷見謬論となせり、而して其細論は之を總論說明篇に讓りたるも、說明篇は一々各心象の性質關係を明示すること能はざれば更に玆に心象篇の附講として其缺けたる分を補はんとす、先づ第一着に變覺論に就て講述せざる可からず、變覺は主觀的作用に與へたる名稱にして、之に對する客觀的の現象は之を變象と云ふ、而して又之を五感に對して五種に分つ、卽ち變視、變聽、變觸、變嗅、變味、是なり。抑ゝ變覺は外界の事物と事物との間に存する關係事情によりて生ずるものにして、內界の精神作用に依て生ずるに非らず然れども、もと感覺は精神作用の一部分なれば、全く精神を離れて變象を現出す可き理なしと雖も、唯其原因は內界に存せずして外界に存するを以て之を幻覺妄覺に區別するなり、又變覺に於ては、外

物の實相を多少變化して視るのみにて全く別物として感ずるに非ず、然るに幻覺に至りては全く別物として感ずるなり、是れ亦余が變覺と幻覺と區分する所以なり、今先づ變覺に就て其起る原因事情を考ふるに、之を表示すること左の如し。

- 變覺原因
  - 物質
    - 自體の性質
    - 自他の關係
  - 事情
    - 媒介物の狀態
    - 時間空間の關係

第一に自體の性質とは物質其物の特殊の性質を有するを云ひ、或は其體に固有せる力に依て特殊の變化を呈するを云ふ、例へば風は動性を有し水は濕性を有し火は熱性を有するが如き是れなり、第二に自他の關係とは金を火に熱すれば、溶解し蠟を日に晒せば白色となり、草木は肥料によりて生長し或は磁石は鐵を引き、太陽は地球を引くが如く、總て性質を異にせる物質が互に相混和するときには物理的及び化學的作用が其間に起り種々の變化を呈するのみならず、一物と他物と相隔離して存するも猶ほ引力 重力 の關係を有するの類を云ふ、以上の二者は物質其物に就て存する事情なり、然るに物質外に存する事情を擧ぐれば、第一に媒介物の狀態とは空氣精氣其他總て一物と他物との間に在て

二者の媒介を爲す物柄の性質事情の異なるに應じて物質其物の變化を異にするを云ふ、例へば音響は空氣の事情に依て變化を呈し、或は光線は其通過する物に應じて屈折するが如きを云ふ、第二に時間空間の關係とは一物にして其時間を異にし其方位を異にするときには其狀態亦之に伴うて異なるを云ふ、例へば同一物を見るに其方位の遠近方向に依て其形狀を異にし、時間の前後長短に應じて其の狀態を異にする如きを云ふ、斯の如き種々の事情が相合して吾人の感覺に變化を與ふるも、其主なる原因は事物の間の相對比較にあり、例へば寒暖の如きは全く比較に依て生ずるものにして、夏と冬と井水の溫度同一なるも之を感じて夏は冷を覺え冬は冷を覺えざるは、吾皮膚に接する所の空氣の溫度夏と冬と大に異るを以て、之に比較して斯の如き差を生ずるなり、之と同じく物の大小長短も比較相對に依て異同を生じ、時間空間其物の如きも亦全く相對比較によりて吾人の感ずる所大に異なるに至る。

第二節(變覺の各種) 以上述ぶる所は總じて變覺の起る原因を説明したるのみ、今更に之を各感覺の上に適用して其道理を明かにせんとす、先づ變視とは、同一の物象が外界の事情關係の異るに隨て多少其形狀を異にして我視覺上に現ずると云ふ、例へば如何なるものも晝間日光の明なる時に之を視ると、薄暮若くは夜間暗き處に之を視ると大に物象の感覺を異にすることは例證を擧ぐるを待たず又晴雨に依て遠方に在る山影は其形を異にし、晴天の時に低しと感じたる山が曇天の時には高く感じ

春時に於て遠しと感じたる山が秋時に至ては近く感ずることあり、海濱の山は海上より之を望んで一般に航海の目標を爲すものなれども、氣候晴雨晝夜の別に隨て其遠近の感覺を異にすることを知らざるときには、往々目標を誤ることありと云ふ、斯の如きは獨り外界の事情に關係するのみならず我知覺認識の作用に依て來す所の結果なるや疑ふ可からずと雖も、精神其物が能作用と爲て此變化を起すに非ざるを以て、余は之を變覺の一種として其原因を外界に歸するなり、或は又日月の昇る時には其形大にして、中する時には其形小なるが如きも、他物との比較の有無に依て此異同を生ずる者にして、固より日月其物に此變化あるに非ず、列子に一奇話を載せて曰く、孔子東遊、見二兩小兒辨鬭一問二其故一、一兒曰、日出時去レ人近、日中時遠、一兒曰、日出時遠、日中時近、一兒曰、日出大如二車蓋一、日中如二盤盂一、此不レ爲二近者大而遠者小一乎、一兒曰、日初出、蒼々凉々、及二其中時一如レ探二熱湯一、此不レ爲二近者熱遠者凉一乎、孔子不レ能レ決、兩兒笑曰、孰謂レ汝爲二多智者一乎、と夫れ日も月も共に出入の時は其形大に漸く中するに隨て小となるは何人も知る所なり、訓蒙天地辨上卷に其說明をなして曰く、朝日輪の大なるは今迄夜なりし陰夜の氣を隔てゝ日を見る故バッとして人の眼に大く見ゆるならん、又出入斜に見る日光は勢ひ弱く、日中は其土地八方に散亂する日光なるが故正く受けて仰ぎ見ること能はず是れ其精光のみを見る故大小ある所以なり、又地上游氣あり、日の出入彼の游氣を隔てゝ見るゆゑ大く、日中上天に日來て游氣を拂ふ故小き精光のみを見ると云ふと信ずるに足れりと曰ひ、又月の出づ

るとき大なる理を解して曰く、黃昏の比日沒せんとして殘光未だ失せず、此時月東方に出で大なれ共光輝微なり、日深く沒し夜となれば月精光をあらはし其形は却て小く見ゆるなりと、又細川氏の吾園隨筆にも其事を引きて曰く、日之遠近大小、見二列子湯問篇一、初學不レ能三俄得二其說一、安炅之說曰、日者純陽之精也、光明外耀、以眩二人目一、故人視レ日如レ小、及三其初出レ地、有二游氣一以厭二日光一、不レ眩二人目一、卽日赤而大也とあれども、此等の諸說固より皆信ずるに足らず、蓋し視覺上物の大小長短を感ずるは多く相對によるものにして、日月の出入に大小の異あるも亦相對の事情によるなり、今他例を借りて之を考ふるに、玆に茫々たる曠野ありて天に參するの老木其中に孤生し、枝葉扶蘇大百步の外を蔽ふも、遠くより之を望み其傍に之と比較すべきものなきときは終に其大なるを知らざるなり、然るに若し農夫の其下に耕し牛馬の其傍に寢ぬるを見る時は相對によりて始て其高く且つ大なるを感ずるに至るものなり、之と同じく日月の中する時に當りては其傍に之と比較すべきものなきを以て其大を感ずること能はざるも、出入の時には山なり木なり海なり波なり平常其形を熟知せるものと比較對照するを以て一層大なるが如く感ずるなり、以て變視の相對による所以を知るべし、依田氏の譚海中に此相對の例となすべき一奇話あり、曰く、客賽二大佛於南都一、過二鬻レ餈家一、其餠曰二大佛餠一、笑二其形小一、主人曰、客慣レ見二佛之大一、凡入レ眼者皆小、不二獨此一也、客以爲レ有レ理市レ之、去不二數步一、路上見三棄兒垂レ髮被レ肩、眠在二樹下一、憐レ之曰、何物夜叉、棄二寧馨兒一、因抱二之懷一、既而怪二其軀沈重一、諦二視之一、則乞丐老尼也、是れ諧謔

の一笑話に過ぎざるも、亦變視の相對を示すものなり、又東京より西京に至るものは著しく其市街の狹きを感じ、西洋より日本に歸るものは著しく其家屋の低きを感ずるも之と同一理なり、余が先年西洋より歸朝の際政教日記を印刷に付したるが、其中に曰く、桑港より日本に歸るものは日本の家屋の小にして道路の狹きに驚き、印度洋より歸るものは日本の家屋道路の案外に美且つ大なるに驚くと云ふ、是れ他なし、印度洋より歸るときは印度支那地方の實況を目擊せるによると、又曰く、西洋に行くものは香港の意外に美なるに驚き、西洋より歸るものは香港の意外に美ならざるに驚く、是れ香港其物の前後異なるにあらず、之を見る人の眼前後同じからざるによると、我々は誰れも其鄕里の山は至て高く、其川は至て廣き樣に記憶するものなれども、長じて其故山に歸らば、却て山も川も意外に小なるに驚くものなり、是れ幼時は其身體小なるを以て、之に比較して山川の大なるを記憶し、或は他に高山大川を實見したることなきを以て頗る大なるもの〻如くに感覺せしによる、是れによりて之を觀るに、變視の起るは主として相對比較にあるも、其比較は必ずしも外界に併存する物を標準とするにあらず、心內に存する記憶觀念を標準とするなり、然れども觀念はもと外界の經驗より得たるものなれば、變視の原因は全く外界にありと云ふも敢て不可なることなし、是につき面白き一例は、余が嘗て實驗したる月の大小なり。

明治廿四年十一月十七日(火曜日)夜、卽ち舊曆十月十六日夜、正九時より寄宿生を哲學館構內の

運動場に集め、大陰の直徑を目測せしめたり、當夜實に一天晴れ渡りて更に雲影を見ず、秋宵一刻價千金と云ふべき風景なりき。

其目測の法は二三分時間月を望んで、其視官上に現れたる大小について其直徑を測定し、是より一同教場に入りて、各紙筆を執りて其測定せる所を記載せしむるなり、當夕集りしもの三十一名、年齡平均凡二十一歲なり、其結果は左表について見るべし。

側定結果

人數	寸尺
1	2.5
2	1.3
3	.75
1	1.25
1	.3
3	.5
3	.6
3	1.2
2	.45
1	.7
1	.4
3	1.5
2	.7
2	1.0
1	.78
1	.67
1	2.0
31	29.55

$$29.55 \div 31 = \underline{\underline{9.8}}$$

卽ち其結果平均九寸八分を得たり、其最も大く見たるものは二尺五寸とし、最も小く見たるものは三寸とせり、卽ち甲は乙の八倍以上なり、人によりて其大小を異にすること此の如く甚し、是れ亦一奇といふべし。

又昨年十一月、本講義錄第一册廣告に每月十五日の滿月を、肉眼にて望むときは直徑何程の大に見るや、各〻其思ふ所を記すべしとして答案を徵集したるに、未だ其結果を統計せずと雖も、其小なるは三寸、其大なるは三尺として答へたるものあり、是れ十倍の差なり。

此の如く各人の目に現ずる所に大小の差あるは、其經驗と記憶とを異にするによる、即ち外界の事物との比較と内界の觀念との照合とを異にするによる、又心理學の書に幻視の例として、平面の上に左の如き種々の圖形を描きて示せるものあり、其一二は幻視に屬すべきも、多數は余の所謂變視に屬すべきものなり、先づ感覺上の變視の圖を示すこと左の如し。

(い)

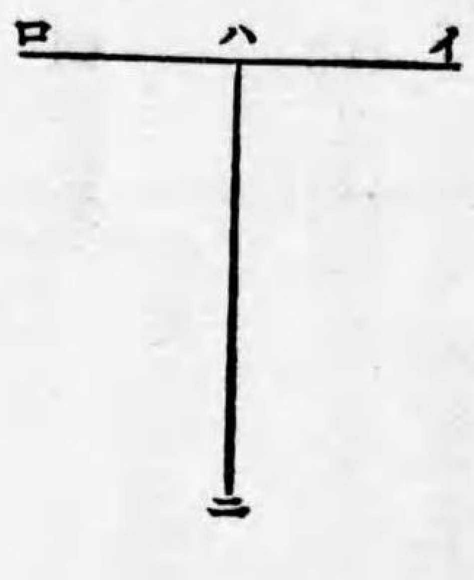

(ろ)

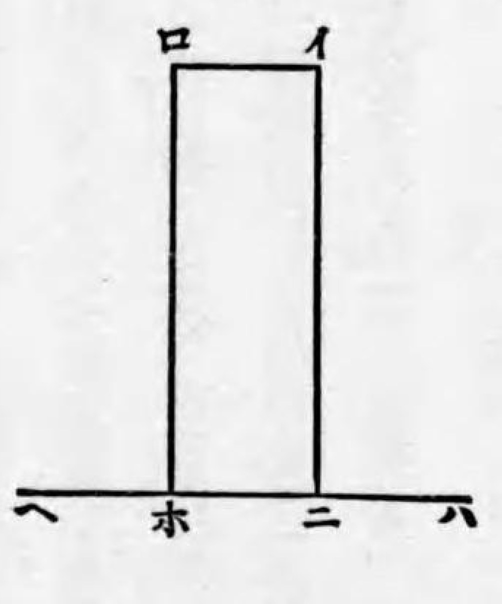

(い)圖のイロ線とハニ線と其長さ同きも、之を一見したるときには、ハニ線はイロ線より長き樣に感ずるなり、是れイロ線はハニ線の爲めに中央に於て左右に分たるゝによる。

(ろ)圖のイニ及ロホの高さはハヘ線と其長さを同うすれども其高さはハヘ線より長き樣に見ゆるなり、是れハヘ線はニホ二點に於て分割せられ、且つハニ及ホヘはイニ及ロホに比して非常に短く見ゆるによる。

(は)

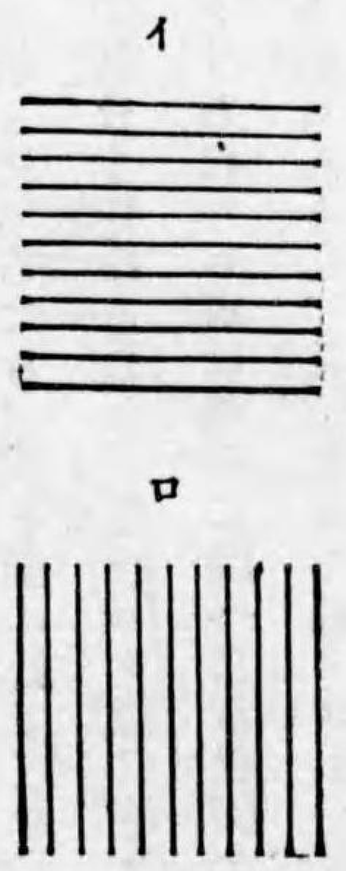

(は)圖のイはロより高く見え、ロはイより廣く見ゆるも其實同長同大の圖なり、唯縱と横と各線の位地を異にするのみ、是れイは縱に多くの線が重れるを以て高き樣に感じ、ロは横に多くの線が並ぶを以て廣く感ずるによる。

(に)

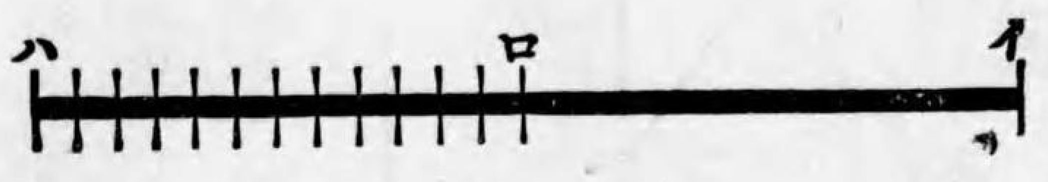

(に)圖はイロの長さとロハの長さとを較するときは多く人はイロとロハとは同長なりと云ふ、或はロハはイロより長しと云ふものあり、然るに實際之を檢するにイロの方却て長し、是れ(は)圖のロと其理を同うし、且つイロは其間に他線の眼を引くものなきによる。

(ほ)

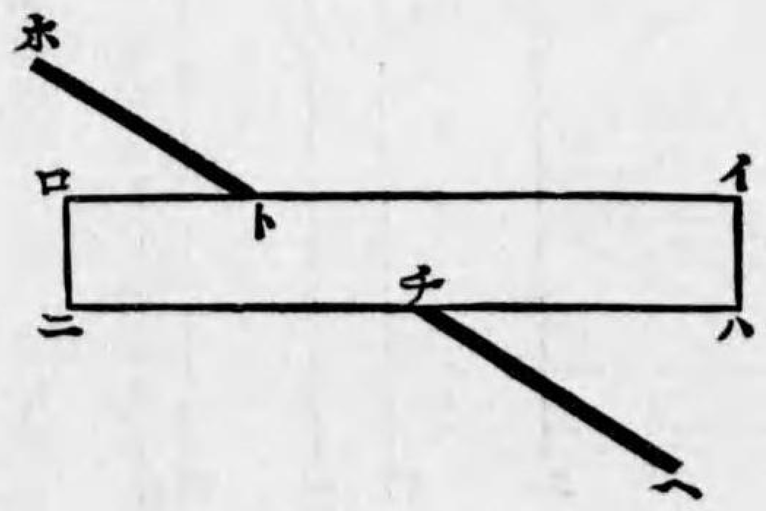

(へ)

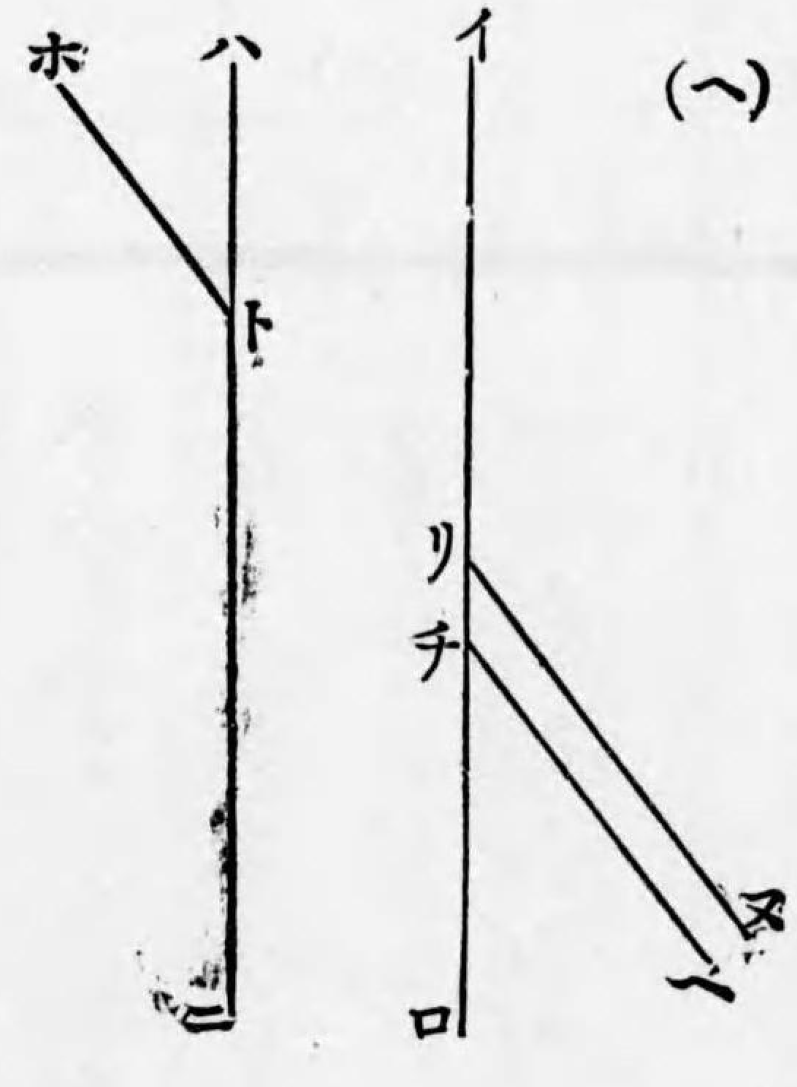

(と)

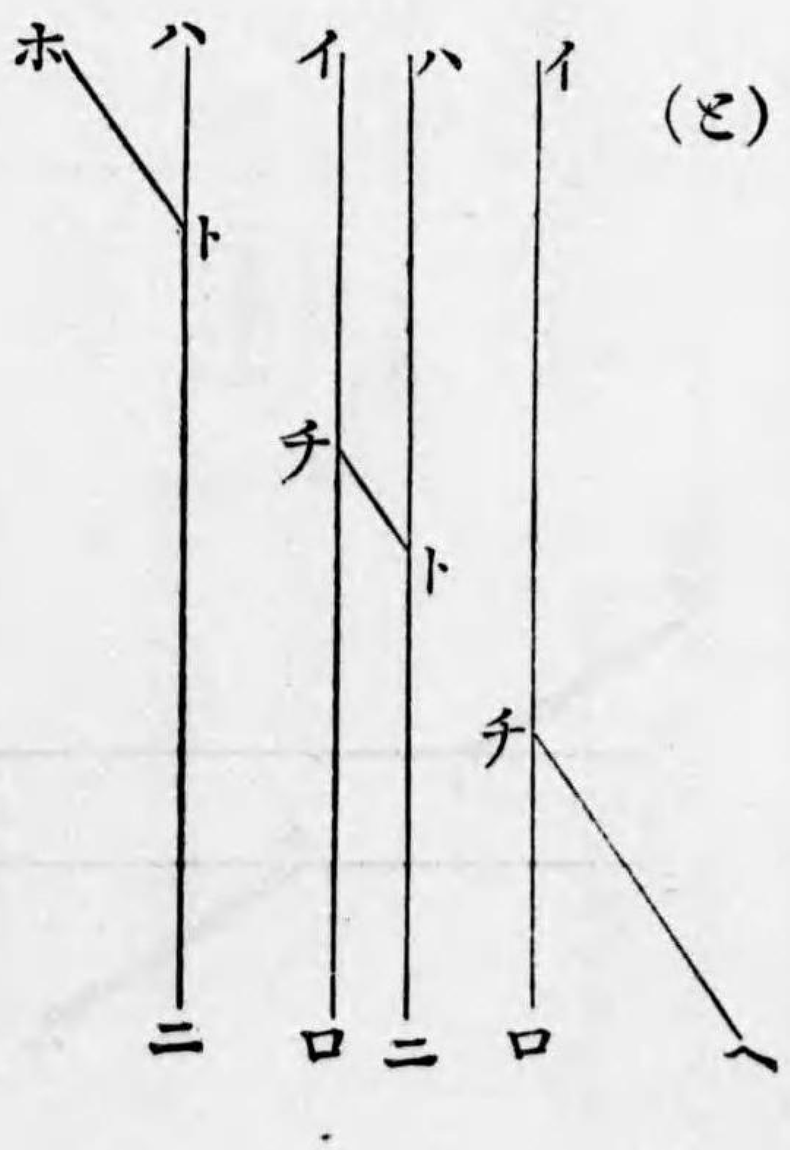

此(ほ)(へ)(と)の三圖は皆同性質の圖にして、イロ及ハニは並行線、ホヘは一直線なり、然るにホトとチヘとは決して一直線の如くに見えず、(へ)圖に於て之を試るにホトとリヌとの二線が却て一直線なるが如く感ずるなり、又(と)圖に於て之を看るにイロ及ハニの並行線の距離の長ければ長き程幻視の度の強きを覺ゆるなり、是れホト線に注ぎたる視線が並行線の爲めに妨げられて、チヘ線へ飛越さんとするにハニ線はホトに添へたる視線を下に引下げんとする傾あるを以て、自ら注意して其反對を取らんとし、其結果ホトはリヌと一直線をなすが如く感ずるに至ると云ふ。

(ち)

(り)

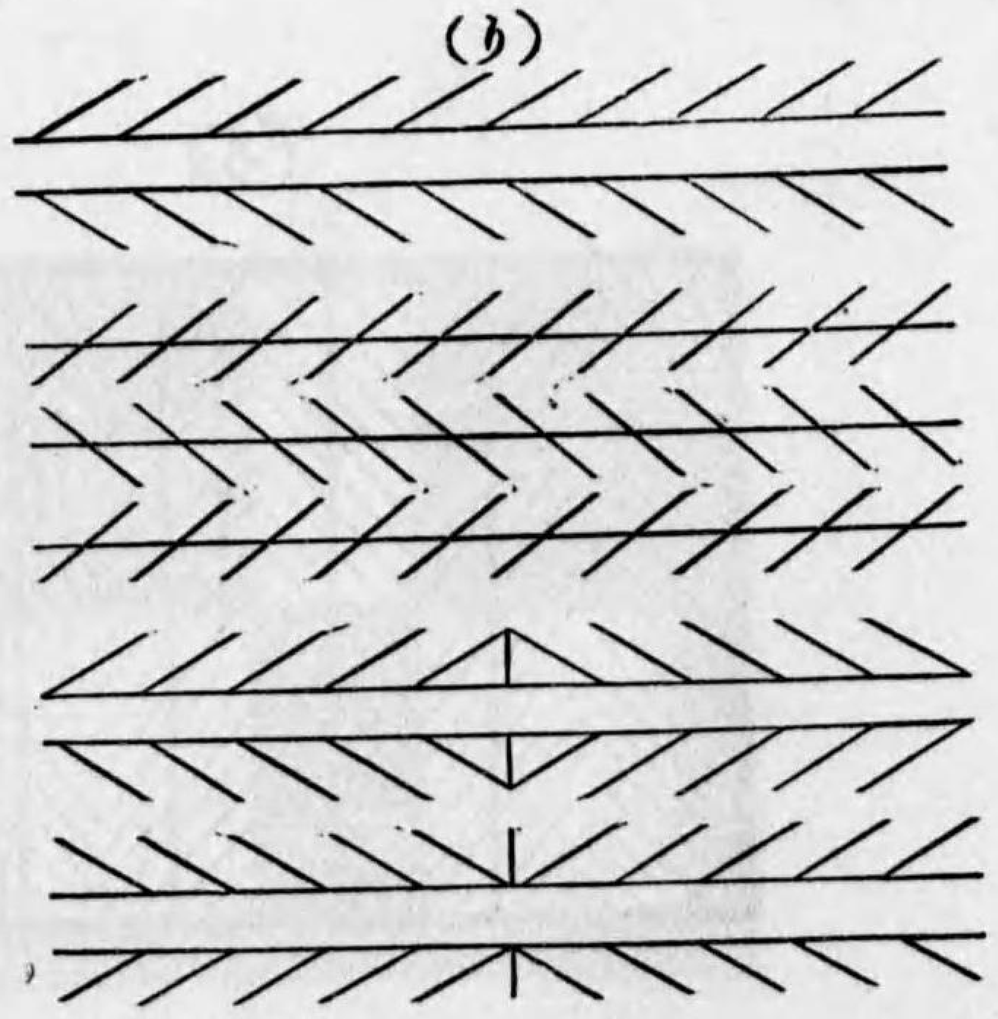

(ち)(り)(ぬ)(る)(を)の五圖は皆同種類の變視なり、今(ち)圖について之を視るに並行線が之を分割せる小線の爲めに妨げられて並行線の如くに見えざるなり、其理は前圖に均しく、視線は並行線に添て動かんとするに、之を寸々に分割せる線の方向に意を引かれ、視線が幾分か之れが爲めに左右に曲げられ

て、此の如き結果を示すに至る、(り)(ぬ)(る)(を)皆之に準じて知るべし。

(ぬ)

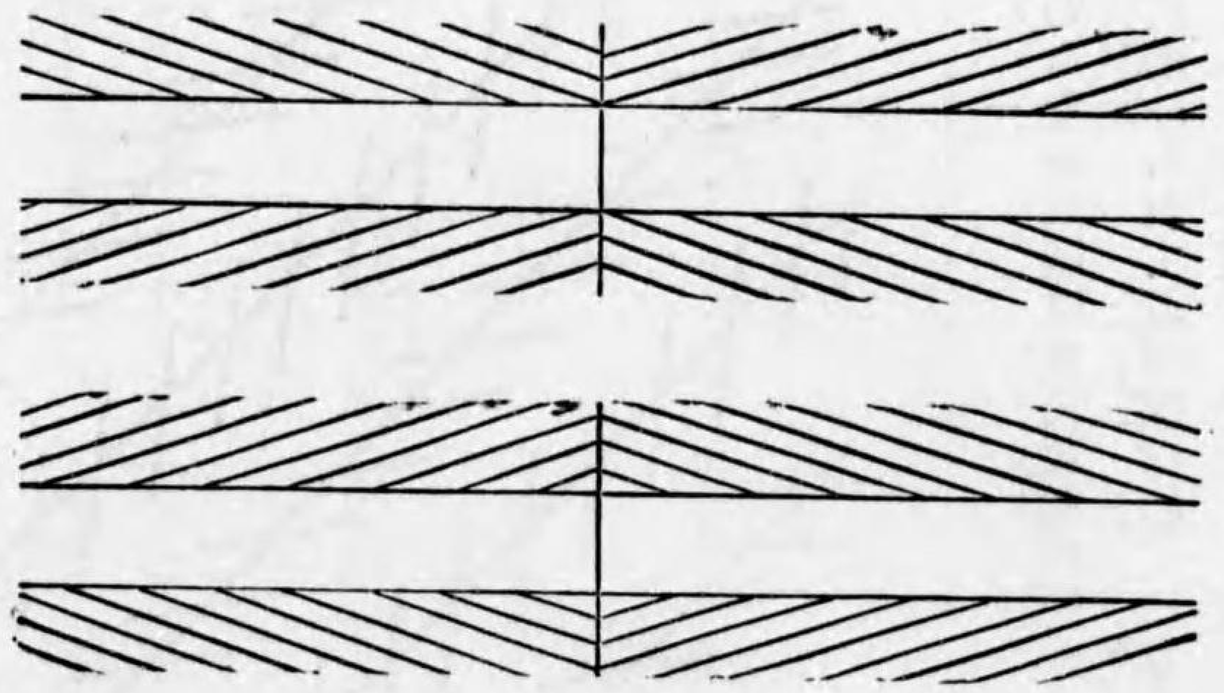

(る)

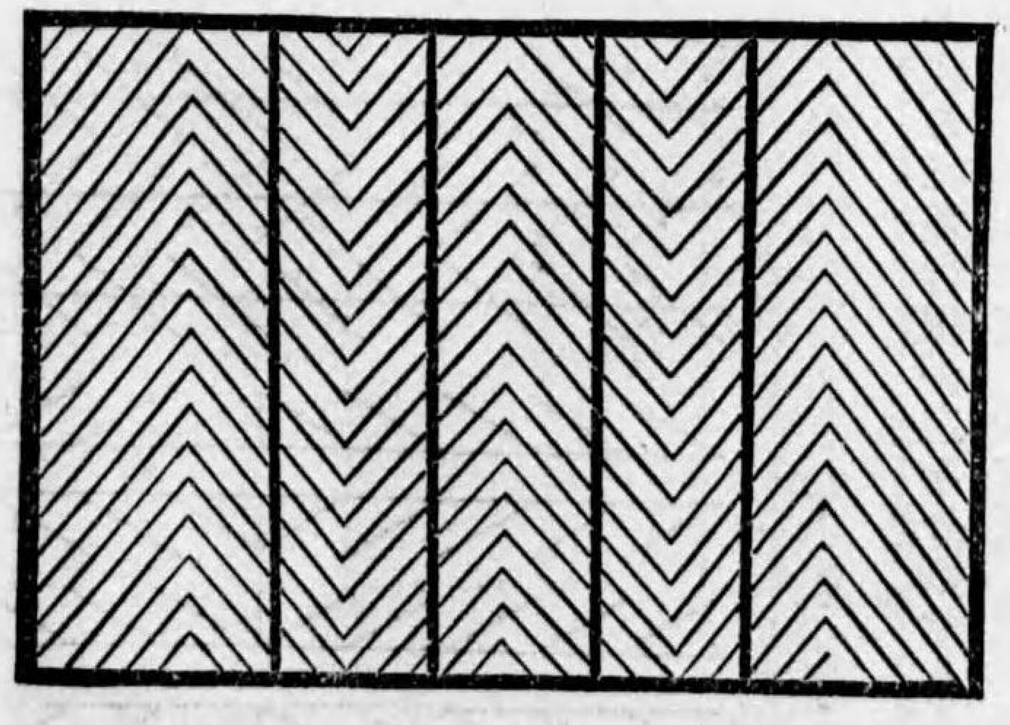

(を)

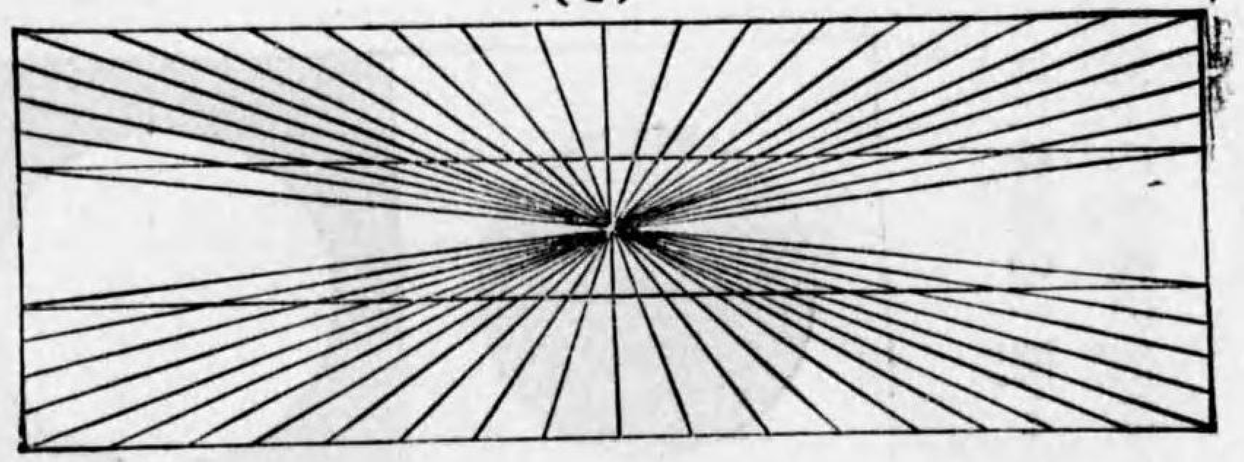

(わ)

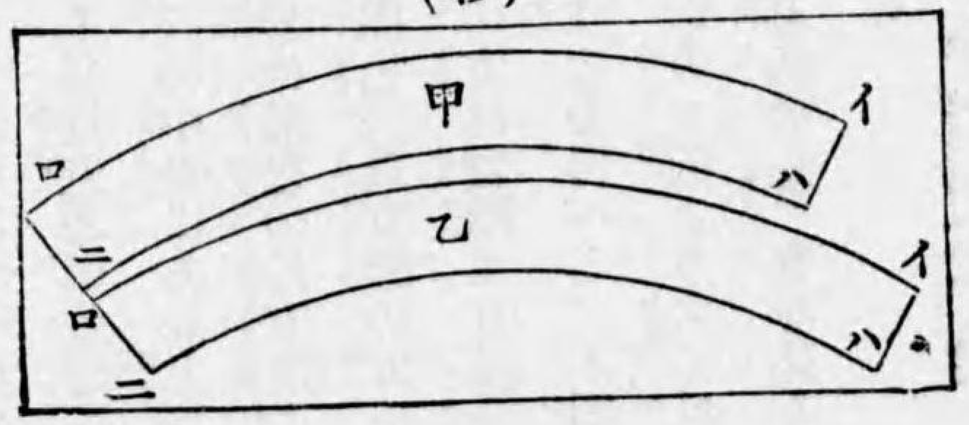

(か)

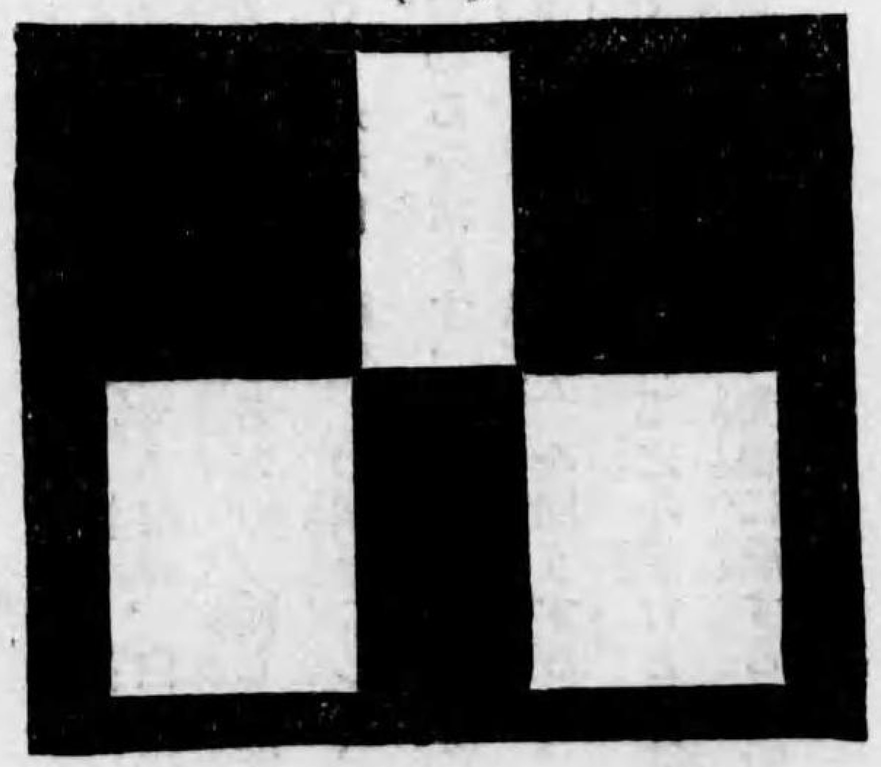

（よ）

（ロ）　（イ）

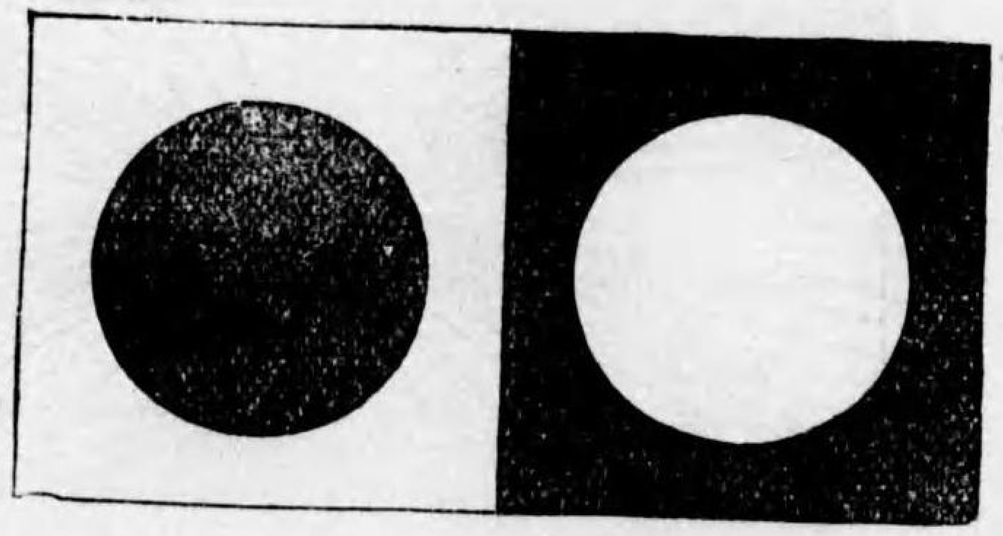

次に(わ)圖の甲のイロと乙のイロと其長を同うし、甲のハニと乙のハニと又其長を同うするも、甲は乙より短く見ゆるは何ぞや、是れロニの方は甲乙各一直線をなして其差を見難く、イロの方は其差見易くして注意を引くこと強ければなり。

(か)圖の中央にある上下の二長方形は、之を熟視する時は、白色の長方形は黒色の長方形より稍大なるか如くに見ゆるなり、而して實際は黒色の長方形の方少く大なり、是れ色と視覺との關係にして、白色の方は實際より幾分か大く見ゆるを常とす、即ち(よ)圖に就て之を證するを得べし、(イ)圖の圈と(ロ)圖の圈とは其大を同うするも、(イ)圖の方(ロ)圖より大く見ゆるなり、若し遠く離れて之を望むときは一層其差の著きを見るべし、此問題は物理學の光線に屬するものなれども此に變視の一例として掲けり。

以上は感覺上の變視の例なるが、若し知覺上變視の起る例を擧示すれば、

（た）

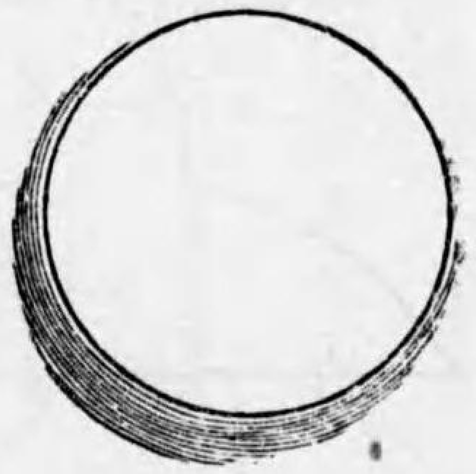

（れ）

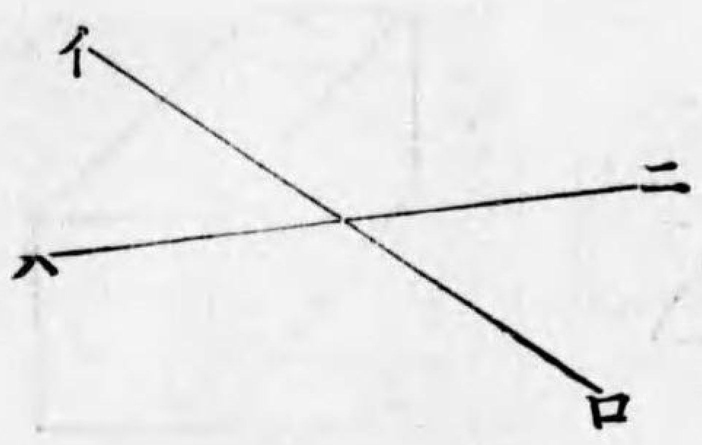

(た)圖の如く圈の一方へ影を模寫するときは圈が高く浮き上りたるが如く見ゆるなり、是れ知覺上の變視なり。

(れ)圖はイロとハニとの二線の交叉したるものなるが、之を熟視するときは、イ點はハ點より遠く、ニ點はロ點より遠くなりて見ゆるなり。

(そ)

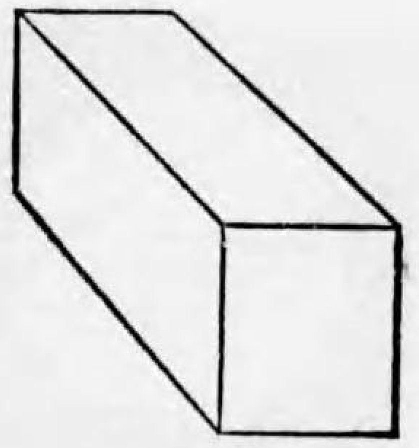

(つ)

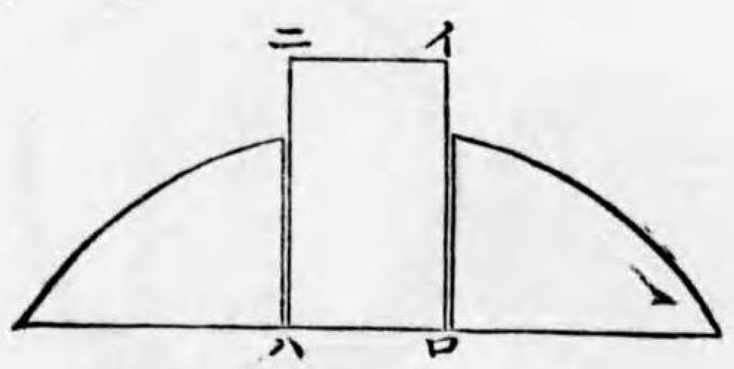

(そ)圖は平面に畫きしものなれども立方體の如くに見ゆるなり。

(つ)圖も平面に畫きしものなれども、一眼を以て或る距離に於て見るときは、イロハニの長方形は其兩側に見るものゝ前にあるが如く見ゆるなり、是れ知覺上幻視の一例なり。

(ね)

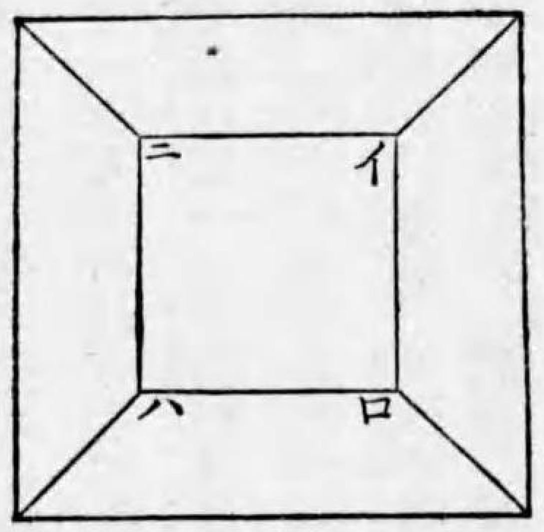

(な)

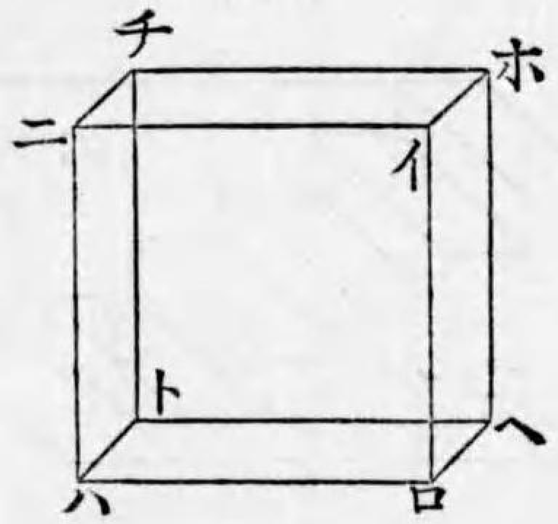

(ね)圖のイロハニの方形は之を熟視する間に隆起したるものゝ如く見え、又くぼみたるが如く見ゆるなり。

(な)圖のイロハニの一面はホヘトチの面より近く見ゆることあり、又遠く見ゆることあり。

（ら）

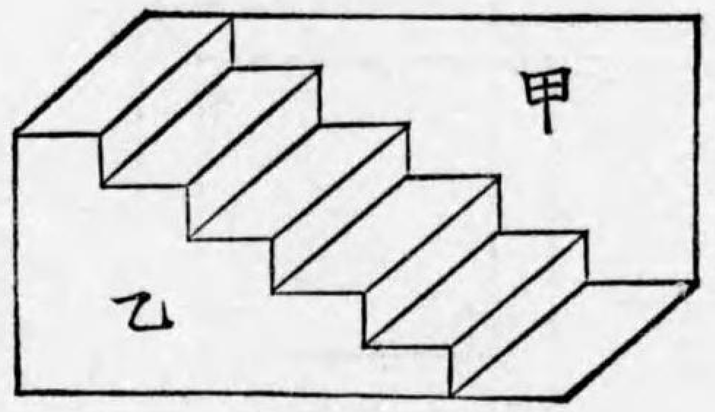

（ら）圖にありては乙面近くして甲面遠く見ゆることと、甲面近くして乙面遠く見ゆることあり。

以上は感覺及知覺の變視幻視の例にして、諸書に散見したるものを抜萃して此に掲ぐ、猶ほ其外にも參考すべきものあれども、後に幻覺を論ずるときに譲る。

次に變聽は同一の音響が外界の事情關係の異るに隨て其明微高低を異にし、或は遠近方向を異にして吾聽覺上に現ずるを云ふ、例へば隣室に在る時計の音が晝間に在ては其聲至て微なるも、夜間に至ては明かに感じ、又汽車の響が晝間聽えずして深更に至て聽き得るが如き、或は朝暮聽く所の鐘聲が晴雨方向の異るに應じて大に其感覺を異にするが如きを云ふ、蓋し聽覺も視覺と同じく相對比較によりて現ずるものにして、其前後の音響と比較して之を感ずるに異同を生ずるものなり、故に晝間聽えざる聲が夜間に至て聽き得るは、全く晝間は他に種々喧しき聲あるに依り、夜間は之を缺くに依る、汽車中に在て人と相話するに、小聲にては人をして聽き取らしむること難きも、汽車の聲の非常に喧くして之を妨ぐるに由る、余は未だ此變聽の事に就て直に實驗したる事なきも、聽覺は時間の經過を感別する力ある者なれば、先年時間の感覺を試驗したることあり、其法受驗者を一室に集め、鈴の如きものによりて時を報じ、五分七分十分等適意に時間の距離を定め、其制限に達すれば更に鈴を鳴らし、以て受驗者をして第一の鈴より第二の鈴迄の間に幾分時を經過せるやを紙上に記せしめ、更に又其時より若干分時を過ぎて鈴を鳴らし、第二鈴より第三鈴迄の間に幾分時を經過せるやを記せしむ、此の如くすること前後合せて五回乃至十回を以て之を止め各受驗者の記する所を實際の時間と合中せるや否を檢するときは、人の時間の經過を知覺する力の強弱を知ることを得べし、余此法によりて二三回試驗を行ひたるとあるに、合中するもの百中二三あるのみ、然れども此法聽覺のみによるものにあらず、若し聽覺のみによらんと欲せば、連續せる音響によりて豫め定めたる時間丈之を繼續して其聲を止め、各をして其自ら思ふ處の時間長短を記せしむること前例の如し、而して試驗の間は一同靜坐沈默して唯時間の經過のみを思はしめざるべからず、其他音樂の遠近方向を判知し、又音樂其物の度及量を識別するが如きも、別に其力を試る方法ありと雖も煩しきを厭うて之を除く。

次に變觸とは同一の物質が外界の事情關係の異なるに隨て吾觸覺上に感ずる所異なるを云ふ、

今日の心理學に在ては觸覺の外に別に筋覺を設けて、運動或は抗抵の感覺は之を筋覺と稱すれども、今茲には筋覺觸覺相合して說明すべし、例へば小兒の時は自から之に觸れて大なりと感じたるものが長じて之に觸れて其小なるに驚くことあり、是れ其物の前後異なるに非ずして、我身體の其大小を異にするを以て、之に比較して同一の物質に大小の異同あるを感ずるなり、又重き物を手に載せて後輕き物を上ぐる時には其物の著しく輕きを覺え、之に反して更に一層輕き物を手に取り、次に之より稍重き物を上ぐる時には其重きを覺ゆるは、是亦前後の比較に由る、此重量の感覺は精細に之を確知することと頗る困難にして、余は先年重量感覺の試驗法と稱して其力を試みたることあり、其始末を左に掲ぐ。

余一日哲學館生徒の重量を推測する力を試みんと欲し、教場に五個の物品を置き、生徒各員をして手にて其物を一つ一つ探らしめ、其推測せる重量を紙上に記載せしめたることあり、即ち左の如し。

試驗方法及び目的　能驗者は豫め用意したる五個の物品を出し、其各個に番號を附して之を別別に所驗者に授け所驗者は手を以て其重量を推測し其結果を紙上に記示する規則なり、而して其目的は人の感覺にて重量を推測する力を計るに在り、當日用意したる物品左の如し。

(一)　水入(陶器)　重量十六匁
(二)　けいさん(石)　同　八十七匁
(三)　煙草箱(木)　同　三十二匁
(四)　書物(洋紙)　同　五百二十匁
(五)　かばん(革)　同　三百〇八匁

所驗者四十六名中、其答の五問中の一問の實量に符合せるもの一名ありしのみ、即ち二百三十分の一なり、其餘即ち二百三十分の二百二十九は其答案悉く實量に相違せり。

余次に比較的に各人の重量感覺力を測定せんと欲し、其方法を思考し一種の新法を工夫せり、先づ初に二十五個の箱を造り、之を青黄赤白黑の五色によりて五種に分ら、各個の箱は長二寸五分、幅一寸八分、厚一寸三分のものとし、其中に綿を充たし、鉛を入れて適度の重量を作り、其第一種の各個には目方五分づつの差を與へ、第二種には一匁づつの差、第三種には一匁五分づつ、第五種には二匁づつの差を與へ、各種五匁を以て起點とし、第一種なれば五匁、五匁五分、六匁、六匁五分、七匁と次第せり、獨り第五種には二十匁以上の重量を作らんと欲し、二十匁を以て起點とし各個に一匁の差を與へて、二十一匁二十二匁と次第せり、斯くして其各種の五個に各記號を附し、一種づつ所驗者に授け、所驗者は手を以て其五個を探り輕重を計り、其最も輕きものより次第に順列して最も重きものに至り、其順序を紙上に記載し、第二種も第三種も皆此の如く其答を紙上に示さしめ、而して後能驗者は其紙を驗して各人の重量感覺を推知するなり、此法によりて數回經驗の末

其箱の稍大に過ぐることを知り、又其重量の差の宜きを得ざるを知り、更に箱を造り、長幅厚各一寸五分づつの正立方體となし之を試みるに、却て正立方に非ざるものゝ重量を感覺するに便なるを知り、更に又箱數十個を造り、上圖の如く長二寸、幅一寸五分、厚一寸と定め、五匁を起點とし、綿と鉛との分量によりて輕重を適度にし、第一種には二分五厘の差を與へ、第二種には五分の差、第三種には七分五厘、第四種には一匁の差を與へ、次第に其差を增して二匁に至り、各種五個づつにして、都合八種四十個とし、先づ其差の最も多きものを所驗者に授けて各個の重量を比較推量せしめ次第に進んで其差の少きものに至る法なり、此法によりて數十人の書生を試驗せしに、尙ほ不充分なる所あるを知り、更に改めて前圖と同一の箱五十個を造り、之を十種に分ち各種一個づつとし、共に五匁を起點とし、第一種には各個に一匁の差を附し、第二種には九分、第三種には八分と次第して、第十種には一分の差を附し、左表の如き割合を用ひたり。

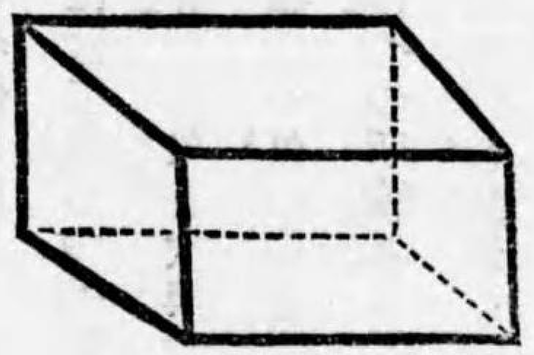

	第一種目方	第二種目方	第三種目方	第四種目方	第五種目方	第六種目方	第七種目方	第八種目方	第九種目方	第十種目方
第一個	五匁	五	五	五	五	五	五	五	五	五
第二個	六	五、九	五、八	五、七	五、六	五、五	五、四	五、三	五、二	五、一
第三個	七	六、八	六、六	六、四	六、二	六〇	五、八	五、六	五、四	五、二
第四個	八	七、七	七、四	七、一	六、八	六、五	六、二	五、九	五、六	六、三
第五個	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
	各個ノ差一匁	各個ノ差九分	各個ノ差八分	各個ノ差七分	各個ノ差六分	各個ノ差五分	各個ノ差四分	各個ノ差三分	各個ノ差二分	各個ノ差一分

此表に從ひ、各個の箱中に先づ綿を充たし、其中央に鉛片を入れ、其口を封じ、其表面に何種に屬するの記號を附し、其各個の兩側に暗號を記し、人をして先づ第一種を探り、其最も輕きものより次第に重きものに及ぼし、之を一行に並列せしむ、若し其並列せるもの暗合の順序に合する時は之をして第二種を探らしめ、前の如く順序正しき時は第三種を探らしむ、若し其順序正しからざる時は再び試るを許し、再試の上尙ほ誤ある時は其試驗を止め、之に二點を與ふるなり、斯くして次第に進みて第五種に至りて始めて誤ある時は四點を與へ、第九種に至りて始めて誤ある時は八點を與へ、第十種に至りて尙ほ其順序正しき時は十點を與ふるなり、若し第一種の試驗に已に誤ある時は零點を附するなり、此規則に從ひ種々の學校に至り試驗を施しゝに左の結果を得たり、學校は左の四ヶ所なり。

哲學館（男）　生徒年齡凡そ二十歲乃至三十歲

郁文館(男)　　同　年齢凡そ十四五歳乃至二十歳
成立學舍女子部(女)同年齢凡そ十四五歳乃至二十歳
盲啞學校盲生(男女共)同年齢凡そ十二三歳乃至二十歳
同　啞生(男女共)同年齢凡そ十歳乃至二十歳

此の諸校の生徒の點數を表によりて示すこと左の如し。

校名	零點	一點	二點	三點	四點	五點	六點	七點	八點	九點	十點
哲學			二	八	三	二	八	十二	十五	七	三
郁文			三	三	四	二	四	八	五	二	
成立		一			三	二	二	五	八	二	
盲生	五				一	二	七	九	二		一
啞生	十二	二	四	二	一	二	一	六	四	一	
合計	十七	三	九	十三	十二	十	廿二	十四	卅四	十二	四

即ち哲學館にては二點を得たるもの二名、三點を得たるもの八名、四點を得たるもの三名、其他之に準じて知るべし、若し一學校に付、所驗生徒の總數と點數の總計とを比較して平均數を求むる時

は左表の如し。

校名	人數	點數	平均	順序
哲學	六十人	三百九十五	六、五八	第二番
郁文	三十一人	百七十九	五、八三	第三番
成立	三十三人	百五十二	六、六〇	第一番
盲生	二十七人	百四十五	五、三七	第四番
啞生	三十五人	百十九	三、四〇	第五番
合計	百七十六名	九百九十點	五、六二	

此表によるに平均點數の最も多きものは成立學舍女生徒にして、最も少きものは啞生徒なり、即ち重量感覺力は女生徒を第一とし哲學館之に次ぎ、郁文館又之に次き、盲生其次、啞生又其次なり、而して總計の平均數五、六二なれば、人の平均感覺力は第五種と第六種との間に在り、即ち目方六分の差あるもの乃至五分の差あるものとを認別することを得るなり。

凡そ重量感覺は人の職業、年齢、經驗習慣等によりて大差あるは明瞭なる事實にして、啻に男女盲啞の間に其差を見るのみならんや、且つ物品の目方増加するに從ひ其輕重を辨別すること難きもの

なり、例へば目方十匁以上なれば一匁の差を知ることを得るも、二十匁以上に至れば一匁の差を知ること難し、余が經驗する所によるに、或生徒中にて十匁以下にて一分の差を識別する力を有するものあれば之に二十目以上の箱一個を與へ、其各個重量の差二分なるも之を識別すること能はざりき、何者二十匁の物品にて二分の差は五匁の物品にて五厘の差に相當する比例なればなり、故に余は此重量比較推測品の目方を五匁より十匁以内と定め、人の年齡も十歲以上三十歲迄を取りて試驗を施せり、此試驗の成績によるに、人の重量比較推測力は左の如き表にて示すことを得るなり。

上等			中等			下等			等外
十點	九點	八點	七點	六點	五點	四點	三點	二點	一點

即ち試驗によりて一點を得たるものは等外とし、二點を得たるものは下等の下とし、三點は下等の中とし、四點は下等の上とし、五點は中等の下、六點は中等の中、七點は中等の上、八點は上等の下、九點は上等の中、十點は上等の上、即ち最上等重量感覺力とするなり、此規則に從うて衆人の上に試驗を施す時は衆人の感覺力を判定することを得べし、是れ余が試驗によりて得たる結果なり。此成績によりて之を考ふるに觸覺によりて重量を判知すること頗る難きを知るべし、左に至て興味ある例を擧げて之を示さん。

(イ)豆州修善寺村に源賴家の墓あり、石塔なり、其上石は當時人の吉凶を卜するに用ふ、修善寺溫泉名所記に曰く、近代土人及び入浴人も、御石塔の上石を手づから持ち上げて、輕く上ると重く上るとを試みて諸事の吉凶を卜することあり、之を御伺と云ふ、行きて之を見るに、其重凡そ二三貫目位ありと覺ゆ、此に入浴するものは先づ其石に向ひて、何れの溫泉最も己に適するかを問ひ、其輕重によりて之が判斷を下し、其最も適する所のものに浴すといふ。

(ロ)東京丸山新町三十一番地に吉田教會とか申す一小庵ありて、大日如來を安置し、諸方より信者の來詣するもの甚だ多し、其來詣人の話に、佛壇の前に凡そ長四寸幅厚共一寸角位の鐵棒あり、此鐵棒が人の問に應じて相應の答を與ふといふ、詣づるもの之を握りて、何ぞ輕く願ひますといへば輕く擧がり、磐石の樣に願ひますといへば何程力を用ふるも擧がることなし、是より色々の問答をなし、例へば明日は天氣が宜いか又惡いか、若し宜いならば輕く願ひますと云ひつゝ之を擧ぐるに輕く擧がれば即ち天氣の宜きを知り、擧がらざれば天氣の惡きことを判定す、又商法の當るか當らざるかを問はんと思はゞ、先づ豫め當るときは、輕く願ひます、當らざるときは重く願ひますといひて鐵棒を擧ぐるに、輕く擧がれば商法の當るなりと判定し、重くして擧がらざるときは當らざることゝ判定するなり、此樣にして何にても未來の知るべからざることあらば、其鐵棒に向うて尋ね、幸に其答の事實に合することあれば是れ大日如來の御知らせを得たるなりといひ、當らざるときは我

が信心の未だ足らざるによるといひて、諸方より信者の來集するあり、中には日參するもありて毎日身の上の吉凶禍福を尋ぬるものあり、而して信仰深きものには必ず其効驗ありといふ。

(ハ)甲州北都留郡廣里村の內、大月區字澤井の或農家に、年來丈け一寸二三分位の觀音の像を安置せり、此像能く人の吉凶禍福を告ぐと稱す、人あり若し某事の吉凶を問はんと欲せば、先づ其事を其家の老婆に告ぐべし、然るときは老婆其像に對して祈願し、試みに之を揚げ、其輕重によりて之を判斷するなり、其重きときは老婆の力にては到底揚ぐること能はざる樣に見ゆといふ(田之倉眞誓氏報)

(ニ)栃木縣上都賀郡下押原村大字樅山光明寺に古來一軀の石佛あり、人若し之に祈るとあるときは其像を擧げ試み、其輕重によりて成否を判斷すと云ふ、予近日之を實驗せり、乃ち先づ其像を持上げて重量を試み、然る後に祈願する所ありて更に之を擧げしに、前回より稍重く感じたり、其後數回擧げ試みしに、其度每に多少輕重の差ありしが如し、但し其差の如何程なりしかは知ることを得ざりき、云々(出井侃氏報)

(ホ)秋田縣南秋田郡山谷村字東山臺といふ所に、重さ五六貫目の石あり、里人之を『姉ご石』と呼ぶ、人若し其小なるを見、一擧して擧げんと欲せば非常に重くして容易にあがらず、然れどももし婦女に對する時の如き心持にて擧ぐる時は輕くあがるといふ、是れ實に『姉ご石』の名ある所以にして其石

恰も男子を慕ふものゝ如しといふ、(佐々木甚之助氏報)

(ヘ)宮城縣仙臺木之下藥師堂に一軀の佛像あり、木製にして長さ三尺許なり、病氣其他の事故にて其像を揭ぐるに或は輕く或は重し、其輕重により、出來事の難易吉凶を判すべしと傳ふ、云々(藤崎源六氏報)

是れ皆變觸幻觸を證するものにして、木石佛像其物に輕重の差を生ずるにありとす、之を揭ぐる人の精神作用によりて其差を生ずること明かなり、故に之を變覺の例となすよりは寧ろ幻覺の例となすべし、而して斯る幻覺の主ずるは觸覺にて重量を判知するの難きによらずんばあらず、而して之によりて考定する所事實に合するとあるは其人の無意識觀念の作用に歸せざるべからず、例へば天氣の晴雨を問ふに、其無意識中に多少天氣を豫知すべき力ありて存するも、自ら之を識覺せず而して其作用を不覺筋動となりて外界に示すによる、コツクリの如き棒寄せの如き皆此例なり、其說明は總論說明篇第四及心理學部門心術篇に就て見るべし、其の他之に屬すべき一例は東京市本鄕區駒込千駄木町に月讀教會と稱して神道の一小教會あり、教主は年齡六十前後の老婦にして、小倉照と稱す、堂內に月讀大神を祭る、蓋し本尊は太陰なり、人若し此に至て吉凶禍福を尋ぬるときは、老婦神前に向ひ合掌默禱し、供物臺の如きものを片手にて揚げ、其輕重によりて神感を知ると云ふ、是れも亦變觸幻觸の一例となすべし。

次に變嗅變味は同一の物質を味嗅兩覺上に之を感じて、其實際より異なりたる感覺を生ずるを云ふ、嗅覺に至ては香臭を發する所の物質の遠近方向に依て其感覺を異にするは勿論、或は空氣の厚薄溫度の高低に應じて此感覺を異にするものなり、味覺に至ては外物を知覺する力最も弱しと雖も、經驗習慣の力に依て多少之を辨別することを得、或は深く茶を好み酒を嗜むものに至ては其辨別力大に進み、一椀を喫して直に此品は一斤何匁の茶なるを判知し、又一杯を傾けて、直に此酒は何地方の産物なるを識別し得るに至る、斯の如く味覺に依ても大に其辨別力に長ずるものあるも、其前後に感覺する所のもの異なる時には之に比較して同一の味を感ずるに必ず異同を覺ゆる者なり、苦き物を味ひて後砂糖を味ふと甘き物を味ひたる後砂糖を用ふるとは、其味大に異なるを覺ゆるは皆人の實驗に徵して知る所なり、然れども味嗅兩覺に至りては必ず精神作用の影響を受くるを以て之を變覺より寧ろ幻覺に屬するを適當なりとす。

次に有機感覺即ち體覺の事は別に其項目を掲げざるは其原因全く外界に存せざるにより、即ち其感覺は身體內部に起るを以て之を變覺の部に加へざるなり、之を要するに變覺は五感に應じて五種に分ちたるも、其最も變覺に關係を有するものは視覺聽覺觸覺の三種なり、既に變覺を說明し終れば、是より幻覺に移て說明せんと欲す。

第三節（幻覺妄覺）　兩覺の事は總論說明篇に於て詳述せるを以て此に再說せるを要せず、唯病的に

よりて起す所の狀態に面白き例あれば、ハンモンド氏の精神病論によりて抄譯する所左の如し。

一紳士の甚しく金錢上の損失を蒙りし爲めに非常の憂悶悲歎に沈みしものあり、予の許に來りて、其言を聞くに其每夜寢に就かんとするに當り視覺の幻影に惱まさるゝは、何の故なるかを謀れり、此紳士の家の階段上に大なる梯柱ありしが室內の明煌なるにも拘らず、此梯柱は常に長大にして細薄なる一婦人の猛惡なる魔相を以て氏を斜睨しつゝ亢立するものゝ如く見え、其梯柱に觸るゝに至れば幻影初めて消滅するも此物體の視線に入りし時より之に觸るゝに至るまでは依然として存立せり、故に氏の之を避くる唯一の方法は、其兩眼を緊しく閉ぢて梯柱を通過し了るまでは之を開かざるにありしと云ふ。

セント、ラレサは屢〻己が念珠に付せし木製の十字架は天上界に在りと思はるゝ至美の四寶石より成れる他の十字架に變ずることを見たりと云へり。

カパニー氏は數度手掌の膿腫を患ひし或人が、此病患の際は其寢床は己が身體を離れて沈沒し去るが如く感ぜしことを氏に語りたりと云へり、運動中樞の疾病に罹りし人にありては溫度及び重量に關する幻覺あるを常とす、而して此場合には障害は脊髓に於て存するものなり、されども脊髓は或度までは、又觸覺の中樞なりと看做すべき理由ありとす。

詩人ゲーテの朋友マダムダルニム女は妄覺の事について己の實驗せし所なりとて記して曰く、予は